

# 目 次

## ◎第5回臨時会

○9月11日（第1号）

日程第1	会議録署名議員の指名 .....	3
日程第2	会期決定の件について .....	3
日程第3	議案第70号及び発議第2号の2議案一括上程 .....	4
日程第4	質疑・討論・採決 .....	9

### 付議事件及び審議結果一覧

付議議会	議案番号	件名	結果	年月日
平成20年 第5回臨時会 (9月)	議案第70号	平成20年度三股町一般会計補正予算 (第2号)	原案可決	9月11日
〃	発議第2号	三股町議会会議規則の一部を改正する 議会規則	原案可決	9月11日

## ◎第6回定例会

○9月16日（第1号）

日程第1	会議録署名議員の指名 .....	33
日程第2	会期決定の件について .....	33
日程第3	議案第71号から議案第81号までの11議案一括上程 .....	36
日程第4	決算審査報告 .....	38
日程第5	議案第82号から第92号までの11議案、諮問第1号、報告第7号から第9号までの3件、請願第2号、陳情第5号並びに意見書案第6号から第9号までの4件一括上程 .....	39
日程第6	質疑・討論・採決（議案第89号、第91号及び諮問第1号並びに意見書案第6号、第7号、第8号、第9号） .....	45

○9月18日（第2号）

日程第1	総括質疑 .....	52
------	------------	----

日程第2	常任委員会付託	57
○10月1日(第3号)		
日程第1	一般質問	60
	3番 上西 祐子君	60
	10番 山中 則夫君	71
	4番 大久保義直君	83
	1番 指宿 秋廣君	92
○10月2日(第4号)		
日程第1	一般質問	110
	5番 重久 邦仁君	110
	7番 池田 克子君	127
日程第2	追加議案第93号の取扱いについて	138
○10月3日(第5号)		
日程第1	常任委員長報告	143
	総務厚生常任委員長	143
	建設文教常任委員長	147
	一般会計予算・決算常任委員長	148
日程第2	質疑(議案第71号から議案第88号及び議案第90号並びに請願第2号、 陳情第5号)	150
日程第3	討論・採決(議案第71号から議案第88号及び議案第90号並びに請願第 2号、陳情第5号)	150
追加日程第1	意見書(案)第10号上程	159
日程第4	質疑・討論・採決(議案第92号)	160
日程第5	議案第93号上程	163
日程第6	質疑・討論・採決(議案第93号)	164
日程第7	常任委員会の閉会中の審査事項について	166
日程第8	議員派遣の件について	167

#### 付議事件及び審議結果一覧

付議議会	議案番号	件名	結果	年月日
平成20年 第6回定例会 (9月)	議案第71号	平成19年度三股町一般会計歳入歳出決算の認定について	原案認定	10月3日
〃	議案第72号	平成19年度三股町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について	原案認定	10月3日
〃	議案第73号	平成19年度三股町老人保健特別会計歳入歳出決算の認定について	原案認定	10月3日
〃	議案第74号	平成19年度三股町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について	原案認定	10月3日
〃	議案第75号	平成19年度三股町介護保険サービス事業特別会計歳入歳出決算の認定について	原案認定	10月3日
〃	議案第76号	平成19年度三股町梶山地区農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について	原案認定	10月3日
〃	議案第77号	平成19年度三股町宮村南部地区農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について	原案認定	10月3日
〃	議案第78号	平成19年度三股町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について	原案認定	10月3日
〃	議案第79号	平成19年度三股町墓地公園事業特別会計歳入歳出決算の認定について	原案認定	10月3日
〃	議案第80号	平成19年度三股町国民健康保険病院事業会計決算の認定について	原案認定	10月3日
〃	議案第81号	平成19年度三股町水道事業会計決算の認定及び剰余金の処分について	原案認定 及び可決	10月3日
〃	議案第82号	専決処分した事件の報告及び承認について(三股町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例)	原案承認	10月3日
〃	議案第83号	平成20年度三股町一般会計補正予算(第3号)	原案可決	10月3日

平成20年 第6回定例会 (9月)	議案第84号	平成20年度三股町国民健康保険特別 会計補正予算(第2号)	原案可決	10月3日
〃	議案第85号	平成20年度三股町後期高齢者医療保 険特別会計補正予算(第2号)	原案可決	10月3日
〃	議案第86号	平成20年度三股町介護保険特別会計 補正予算(第2号)	原案可決	10月3日
〃	議案第87号	平成20年度三股町介護保険サービス 事業特別会計補正予算(第1号)	原案可決	10月3日
〃	議案第88号	平成20年度三股町水道事業特別会計 補正予算(第1号)	原案可決	10月3日
〃	議案第89号	財産の取得について(水槽付消防ポン プ自動車)	原案可決	9月16日
〃	議案第90号	町道路線の認定について	原案可決	10月3日
〃	議案第91号	教育委員会委員の任命について(森 隆一)	原案同意	9月16日
〃	議案第92号	副町長の選任について	原案同意	10月3日
〃	議案第93号	工事請負契約の変更について	原案可決	10月3日
〃	諮問第1号	人権擁護委員の推薦について(岩崎 健一郎)	適任	9月16日
〃	報告第7号	平成19年度決算に基づく健全化判断 比率の報告について		
〃	報告第8号	平成19年度決算に基づく資金不足比 率の報告について		
〃	報告第9号	教育に関する事務の管理及び執行の状 況の点検・評価の報告について		

平成20年 第6回定例会 (9月)	基金報告 第1号	三股町物品調達基金運用状況報告書		
〃	基金報告 第2号	三股町土地開発基金運用状況報告書		
〃	基金報告 第3号	三股町の宮崎県証紙購入基金運用状況 報告書		
〃	基金報告 第4号	三股町財政調整基金運用状況報告書		
〃	基金報告 第5号	三股町公共施設等基金運用状況報告書		
〃	基金報告 第6号	三股町減債基金運用状況報告書		
〃	基金報告 第7号	三股町ふるさと振興人材育成基金運用 状況報告書		
〃	基金報告 第8号	三股町ふるさと振興伝統文化継承基金 運用状況報告書		
〃	基金報告 第9号	三股町社会福祉基金運用状況報告書		
〃	基金報告 第10号	三股町すこやか福祉基金運用状況報告 書		
〃	基金報告 第11号	三股町消防団活性化基金運用状況報告 書		
〃	基金報告 第12号	三股町ふるさと農村活性化基金運用状 況報告書		
〃	基金報告 第13号	都城盆地土地改良事業基金運用状況報 告書		
〃	基金報告 第14号	三股町ふるさと振興基金運用状況報告 書		

平成20年 第6回定例会 (9月)	基金報告 第15号	三股中学校施設整備基金運用状況報告書		
〃	基金報告 第16号	三股町衛生センター施設整備基金運用状況報告書		
〃	基金報告 第17号	三股町国民健康保険準備積立基金運用状況報告書		
〃	基金報告 第18号	三股町介護給付費準備基金運用状況報告書		
〃	基金報告 第19号	三股町墓地公園管理基金運用状況報告書		
〃	基金報告 第20号	三股町公共下水道整備基金運用状況報告書		
〃	請願第2号	郵政民営化法の見直しに関する意見書の提出について	採 択	10月3日
〃	陳情第5号	上米公園パークゴルフ場のコースを増設して頂きたい	継続審査	10月3日
〃	意見書第6号	原油価格高騰に関する対策を求める意見書(案)	可 決	9月16日
〃	意見書第7号	入札制度改革についての意見書(案)	可 決	9月16日
〃	意見書第8号	地方財政の充実・強化を求める意見書(案)	可 決	9月16日
〃	意見書第9号	食料自給率の向上を目指す農業再生の対策を求める意見書(案)	可 決	9月16日
〃	意見書第10号	郵政民営化法の見直しに関する意見書(案)	可 決	10月3日

## 一 般 質 問

発言 順位	質問者	質問事項	質問の趣旨	質問の相手
1	上西 祐子	1 町長の政治姿勢について	① 町内企業との関係について ② 溺脇組民事再生申立てによって、資金繰りに支障が出ている業者に対する支援制度はどうなっているのか。 ③ 落札後工事完了まで資材や燃料費など価格高騰した場合、請負金額を見直すことはできないか。	町 長
		2 今日の農業危機の現状とその支援策について	肥料、飼料、燃料等高騰に対して、町独自の支援策を考えるべきではないか。	
2	山中 則夫	1 行政サービスについて	健康診断の実施場所と結果について。	町 長
		2 町有地の有効利用について	① 駅舎・駅前活用の今後の取り組みについて。 ② 今市の三股中央浄化センター内の有効利用を考えてはどうか。	町 長
		3 公共下水道事業について	公共下水道の現在の加入状況、今後事業を見直すべきでは。	町 長
3	大久保義直	1 自治公民館制度について	① 自治公民館加入推進の取り組みについて。	町 長 教育長
4	指宿 秋廣	1 ライフライン確保について	① 石綿管の現状と布設替予定について。 ② 水道施設の更新予定について	町 長
		2 入札制度について	総合評価制度の現状と課題について。	
		3 医療制度について	① 医師会病院の位置づけについて。 ② 今後の課題について。	
		4 原油高対策について	① 農業支援について。 ② 福祉灯油制度について。	

5	重久 邦仁	1 改革についての取組みについて	<p>入札制度について。</p> <p>① 指名入札と一般競争入札に分けているが、今後の方針は。</p> <p>② 完工検査の判定結果と落札額との関係は。</p> <p>文化会館について。</p> <p>① 維持費用はいくらか。</p> <p>② 今後の運営について。</p> <p>投票所削減について。</p> <p>① 人件費支出について。</p> <p>② 投票率は上がったのか。</p> <p>地方公務員制度改革について。</p> <p>町としての取組みはどう考えているのか。</p>	町 長  教育長
		2 行政サービスについての町の取組み	<p>料金納付について町の取組みを伺う。</p>	町 長
6	池田 克子	1 福祉対策について	<p>成年後見制度の活用推進について。</p> <p>① 活用の実態について。</p> <p>② 活用の推進について。</p>	町 長
		2 防災対策について	<p>① 災害弱者に対する取組みについて。</p> <p>② 自主防災組織作りへの推進について。</p>	







三股町告示第21号

平成20年第5回三股町議会臨時会を次のとおり招集する。

平成20年9月8日

三股町長 桑畑 和男

1 期 日 平成20年9月11日

2 場 所 三股町議会議場

---

○開会日に応招した議員

指宿 秋廣君	財部 一男君
上西 祐子君	大久保義直君
重久 邦仁君	東村 和往君
池田 克子君	原田 重治君
中石 高男君	山中 則夫君
黒木 孝光君	山領 征男君

---

○応招しなかった議員

---

---

平成20年 第5回（臨時） 三 股 町 議 会 会 議 録 （第1日）

平成20年9月11日（木曜日）

---

議事日程（第1号）

平成20年9月11日 午前10時00分開会

- 日程第1 会議録署名議員の指名  
日程第2 会期決定の件について  
日程第3 議案第70号及び発議第2号の2議案一括上程  
日程第4 質疑・討論・採決
- 

本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名  
日程第2 会期決定の件について  
日程第3 議案第70号及び発議第2号の2議案一括上程  
日程第4 質疑・討論・採決
- 

出席議員（12名）

1番 指宿 秋廣君	2番 財部 一男君
3番 上西 祐子君	4番 大久保義直君
5番 重久 邦仁君	6番 東村 和往君
7番 池田 克子君	8番 原田 重治君
9番 中石 高男君	10番 山中 則夫君
11番 黒木 孝光君	12番 山領 征男君

---

欠席議員（なし）

---

欠 員（なし）

---

事務局出席職員職氏名

局長 岩松 健一君	書記 川野 浩君
	書記 山田 直美君

---

説明のため出席した者の職氏名

町長	桑畑 和男君	教育長	田中 久光君
総務企画課長兼町民室長			渡邊 知昌君
税務財政課長	原田 順一君	町民保健課長	重信 和人君
福祉課長	大脇 哲朗君	産業振興課長	木佐貫辰生君
都市整備課長	中原 昭一君	環境水道課長	下沖 常美君
教育課長	野元 祥一君	会計課長	上村 陽一君

---

午前10時00分開会

○議長（中石 高男君） おはようございます。

ただいまから平成20年第5回三股町議会臨時会を開会いたします。

本日の議事日程は、お手元に配付してあるとおりであります。

---

日程第1. 会議録署名議員の指名

○議長（中石 高男君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本会期中の会議録署名議員は、会議規則第118条の規定により、議長において4番、大久保君、7番、池田さんの2人を指名します。

---

日程第2. 会期決定の件について

○議長（中石 高男君） 日程第2、会期決定の件を議題とします。

議会運営委員長より報告をお願いします。議会運営委員長。

〔議会運営委員長 原田 重治君 登壇〕

○議会運営委員長（原田 重治君） おはようございます。

それでは、議会運営委員会の協議結果について御報告いたします。

去る9月8日に委員会を開催し、本臨時会に関する諸事項について協議を行いました。その結果、本臨時会の会期は本日1日限りとし、本日提案される議案第70号及び発議第2号の2議案については、委員会への付託を省略し、全体審議で措置することに決定いたしました。

以上、報告を終わります。

○議長（中石 高男君） お諮りします。本臨時会の会期は議会運営委員長の報告のとおり本日1日間とすることにし、今回提案される議案第70号及び発議第2号の2議案については委員会付託を省略し、本日全体審議として措置することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中石 高男君） 異議なしと認めます。よって、本臨時会の会期は本日1日間とすることに決しました。

議案第70号及び発議第2号の2議案につきましては、本日全体審議として措置することに決しました。

---

### 日程第3. 議案第70号及び発議第2号の2議案一括上程

○議長（中石 高男君） 日程第3、議案第70号及び発議第2号の2議案を一括して議題といたします。

ここで提案理由の説明を求めます。町長。

〔町長 桑畑 和男君 登壇〕

○町長（桑畑 和男君） おはようございます。

それでは提案理由の説明を申し上げます。平成20年第5回三股町議会臨時会に上程いたしました議案について、その提案理由の説明を申し上げます。

議案第70号「平成20年度三股町一般会計補正予算（第2号）」について御説明を申し上げます。

本案は、平成20年度から三股駅周辺の整備に着手しているところではありますが、このたび、多世代交流拠点施設整備事業として交付金の内示があったことから、これに関連した施設整備の経費を補正するものであります。

歳入歳出予算の総額79億8,898万8,000円に、歳入歳出それぞれ3,000万円を追加して、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ80億1,898万8,000円とするものであります。

まず歳入については、国庫補助金において、地域介護・福祉空間整備等交付金3,000万円を増額補正するものであります。次に、歳出については、民生費において多世代交流拠点施設として、現駅舎を買収し、改修整備する費用3,212万1,000円を増額補正するものであります。

以上、提案理由を申し上げましたが、よろしく御審議の上、御承認くださるようお願いいたします。

以上で、提案理由の説明を終わります。（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（中石 高男君） 補足説明があれば。

○福祉課長（大脇 哲朗君） おはようございます。補足説明いたします。

今回の補正は、国の交付金を利用して高齢者多世代交流拠点整備事業に取り組むものであります。

す。

具体的には、現在の駅舎を購入いたしまして、向かって右側をくいまーるの事務所、そして、左側を多世代交流の拠点施設という形で整備いたしまして、今後、町の施設として活用していくものでございます。

資料に基づきまして、福祉課の方で一括説明申し上げますけれども、質問に対しては内容によって福祉課長の方で答えることがありますので御了承いただきたいと思っております。

それでは、事前にお配りしましたこちらの説明資料の方を説明させていただきます。よろしいでしょうか。

まず1ページでございますけれども、事業の予算についてでございます。今町長の方からも説明ありましたけれども、歳入につきましては、国の地域介護・福祉空間整備等交付金というやつでございます。18年度に清流園のバリアフリー化に充てた交付金でございます。この事業につきましては、9月5日に内示を受けております。

歳出でございますけれども、老人福祉施設費といたしまして、国の方から3,000万、一般の方から212万1,000円ということで、委託料の528万2,000円につきましては、設計と、そして管理委託費を工事費の1割を計上しております。予算の段階でございますので1割を計上したところでございます。

59万1,000円につきましては、JRの委託料でございます。中身は、構内のスピーカーが今ございますけれども、構内放送用のですね、そちら。それと、券売機、自販機、それから配電線防護壁、これが工事に伴いまして架設、そして、その後の移設という形の委託料でございます。

それから工事請負費につきましては、工事費の方が2,523万2,000円、浄化槽の設置の方が52万5,000円、通信ケーブルの撤去が4万5,000円、配線箱の撤去が1万5,000円という内容でございます。

公有財産の購入費ということで、駅舎の今の本体でございますけれども、こちらの方が43万1,000円ということで、全協のときに31万円ですか——という御説明をしましたけれども、その後、附属設備の方が15万8,000円かかるということでJRの方から連絡いただきまして、本体の方はその当時からすると27万2,000円ということで若干下がってきております。

全協でも御指摘がありましたけれども、今後JRの方と協議をいたしまして、こちらについては、できるだけ負担しないような形で交渉をしていきたいというふうに思っております。

あけていただきまして、続きまして経過報告という形でございます。4ページをおあけください。全協の方では口頭説明して、ちょっと説明が足りなかったという御指摘を受けましたので、今回は、紙として整理したものを説明いたします。

まず、平成5年なんですけれども、都城地方拠点都市の地域に指定されております。内容といましては、現在の駅を中心に役場の南側まで50ヘクタールを居住拠点地域ということで指定を受けております。これを受けまして、平成7年に三股駅周辺等整備基本計画を作成しております。平成11年には、中心市街地活性化基本構想を作成しております。最近では、御存じのとおり19年にまちづくり交付金を活用するためということで、都市再生整備計画を策定しております。この計画では、現在もう着工しております産業会館の整備、そしてそれに伴う多目的広場の整備ですね。これを柱として駅周辺を再開発を計画しているところでございます。

19年9月に定例議会におきまして、全員協議会で三股駅改修を含めた都市再生整備計画について説明を行っております。12月には、定例議会の全協で、駅舎改修についてはJRの事業方針及び財源確保の観点から、まちづくり交付金制度ではなく、より補助率の高い事業に乗せる。後で出てきますけれども、宝くじ助成事業ですね。こちらの方に調整したいということで、この計画から事業を外したことを報告しております。

平成19年の9月には、庁舎内に改修検討部会というものを設立いたしまして、今日まで11回開催しております。

平成19年の7月にJRとの協議ということで、駅舎の財産費と及び改修に伴う事務手続や作業内容について確認をしております。今日までに三股駅等でJR関係者との現地協議を2回、そしてJR鹿児島支社でも事前協議を行っております。

先ほど申しましたより補助率の高い事業ということで、地域活性化センターの宝くじ助成事業、こちらの方がハード整備に2,100万を活用できるという事業でございましたけれども、駅舎の整備を試みましたが、県内で3団体名乗りを上げて、三股町が推薦を受けたところだったんですけれども、最終的には不採択という形になってしまいました。そのことから、駅舎改修につきましては長年の懸案事項であることから、不採択後も引き続き検討部会を再開いたしまして、並行して財源確保に模索していたところでございます。

そのような中、ことし7月に厚生労働省の地域介護・福祉空間整備等交付金という活用を県の方から相談がありまして申請を行ったところでございます。当初は、8月の中旬ぐらいに前年度の実績から内示があるということで、内示があり次第、臨時議会を計画しておりましたけれども、今年度大分作業的におくれまして、内示が来たのは、結果といたしまして、全協の翌日ですね、内示が来たところでございます。

5ページから7ページまでは、7月末に申請したときの、申請書の写しでございます。5ページがかがみ、そして、6ページが様式に従いまして計画書を出しております。それに添付する形で、7ページの方の町独自の整備計画書を国の方に出しております。

前日もお話しいたしましたが、3番の事業概要の事業費についてなんですけれども、こ



のときの、7月末のときの事業費の積算でございまして、概算ということで、今回もっと詳しいのをと言われたところでございますけれども、この時点では、駅舎についても31万1,000円というような事業費になっております。

あけていただきまして、8ページでございますけれども、こちらにつきましても全協の方で御説明したところですが、もう一度、地域介護・福祉空間整備等交付金とはというところだけを読み上げたいと思います。国民が住みなれた地域で暮らし続けることができるようにするためということで、各市町村が地域の実情に合わせて、地域提案型で、裁量や自主性を生かしながら介護サービス基盤を整備することを支援する国から市町村への交付金ですよということで、9ページの方に今後のスケジュールというところで、9月の定例会にかけたら、日程的に間に合わないということで全協でもお話をしたところがございます。

そしてあけていただきまして11ページになるんですけども、全協のときに、若干、こちらの方が説明が足りないということで、4点議員の皆さんの方から質問がございましたので、この場を借りて回答させていただきます。まず1番の改築はできないのかという御質問でございました。二本線で書いておりますけれども、この事業は、国が示している採択指標でも既存資源を活用することというのが明記されておりますので、改築ではできないと。改修、あくまでも改修ですよという内容でございます。

それから経緯のところでございますけれども、まちづくり交付金により駅周辺の整備を計画いたしましたして、今年度物産館を建設中でありまして、平成16年に行った住民アンケート調査においても、駅舎について整備してほしいという結果が出ていましたけれども、これまでなかなか財源が確保できずに、そのまま手つかずの状態でしたところがございます。JRにも再三、整備要望を行ってきましてけれども、現時点でも駅舎整備の考えはないため、現在駅前の公衆トイレを今終わっておりますけれども、あれは駅トイレではなくて、公衆トイレとして町の方で整備したものでございます。

今回は、介護福祉・空間整備等施設整備交付金によりまして、駅舎を買い取り、公共交通機関の結節点と交流スペースを主体とした整備であります。ということで、一番下の方に掲げておりますけれども、9月5日に交付金3,000万、満額の内示があったところがございます。

2番につきましては、交流サロンで行う事業はということなんでございますけれども、今回の整備の目的ということで大きく2つあると思います。先ほど言いましたように、右側をバス事務所、そして左側を交流サロンということで。まずはバス事務所ですが、バス事務所は町のコミュニティーバス、くいまーと、宮交バス、そしてJR、タクシーもあると思いますけれども、そういう公共交通機関の結節点として位置づけまして、バス利用者等の交通弱者や、そして物産館利用者が交流できる場として整備することを一つの目的としております。

もう一つ大きいものが、多世代の交流スペースということで、バス利用者の待合場所としての利用、そして各地域の公民館等で現在実施しております血圧測定、健康状態の聞き取りなどの一会場、会場をふやすという意味ですね。時には、東原集落を声をかけて集まってもらうことがあると思いますし、ここに書いてありますとおり、バスで来られて、来ていただいて、そこで会場として利用することも考えられます。

それから、現在も定期的に行われている児童たちの絵やその他の作品の展示につきましても活用しやすい空間として整備いたしまして、高齢者の作品等も展示も行えるように多世代の交流の場として活用していきますということでございます。

バス車庫の整備はということで3番でございます。全協でお話ししましたけれども、車庫の整備については、現在その開発公社が所有する西側の土地ですね、こちらにどうしても必要だということで今検討中でございます。今回、計上できなかった理由ということで、その車庫、西側の土地については車庫の設置だけではなくて、西側エリアの活用も含めて検討する必要があったということと、そして今回の交付金では、車庫は対象にならなかったということでございます。

それから、議員の方から、2階建てにしてはどうかという質問がございましたけれども、これにつきましては、今の施設の上の方に高圧線が走っておりまして、2階建てにすることは困難ということで考えております。またJRの方からも影響のないような建物で整備してくださいということをおっしゃっておりますので、ちょっと現在のところは困難であるというふうに考えます。

4番ですけれども、単価が高いのではということで御質問がございました。今回は、さっき説明したように、改修という形で単価が高いんじゃないかと言われてきたけれども、今の施設をあくまでも改修ですから、ある程度残して一部分を取り除きながら、屋根、そして壁、床、空調、水回りという形で、全面的な改修という形になります。ここに書いてありますとおり、ほぼ改築に等しい費用と耐震補強を見込んでおります。

また、設計のない中での積算根拠は、今の理由と同じで、補助事業等を利用して建設してきた建物の建築単価を参考に事業費の積算を行っており、設計や設計管理については、予算段階では工事費の10%を計上させていただいたところでございます。

以上、簡単ですけれども説明終わります。よろしくお願いたします。

○議長（中石 高男君） それでは、次に発議第2号の提案理由の説明を求めます。財部君。

〔2番 財部 一男君 登壇〕

○議員（2番 財部 一男君） それでは説明を申し上げます。

発議第2号「三股町議会会議規則の一部を改正する議会規則」についての趣旨説明をいたします。

本案は、さきの地方自治法の改正により、議会は会議規則の定めるところにより、議案の審査、

または議会の運営に関し、協議、または調整を行うための場を設けることができるという規定が、新たに第100条第12項として制定されたことに伴い、全員協議会を法律上の正規の議会活動として位置づけるため、会議規則の一部を改正を行うものであります。この改正により、今後全員協議会への出席は、費用弁償の支給及び公務災害補償の対象となるものであります。

また、議題に対する質疑の回数については3回までとしてきましたが、全体審議や通常、委員会付託をしていない臨時会での質疑の充実を図るため、3回を5回に変更するものであります。

よろしく御審議の上、御承認くださるようお願いいたします。終わります。

○議長（中石 高男君） なお、これから2議案について質疑、討論、採決を行います。質疑の回数の変更を含む発議第2号は、この後採決します。仮に可決されても、議長名での公表手続を踏まないと改正案の効力が発生しませんので、今回は、会議規則第54号のただし書きの規定により、議長の権限で質疑の回数を5回までに許可するものいたします。

---

#### 日程第4. 質疑・討論・採決

○議長（中石 高男君） 日程第4、質疑、討論、採決を行います。

それでは、これより議案第70号「平成20年度三股町一般会計補正予算（第2号）」を議題として質疑、討論、採決を行います。

それでは質疑ありませんか。指宿君。

○議員（1番 指宿 秋廣君） 何点か、質問をしていきたいと思えます。

今質問と補足説明の中で、附属施設というふうにありましたけども、附属施設どこがあるのかなあとよくわからなかったもので、どこですと教えてもらえると、駅舎以外にですね、ありがたいと思えます。1点。

もう1点目は、これ確認の意味で申し上げますが、これを行った場合に、新たな補助、要するに、多世代交流としてこういう事業をしないといけませんよと、後から補助をやったと、3,000万円やったんで、お宅のこの申請書にやってる多世代交流という事業は何をやりますかという形で新たな制約は本当はないんですね。これは確認です。

3点目、3,000万円で補助がなってるわけですが、最近の工事入札等々を見ると、100%で、もしくは90%以下で来ることがありますね。そうなった場合に、3,000万を下回るという可能性がありますね。そうなった場合に、これについては補助金を返還になるのか。それともグレードを上げて3,000万円をクリアしないとイケないのか。

4点目、今回の全協で説明をされたときとお金が変わっています。工事費が委託料へ変更になっております。ただいまの補足説明でも、工事費の10%と言われたと思えますが、工事費の10%であれば、この金額に合致しない。11万8,000円ほど下回るはずですが、この根

掘について、委託料まで含んだ10%になってますよね。工事費の10%になってません。

この4点について、まず答弁をお願いをしたいと思います。

以上です。

○議長（中石 高男君） 福祉課長。

○福祉課長（大脇 哲朗君） まず、附属施設なんですけれども、駅舎の向かって左側に電気室がございます。電気室から、今駅舎を通じてケーブルが入っておりますけれども、今回の町が購入して整備することによりまして、JRの方では電気室から直接ホームの方に線を引き直すと。それが財産として残っているということで、その経費の方が15万8,118円残っておりますということでございます。

先ほどもちょっと言いましたけれども、31万1,000円が本体価格だったんですけれども、そちらの方は、この前の時点で27万2,135円に落ちてきておりますので、この本体の27万2,000円と附属施設の15万8,000円を足した金額が43万1,000円ということで、今回計上させていただきました。1点目はそういうことでございます。

それから、事業を、どういう事業をしていかなければいけないかというような制約があるのではないかとございまして、先ほどもちょっと触れましたが、市町村の提案事業みたいな形で今回は採択を受けておりますので、この計画書に沿った形で事業を推進していくということで、国・県も了承をいただいておりますので、今後は、左側の部分については交流サロン、そして右側についてはくいまーるの事務所という形で活用していきたいというふうに考えております。

それから3番目は、これは国の交付金ですので返還というのは考えられないというか、もし単価が落ちてしまったときには追加をやりたいというふうに考えております。

すいません、あと1点は何だったですか。（「工事費が今回国に対してどうなる」と呼ぶ者あり）あっ、わかりました。すいません。申しわけありませんでした。工事請負費等なんです。大変申しわけない、説明がちょっと悪かったんですけれども、工事請負費等ということで、工事請負費の方が2,581万7,000円ですけれども、その上の段のJRの委託料59万1,000円が含まれております。59万1,000円と2,581万7,000円ですかね。こちらの方を足して、2,640万8,000円ですね。こちらの1割を計上させていただいたという形になります。

説明不足で申しわけありませんでした。

○議長（中石 高男君） 指宿君。

○議員（1番 指宿 秋廣君） 今の質問の中でちょっとわからなかったんで、もう1回教えてください。追加を行うちゅうのは、何を考えていらっしゃるのかな。

例えば、今回に最低制限価格を設けられるでしょうが、例えばそれで80%とかだった場合、20%分の工事費が下がると、もしくは委託費もそうだということになると、3,000万——3,200万ですか、ぎりぎりですけども、例えば2,600万とか、話が、可能性が出てこないわけではないときに、3,000万をクリアするために、400万円の、わかりません、わかりませんが、何を、例えばシャンデリアでも建てるのか、大理石にされるのかわかりませんが、少しそこら辺の詰めをもう少ししてもらわないと、追加を行う。ちょっともう1回内部分で教えてほしいと思います。

それから、工事費だと、最後の答えですね。工事費だと言われたんですね。ここにも説明に工事費と書いてあります。工事費の10%を見込んでおります。書いてありますね、説明資料、ここに。書いてありますね。いや、それは委託料も入ってるんですよというのは答弁になってない。等という字がどこにも入ってないんです、これ。工事費の10%を見込んでおりますと書いてあるんですね、この説明資料。だから、工事費の10%を見込んでもらわないと。要するに、ここからあやがつきかねんなあと考えておりますので、もう1回、その2点についてお答えをお願いします。

○議長（中石 高男君） 福祉課長。

○福祉課長（大脇 哲朗君） 先ほど追加と言いましたのは、例えばの話ですけども、備品、単体の備品はこの事業には乗っからないんですけども、附属設備としての備品は認められております。空調は当初から考えておりますけれども、例えばの話ですけども、中の交流サロンの事業の実施に伴いまして、例えば可動式のいす、机、それから畳等の畳部屋の可動式のやつ、こういうのも検討をしていきたいなというふうに考えております。本体自体は、この計画でいきますけれども、附属設備の方をそれに充てていきたいというふうに考えております。

それから、工事費の10%ということで、確かにこの回答の方には書いてございますけれども、実際は委託料の一部を含むものでございますので、この回答書については訂正を、申しわけございません、お願いしたいと思います。

○議長（中石 高男君） 指宿君。

○議員（1番 指宿 秋廣君） 質問の中身のところで、こういうことがあると、また次何かあるのかなあと疑念を抱きかねませんので、要するに、これの仕分けが委託料にしなければならなかったから苦肉の答弁だろうと思うんですが、私が心配するのが、こんなんで大丈夫かな～というのがまず一つあります。

それから運営費ですよ。今後の、駅舎をして、運営費がゼロなわけじゃないわけですよ。ゼロじゃない。例えば水道料、電気料が、新たには絶対発生をするわけですね。空調費があるちゅうんだったら電気代相当。この交流サロンまで空調施設が多分あるんでしょうから——という

運営費というのは、大体年間どれくらいを見込んでいらっしゃるのかということも教えていただけるとありがたいと思っています。

以上です。

○議長（中石 高男君） 福祉課長。

○福祉課長（大脇 哲朗君） 運営については、主に維持管理費だということで考えておりますけれども、現在のくいまーるのバス事務所が月3万円という形で今借り入れをしております。年間36万ということで、この36万を維持管理費の方に充てたいというふうに考えております。実際、どのくらいというのを現在のところは積算しておりません。

○議長（中石 高男君） 指宿君。

○議員（1番 指宿 秋廣君） 3回を飛び越えてしまいました。配慮ありがとうございます。

3万円を充ててますよと。そしたら、そこはまた新たに出るわけですから。要するにそこは当分は車庫借りるわけですね。車庫は無料になるんですか。その建設業協会の車庫については、無料借りになるのかどうか。事務所管理費については3万円を今まで払っておったかもしれんけど、全体合わせて3万円なのかわかりませんが、説明では、車庫は——車庫は、当分の間、建設業協会をお借りしますというふうに言われたわけで、そうすると、ただちゅうわけにいかんと思いますよね。ただというわけにはいかん。そうなったときには、何がしかの金を払わざるを得ないわけですね。

だから、3万円はわかりました。わかったちゅうか、それくらいであるのかどうかそれはわかりませんが、積算はぴしゃっとしてももらえると大体これくらいですよ。これも義務的経費になりますので、そこら辺をお願いをしたいと思いますし、先ほどの説明のここの考え方的なところ、要するに、もとに戻りますね、3,000万円のグレードの話も私自身としてはうーんと腑に落ちないところがあります。答弁をお願いしたいと思います。

○議長（中石 高男君） 総務企画課長。

○総務企画課長（渡邊 知昌君） バス事務所の件につきまして、私の方からお答えしたいと思います。

先ほど出ておりますとおり、今建設業協会の場所を借りてバスの事務所をしているわけです。維持管理としては、そこに家賃を払ってるということで3万円ほど月払ってるんですが、先ほど説明をしましたように、車庫の移転、これも来年度に整備をして向こうの方に移りたいということで考えてはいるわけですが、財源的な問題も含め、あるいは西側の土地開発公社の持つる土地の活用の問題も含めて、十分検討した上で、向こうの方に移りたいというふうに考えております。

駅舎を整備するということになりますと、当然そういった施設があれば、維持管理というのは

発生するわけでございますので、当然、その部分については維持管理費が出てくると。そして、その向こうに車庫が移る間は重複はいたしますけれども、やはりただで借りるということにはなりませんので、そういった費用と、向こうの維持管理は当然電気料、光熱水費、そういったものは発生してくるものだというふうに考えております。

ただ、どれぐらいの額になるかというところについては、今把握しておりませんので、そういったものが発生するというので、当分の間はそういった状況が生まれてくるんじゃないかなあというふうに考えておりますので、その点はよろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（中石 高男君） 指宿君。

○議員（1番 指宿 秋廣君） 最後に、先ほど最初にありました附属施設、ケーブルの話ですね。ケーブルは向こうさんで言うと、建物の一部ととられてるかどうかわかりませんが、普通は建物ではありませんよね。だから、附属施設としてそれを三股町が、これで言うと、委託料という形で、委託、JRに金を払って移設してもらおうというふうな認識で、要するに委託料という形やから、JRが業者に、業者に工事を発注するので、三股町は委託料で払うという認識でよろしいのかどうか、お答え願ひます。

○議長（中石 高男君） 福祉課長。

○福祉課長（大脇 哲朗君） このケーブルについては、JRの帳簿上に残っているという財産でありまして、先ほどの説明の中でも申し上げましたけれども、町としてはこの負担はできるだけ抑えていく。できれば負担なしという形で今から交渉を進めていくわけですが、向こうの財産台帳に、帳簿上に残っている金額を、予算化をとりあえずさせていただいたと。今交渉中ということでございますので、ケーブルについて町が買い取るというものでは、実際にはないのかなあというふうには考えております。（「帳簿上というのは、減価償却ちゅう意味じゃろ」と呼ぶ者あり）そうですね。（「残存価格はあるちゅう意味じゃろ」と呼ぶ者あり）はい。（「なら、そういうこっちゃ」と呼ぶ者あり）

○議長（中石 高男君） ほかに質疑ありませんか。上西さん。

○議員（3番 上西 祐子君） 多世代交流拠点という施設がありますが、この介護の方になっておりますが、私JRのところをよく通るんですが、夕方なんかは、若い人たちが、学生さんたちがすごく駅を利用しております。それで、そこら辺含めて、交流サロンの方が若者たちも夜とか、何かいろいろイベントをするときなんかには使えるのかどうか。このあれでは、地域介護福祉と書いてあるもんですから、若者たちは除外されるのかなあというふうな懸念があるんですね。

それで、やっぱり若い人たちが利用する駅というふうなことで、何かこうもっと若い人たちに對しても何か、あつというふうなものがないものか。そういう点でちょっとお聞きしたいんですが。

○議長（中石 高男君） 福祉課長。

○福祉課長（大脇 哲朗君） 事業の方が、高齢者の事業ということで制限があるような感じを受けますけれども、実際は多世代のための交流拠点という形になりますので、小さなお子さんから高齢者の方までが触れ合うゾーンでございますので、内容によってでしょうけれども、検討しながら、そういう事業も入れられるような形で進めていきたいと思えます。

○議長（中石 高男君） 山領君。

○議員（12番 山領 征男君） どなたにお尋ねしていいかなあと今迷ってるんですが、自分のことと思う人で答えてほしいんですけども、本町には、1級建築士の方がいらっしゃいます。それと、職員でない嘱託ですかね、ちょっと身分ははっきりしません教育課におられます。この方も1級建築士で、相当経験を踏んだ方だと私思っておるんですが、このくらいの平面を見ますと、すごく簡単な設計だと、強度計算しても、この2階のコミュニティーの事務所だけぐらいですよ。後は壁のカーテンの——壁自体をカーテンというんですが、その強度計算だけです。もう線を引くばかりですよ。これは、これこそ標準断面があって、今ソフトもかなりいいのが出てきています。これを庁内の技術者でやろうという考えは全然なかったものか。まず一点、それ、お願いします。

○議長（中石 高男君） 答弁願います。

○議員（12番 山領 征男君） ちょっと言い方が悪かったから、それは、もう一遍質問しますが、やっぱり設計とか、管理というのは、もう外の業者に出すもんだという考えが先にあって、全然庁舎でやろうという考えがなかったものか、これが1点。

2番、本町には職員がいることはわかってるけど、課の仕事やら、時間的な余裕で全然やれなかったのか。

3つ目、本町の1級建築士は技術的にそこまでいってないのか、この3つのうちどれが原因なのか。複数でも結構です。お答えください。

○議長（中石 高男君） 都市整備課長。

○都市整備課長（中原 昭一君） 今言われましたように、私の都市整備課には2人の1級建築士がおります。それと、教育委員会には委託ではございますけど、やはり建築士の技術者がおります。今、そのところで、この建築をこの職員でやったらどうかということでの質問だろうと思っておるんですが、今現在うちの都市整備課も中原団地の工事、また住宅管理での対応、それと他課の——ほかの課からの設計等の要請、こういう等で毎日が残業を行っている状況でございます。2人はですね。そういったことで、これを今度はJRと特殊な協議をやって、また設計をやっていかなきゃならないというのは、今一定、1年ぐらいその担当者をそこにもう専用で、専用職員にしない限り、今の体制ではちょっと厳しいのかなと私自身考えているところです。



技術的にはこういう設計はできないのかということをおっしゃいましたが、それについては1級建築士と、また社会人でも、社会でもそういう経験をした子もおりますので、それは、このことに専属させて対応させたらできないこともないと考えておるんですけど、今現状の2人で毎日残業をしている状況を見れば、ちょっと今回の事業については、外部委託というのが妥当ではないかなと思っております。

以上です。

○議長（中石 高男君） 山領君。

○議員（12番 山領 征男君） 2人の1級建築士とそういう話をされたんですか、本当に、ちょっと無理だと。その外注すること——後で、慌てんでもいいです。外注するというのが先入観があって、そこまで協議されたんですか。今ですね、そう言わざるを得ないだろうと思うんですけども、非常に町民も苦しんでる厳しい時代なんです。そういうことだから、議会も18を12にして痛みを分けてるわけ。やっぱり役場職員も、そのくらいのやっぱり残業してでもできないことは私はないと思う。

さっき1番議員が言いましたが、例えば、この工事費にしても、最低制限価格の90で出しても250万出てくる。85引けば370万出てきます。それと、この設計料と合わせますと950万という金が浮いてくるんですよ。わかりますか。やっぱり、そのくらいの痛みは町の方面でもしながら、町民の付託にこたえていかなければいけないんじゃないかなあと思っております。

今、俗に言う町民の目線というか、そこ辺たいで物事を考えながらいかなくちゃ、もう町も大変ですよ。数字的に見れば、非常に会計の収支もいい。だけど、基金はどんどん減っていくというのが現状なんですから、この辺たいでやっぱり考えを改めて、やっぱりできることは自分でやるという考えを改めていくべきだと。昔は全部役場職員が測量に行って、設計を組んでやる。今ちょっとたずねればもうコンサルに頼む、設計業者に頼むのんくいやん、自分でやってないわけですから、そうなるわけですし、そこ辺たいを町長、今後どう考えられますか。町長にお尋ねします。

そういう取り組みをして、本当に町民の目線で、議会もそうです。職員も痛みを分けながらお金を少しでも捻出していこうと。950万あれば、すごくいいものができますよ。車庫もつりが来るです。業者も設計価格の85から90ぐらいでとるわけですから、痛みを分けとるわけです。最低価格は66.66でしょ、今も、上を90に上げただけのことで、実際は80何%しかないわけだから、非常に厳しいんです。そうしたときに、仕事量をふやすのは、こういうことでふやしていかんや、浮かぶ瀬はない。町長のお考えをお聞きしておきます。

○議長（中石 高男君） 町長。

○町長（桑畑 和男君） 今回のこの駅舎の改修事業につきましては、非常に工期の関係、あともう半年しかないわけでございますので、そのようなこともございますし、そしてまた言われるとおり、やはり役場の技術者でできる事業についてはやっていきたいというふうに考えております。

しかしながら、やはり先ほど課長が申しあげましたように、いろいろ住宅の計画を今策定中でございます。そんなことで言われるとおりで、課長言うとおりに毎日残業いたしております。そのようなことから、現状のところでは、この件につきましてはちょっとできないんじゃないかというふうに考えておりますが、質問の事項については今後十分考えていきたいというふうに考えております。

以上です。（「よし、よろしい」と呼ぶ者あり）

○議長（中石 高男君） 重久君。

○議員（5番 重久 邦仁君） 私は、三股町の高齢者と多世代交流拠点施設整備の計画のこの名目ですけど、高齢者の活動拠点として、場所としてこの併設するということが基本になってるんですか。それとも、バスの運行事務所ですね、駅舎改修をした後は、お金をもらうときには、高齢者等多世代交流施設ということでもらって、実質こちらのねらい目としては、駅舎の整備とバス事務所のエリアとしての考えが強いんですか。そこをお尋ねしますが。

○議長（中石 高男君） 福祉課長。

○福祉課長（大脇 哲朗君） 今回は、国の方にも届けてあるのは、バス事務所として、これはもう交通弱者のためのバス事務所の整備、先ほど言いましたとおりJR、宮交バス、そしてうちのくいまーるですね、これの結節点とすることによって、ここにバス事務所を構えると。それは交通弱者のための利便性の向上につながるということで、一つは出しております。

もう一点は、高齢者を初めとする多世代の交流の場という形で出しておりますので、この両案をこの駅舎整備の方で活用していきたいと。くいまーるの事務所も交流サロンもですね。

○議長（中石 高男君） 重久君。

○議員（5番 重久 邦仁君） それであれば、なお疑問が深まるんですよね。西側のバスの車庫関係の説明を求めると検討中である。

しかし、今度のやつはもらってきているから、建坪で言うと、一坪60万ですよ。この60万という数字を、確かにこれは有利な財源でしょうね、交付金ですわね。しかし、説明を求められたとき、駅前を改修したらよかつができたなあ。じゃあ、一坪幾らでできたんなど。これも60万じゃどと。こういう質問があったとき、果たしてこの絵を見たとき、それは設計今からされるんでしょうけど、いいのができ上がることはわかりますけど、そういう、私はちょっと果たして有利奇才なものか、この本町にとっては有利だといっても、実質的に今の町が取り組んでおられるのは、産業会館を一生懸命力を入れとる、今度は隣のところも力を入れられる。これは

有利な事業だから。

しかし、これ元手に私ちょっと厚生省というのはいろいろ問題があつとこやらせんけ。どんどん銭を出すところですね。無駄をしないという、国の無駄な金は使わないという、一生懸命今国が取り組んでいる事業の中において、確かに町にとっては有効かもしれんけど、実質、とっかかれば今度はバスが主体になったことのような話になると、今度はそのバスを西側につくるという説明を求めると、いや、まだ設計段階とか、2階になると別な説明と、高圧線が通ってるから2階建てにはできないとか、目指すものと、使うものと、実際、先ほどちょっとあれあつたけど、本町の、今までの一般財源の自分達の中で、そんなに駅前をあそこを、空間をサロンみたいにしてみんなで使いたいというようなことであれば、実質、仮に自分たちでつくろうとしたらどひこばかりの予算を見積もっちゃったんですか。自分たちでつくろうと。3,000万が来るから3,000万の建物をつくらうとするような補助事業対象でしようとする。自分たちが、どげなふうな、自分が一般財源でやろうとすればどひこばかりで見積もるのか質問します。

○議長（中石 高男君） 税務課長。

○税務財政課長（原田 順一君） 積算のどのくらいでというようなものがございますけれども、財政がいろんな各課からのものが大体どのくらいでできてくるのかというものを調査した経緯もございますので、私の方で答えさせていただきます。

例えば、まず公共事業であるということの一つ御認識いただきたいと思います。私たちも、公共事業というものを知らないときには、なぜこんなに高いんだろうという認識がございます。ただ、公共事業でやると物価の本にのっているその単価ですかね、こういったものをなかなか安くできないという事情がございますして、自然とその単価、設計単価が高くなっていくというものがございます。これは、もう三股町だけじゃありませんで、日本全国で一律であるわけがございます。

それで、例えば公園なんかのトイレでございますけれども、今までも議会の方からも何度も指摘を受けました。私たちもなぜトイレが坪140万も50万もするのかと。私たちの家よりもいいところになってるじゃないかという議論がたくさんいただきましたけども、しかしながら、トイレについては全体が小さいわけですが、坪単価にすると、そういう単価になってしまうんですね。

それで、例えば学校をつくるとか、大きなものになると単価がぐうっと下がってきます。小さいものをつくれればつくるほど単価が高いという状況でございますして、例えば、パークゴルフ場の管理棟がございますよね。あそこは坪74万6,000円でございます。今回は59万8,000円でしたかね、59万8,000円ですね。そういった改修になってるんですが、改修としては高いというイメージが確かにございます。しかしながら、先ほど福祉課長が答えたよう

に、全面的にもう丸裸にして、しかも耐震をしなきゃいけない。改修でないと補助金が出ないという観点もございまして、丸裸にして、丸裸にしても耐震が多分だめなんじゃないかと思われまして補強をいろいろしなきゃいかんというのもございまして、だから余計お金がかかるということで、財政当局も、最初に出たときには、こんなに高いのがあるかということで主管課と相当やり合った経緯もあるわけでございますけれども、しかし、中を詰めていくと、そういった形になってしまうということで、最初に、最初から新しいものをつくらうということの設計は、単価でははじいておりません。

あれを改修は何かできないかということで、先ほど福祉課長が言ったように、これは5年間のまちづくり事業で、あの一帯をすべてまちづくりをやろうということでございまして、道路も整備すれば、いろいろな物産館、商工会、いろんなものを今後整備していく。5年間の中で整備していくというのが、このまちづくり5年間の交付金事業でございまして、いろんなものをつくっていくということになろうと思います。そういうことで、単価も一見して民間を、工事する方からすると高いというのはあろうかなあというふうには思っているところでございます。

以上でございます。

○議長（中石 高男君） ほかにありませんか。山中君。

○議員（10番 山中 則夫君） 二、三点お聞きします。駅前の整備そのものは、物産館をつかったり、今後どうなります、わかりませんが、事業として取り組むというのは私は前向きでいいんだと思いますが、今度のこの計画は、どう見ても少し何ていうか、ポリシーというか、何かこう機能とか、目的というのが定まってないような感じがしておりますのでお聞きしたいんですが、最初の計画では、三股町の都市再生整備計画に始まりまして、宝くじ助成の方でしたいということで、そして最終的に今度の事業で計画されたわけですが、その中で一点だけ聞きますけど、その内容そのもの、事業に取り組む内容そのものが変わっていったのか。最初から、この今内容の事業だったのか、その助成金とか、それ申請するときの申請は、こういう変化、変わっていますが、その中身ですね、中身が最初からこうだったのか。

それが1点と、多世代の今元気の杜がありますね、あそこも多世代交流何とか交流サロンとか、言葉だけが走って行って、中身が私も聞いてみますと、まあそら一生懸命中の人たちはやられてるんですが、機能的にいろんなことが制約があったりして満足に使われてない、機能されてないということをお聞きして、その上に、また今度駅前の多世代交流、また出ましたね、交流サロンというのが。そこ辺の、そこ辺との元気の杜との整合性というか、事業をやってる。何か1カ所にまとめればできるようなことじゃないかというようなことですよ。だから、そこ辺との違いというか、なぜ駅前でやらないかということですよ、それが2点目。

そして、公共事業したときに考えるんですけど、確かに立派なものを考えられて落成してしま

うと、後はもうそのまま運営が全然、運営主体というのが何かこうはっきりしないというようなことで、結局は、箱物はそのまま、負の財産になっていくような感じがして、非常にそういう可能性があるんじゃないかということで、運営主体を明確に。役所でできなければ、そういうやる人に委託するとかということでしていかないと、ただ公共施設だからということで、一つも生産性がないような施設を今後つくり、先ほども同僚議員が言いましたように、少しでも無駄をなくして、そしてそこから少しでも町民のために収益を上げるという、やっぱりそういうことを念頭に置いて事業に取り組まないと、何か知らん、経営主体がはっきりしないとよく、これが3点ですね。

後は、先ほど言われました設計ですね。私も、もう毎回、毎回、何でここに300万も設計なんか、みんな民間は苦労してるのに、足元がどうだこうだと、そういうやっぱり少しでも民間に出すところは出しているんですけど、このくらいの設計委託なんかできるんじゃないかなと思うんですけど、そこは先ほど答弁をいただきましたので、そこはですか、3点ですね、お聞きいたします。

○議長（中石 高男君） 福祉課長。

○福祉課長（大脇 哲朗君） 最初の都市整備再生計画、その後の宝くじの助成事業、今回の計画なんですけれども、大きな変化は全部ございません。基本的には、バス事務所の移転というのは、2年、バス事業を始めるときから駅前周辺にバス事務所を持っていこうという考えでしたので、活用方法としては半分はバス事務所、そして残りの半分以上を多世代交流の場として活用していこうという計画でございました。

ただ、今回の事業が高齢者を主としたというような形で整備していこうということで、その辺の若干の変更はございますけれども、基本的には、今までの計画と大きな変更はございません。

それから、2番目の総合福祉センター元気の杜があるので、そういう多世代の交流の場というのが何箇所もなくもいいんじゃないかという御意見だったと思います。こちらにつきましては、名称といたしましては多世代という言葉は扱っておらずに、総合福祉センター元気の杜という形で福祉の活動の拠点という形になっております。中の方ではさまざまな事業を取り組んでおりまして、各ボランティア、そして民主団体、そして町の施設でございます子育て支援センターでの活動ですね、こちらの方をやっております関係で、満足に機能していないのではないかと聞かれましたけれども、そっちの方の会議の利用状況を見ると、ほぼ毎日利用されている状況でございます。

そして、もちろん高齢者になると、どうしても、言い方がちょっと悪いのかもしれませんが、足がないというところで、こういうくいまーるを使ってきていただくというところに今回は目をつけて、ここで、この場所において高齢者の集い、そして多世代の集いを計画したところでござ

います。

それから、後の管理運営が十分できてない、できていかないのじゃないかというような御質問だったと思いますけれども、この交付金は、もう会計検査の対象でございますので、その体制を常にとっておかなければいけません。当初出した計画と、数年後の実施の方向が変わっているようなものであれば、それこそ交付金の返還という形になりますので、そこは強く受けとめて計画どおりに進めていきたいというふうに考えております。よろしく願いいたします。

以上です。

○議長（中石 高男君） 重久君。

○議員（5番 重久 邦仁君） 先ほど、坪60万の話で私が言いましたけども、個人で考えると、今簡単に言われてますけど、維持費が3万円とか。坪60万の家をつくるには公共の単価だからとかというようなことをおっしゃるけれども、少しは、やっぱり維持費の3万円、当初にそのくらい一応は見込んでいたというようなことを言われてるけれども、本当に個人が建てた場合に、5年、10年、25年ローンを組んでやっとならつくりますよ。

もっと、感覚的なものを研ぎ澄ませてもらいたいし、何年前ですかね、駅前のトイレをつくったとき1,500万だったですかね、最初の予算が。トイレに1,500万はつくれんと。いや、JRの方との交渉して、あれがなかなかうまくいかんからとか、1年か半年もたたんうちじゃった、900万でよかかちゅう話になってですね。一体なんなんだって。そこ辺たいに至る経過をすると、じゃあ、あの駅前につくった駅舎トイレですね、駅前トイレ、本当に町民のために寄与してるかという、実質は一万城の人たち、都城の人たちが60%の利用率だということじゃないですか。

私が今再度、維持費の、もうちょっと、それしか維持費は見えないのか。次に、その維持費の中に、そのさっき言われた高齢者のときなんか、血压測定器やらも入れるというようなことも、前ちょこっと聞いたんですよ。その次の乗降率はどのくらい見込んで、その駅舎を改修すれば、あそこに活性化して若い人たちがどれくらいふえるように見込んでおられるのか。その辺たいは、どう見積もりを立てられておるのか、質問いたします。

○議長（中石 高男君） 福祉課長。

○福祉課長（大脇 哲朗君） 乗降客数の資料は本日持ってきておりませんが、以前、たしか1日200人だったかと思います。200人の方が、駅を利用されているということと、そして今重久議員は6割の方が一万城と言われたんですかね。（「都城市」と呼ぶ者あり）都城ですね、60%。（発言する者あり）はい。ほとんどは、今高校生が大分占めておりますので、うちの方も住所地がどこなのかというのは、前回はアンケートを、15年度ですか、とった経緯がございますので、そちらの資料も今持ってきておりませんが、今200人の状態で横ばいの

状態だと思います。1日の利用者数がですね。

ただ、今回は駅舎の改修ではなくて、町の施設を整備するためのものがございますので、駅の利用者をふやすためのということは直接はうちの方のねらいとしては今ございません。今、駅の利用者を、交通の結節点として便利なような形にしていこうという話でありましたけれども、ただ、意図的に乗降客をふやすために駅舎を整備するのではないということですね。（発言する者あり）すべてのですね。（発言する者あり）結節点ですね。いろんなところの乗り継ぎ分の場所ですね、だから。乗り継ぎの場所、くいまーるとか、JRとか、宮交バスですね。（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（中石 高男君） 黒木君。

○議員（11番 黒木 孝光君） 私、まだ案だから考えてもらいたいなあとと思うのが、きょうの附属資料の2ページにあります平面図の案ですよ。前、駅前の整備の中でバスの車庫等が西側に云々というのがございましたが、この施設の整備はどちらかというと、多世代交流サロンが主軸の内容だと——目的だと思うんですが、バスは西側に、交流サロンのちょうど西側には電気の集積施設が外の方にありますね。町で整備したトイレは、この図でいくと、バス事務所の、これで行きゃ南側、東側にあります。それらを考えると、やはり柱の余地があって、これが最大限な平面図なのか、この交流サロンをもう少し縦に狭めて、バス事務所にして、中央から東側、トイレに近い方を交流サロンにするというのが筋じゃないかなあとと思うんです。その点を最終的にされるまでもう一回見直しをしてもらいたいんじゃないかなあと、私は思います。

バスは、事務所は交流サロンを飛び越えて、その方に、何メートルありますか、電源のあれがございますよね、4、5メートル、3メートル。一番東側には産業会館、そして駐車場、そして町で整備したトイレ、そして主になってこれを利用してもらいたい交流サロンというのが順序じゃないかなあというふうに、先般の説明会ではバスのことは意見は出てあったんですが、明確に示されましたので、西側ということで、見直しをお願いして着工してもらいたいなあという意見です。

終わります。

○議長（中石 高男君） 財部君。

○議員（2番 財部 一男君） 町長にお聞きしますが、9月4日の段階において、全協はなされたわけですが、その段階で、この問題は専決で済ませたいというような意向も示されたんですが、幸いにして、いろんな議会の議員の意見等が出て、最終的にこういう形の臨時議会という形になったのもそのとおりですけど、私は今この問題についても、各議員からこれだけ質問とか出ておるような状況の案件なのに、安易に町長自体がもう専決で済ませるような言い方をされた。私は、これははっきり言って、町長の町政に対する姿勢といいますか、このあたりがちょっとおかしく

なってるんじゃないかと思います。

やはり、もう少し真剣に町政に対する取り組みと申しますか、これないと、やっぱりこういう問題が起こらんとじゃないですか。そのあたりを含めて、やはり町長の政治姿勢の問題が一番私はこういう事態を起こしたというふうに思ってますので、今、そういう専決をやろうとした町長の姿勢、そのものについても、どういう気持ちを持っておられるか回答いただきたいと思います。

それから、宮交バスが接点をしていくんだというような言い方されてますが、果たして宮交さんを簡単にそういう路線変更というかな、そういうのが簡単にできてるのか。そういう宮交とのそういう打ち合わせ等もされてるのか。この1点だけ聞いておきたいと思います。

○議長（中石 高男君） 町長。

○町長（桑畑 和男君） 実は、去年は、この資料にもありましたように8月の14日に内示がされているわけですが、それまでにこの連絡がないということで、毎日のように総務課の方にまだか、まだかということで尋ねてきた経緯がございます。

そのようなことから、なかなか日程がわからないということから、専決か、または臨時議会かということで内部で検討をしたわけですが、そういうことで、どうしても9月の日程等で、日程が近寄るということから、どうしても早く議会の皆さん方にお知らせをしたいということで、ようやく9月の4日に全協を開いたようなことでございます。

そして、その翌日に、この正式な内示があったということで、そういうことから、臨時議会か、専決かということで迷ったことで、このようなことになったわけですが、その辺を十分御理解をいただきたい。なかなか、今国の方も国政の方で混迷している状況でございます。そのようなことから、今回のこの内示についてはおくれたんじゃないかというふうに考えております。そのようなことから、大変議会の方に御迷惑をおかけしたことに、改めて陳謝を申し上げたいというふうに考えております。

以上です。（「議長、答弁がなかった」と呼ぶ者あり）

○議長（中石 高男君） 福祉課長。

○福祉課長（大脇 哲朗君） 宮交との協議が済んでいるかというような形だったんですけども、まずは、この路線については、町で今残っている唯一の廃止路線代替バスということで、県の補助を受けて運行をしているものでございます。

今回、軽微な変更ということで、今はふれあい中央広場の方にバスが来るようになっておりますけれども、一万城経由で、今回はそれを駅前にするという変更については、軽微な変更ということで県の方とも調整をつけております。

また、宮交方への委託事業ということで、宮交の方には話をしております。先月でしたか、実施いたしました国県も入った公共交通会議の中でも、次回それを提案させていただきますとい



うことで話をしたところでございます。それは宮交の方も入っております。

以上です。

○議長（中石 高男君） 財部君。

○議員（2番 財部 一男君） 宮交の路線変更関係ですが、現在は、宮交関係には補助を出しておりますよね。そういうことになれば、当然路線を変更したりすることになれば、そういう補助関係も違ってくる。多くなるのか、少なくなるのかわかりませんが、多分に、今、三股都城関係も含めて、まだ補助を出していますよね。そうすると、そういう問題も絡んでくるということは事実だと思いますからね。

だから当然、私は、今回のこの計画そのものが余りにも雑な計画だと。この予算関係もそうなんですけどね。設計費もそうなんですけど、設計管理価格が1割、1割の設計費だと、工事費のね。

この前もちょっと私全協でも申し上げたんですが、医師会が今回、子供さんたちのですか、小児科関係のあれで増築をするという関係で、1億何ぼの予算で、そして設計費の中、それは500万ぐらいするんです。あれを見たときには、大体5%程度で済んでると、設計関係がね。それを、今回の駅舎改築を見てみると、2割もかかっているということになるわけ。果たして、こんなばかげた積算根拠がどこにあるのか。

やはり先ほど12番議員も言われたように、もう少し税の使い方、幾ら交付金だからちゅうて、その交付金はただじゃなんです。もともと税金なんですよね。そこを間違ったらいかんと思います。やはり、税金を使うには、それだけ慎重な形をしていただきたい。余りにも交付金ありきだけで考え方をされてるような感じがします。今先ほど町長も答弁されたけど、国から内示が来ん、内示が来んと、それだけしか考えて言われるんですけど、本当にこの仕事が大事であるとするならば、もう少し真剣な取り組みをした上で提案をしていただきたいということを、もし何かあれば回答してください。

○議長（中石 高男君） 答弁ありますか。黒木議員の答弁は。福祉課長。

○福祉課長（大脇 哲朗君） 申しわけありませんでした。黒木議員の御意見ということで、現在、これにつきましては、検討部会の方で協議を今進めているところでございます。議会の方からそのような話、案が、意見があったということで、つないで、これはもう最終決定ではございませんので、あくまでも案ですので、そういう意見があったということでつないでおきます。よろしく申し上げます。（「十分、いい方をとって検討してください」と呼ぶ者あり）

○議長（中石 高男君） 総務課長、財部議員の答弁は。財部議員の答弁、総務企画課長。

○総務企画課長（渡邊 知昌君） 今、財部議員さんの方から設計の関係について今ありましたが、御意見をいただきましたが、確かに、設計としては今医師会病院の話を引き出されて、それでこれぐらいだというような話もございまして、その中で、これはあくまでも実際にもう設計の段階

にかかっているという段階の額で、医師会の話もされております。

今回の駅舎の改修については、まだ予算上の申請の段階での予算ということで、10%を見たということでございますので、そこには確かに高いというような状況も言われるんですが、しかしJRとの協議、いろんなものを含めて予算としては10%の方で計上したということでございます。

そういった意味で、先ほど言われましたように、確かに交付金としても、交付金事業だから、幾ら高くてもいいんじゃないかというような考えじゃないかということもあるんですが、基本的には、幾ら交付金であろうといえども、無駄なものが出てくれば返還するという方向が基本的な考え方じゃないかなというふうには思っております。

ただ、それをやるには、県・国との協議、いろんなものを含めてやっていかなければなりませんので、その辺のところは、今後、その執行残等についても、使えるものは十分活用しながらやっていきたいというふうに考えておりますので、その辺は、今後、実施する段階で検討していきたいと思っております。

以上です。

○議長（中石 高男君） ほかにありませんか。池田さん。

○議員（7番 池田 克子君） この説明の中で、9月5日に交付金が3,000万円の内示があったということが書いてあるわけですので、実質的には、もうこれは決定ということで見えていいわけですね。

この前の説明の中で3,000万円を交付するというので、これに近いというか、ほとんどもうこれと同等ぐらいの予算を見積もらなければ交付金としては、もう決定できないというようなこともちょっと説明を聞いたような気がするんですが、そのためのこういう予算編成をされるということになるわけですか、お尋ねします。

○議長（中石 高男君） 総務企画課長。

○総務企画課長（渡邊 知昌君） この駅舎の改修については、この経過の中にもありますように、以前からずっときてるわけですね、計画はですね。その段階でも、例えば、宝くじ助成事業ですね、この中でも、金額的には今出しているような金額で考えておまして、ただ補助率が向こうの方が低かったということでございまして、今回、ほとんど補助金満額ができるような事業になったということでございます。

前のときも、宝くじ助成事業でも2,100万ぐらいの助成ですが、実際の額についてはやっぱり3,000万というところで計画をいたしておりました。

以上です。

○議長（中石 高男君） ほかにありませんか。東村君。

○議員（6番 東村 和往君） 一点だけ、お尋ねします。いろいろ意見が出たんですが、この先進的事業整備計画書ということで、ここに提出した書類のあれがありますけれども、今ちょっと見てください。三光苑の老人ホームの状況とか書いて、あと予定額とかいうのは、ほとんど入っていないくて、最後にただ3,000万というようなのがありますけれども、具体的なこの3,000万という申請額が出たという、その具体的な積算根拠とといいますか、それを示してほしいと思いますが。

○議長（中石 高男君） 福祉課長。

○福祉課長（大脇 哲朗君） 国の方には、この様式第4号と、こちらの方の7ページ、この町の計画書、これを一緒に出してございまして、より詳細に右の方を添付したという形になっております。

3,000万円の根拠と言われるのは、先ほどから出ておりますけれども、3,000万の交付金事業にどのくらいの駅整備、先ほど総務課長も話しましたけれども、当初から3,000万円に近い事業費が見込まれていたと。その中であって、3,000万円の交付金事業があったという結果でございます。

だから、仮にこれが2,000万円であれば、3,000万円の事業費で2,000万交付金をいただけませんかというような内容の申請になっていたということでございます。

今回はだから3,000万を超すということで、3,200万の事業費ですと、うち3,000万円を交付金でいただけませんかというような内容になりました。

以上でございます。

○議長（中石 高男君） 東村君。

○議員（6番 東村 和往君） それで、じゃあ、ここは3,000万という最高額というのか、補助金の、それがあったわけですね。それで3,000万に合わせてこの工事費も下からこう合わせていったという、例えばこれが2,000万だったら、2,000万でも十分できたのかどうか。お願いします。

○議長（中石 高男君） 総務企画課長。

○総務企画課長（渡邊 知昌君） 先ほども申しましたように、駅舎の改築計画については、宝くじ助成事業であっても、その2,000万補助がついたから2,000万でやるということじゃなかったわけですね。やはり、3,000万近くの――3,000万を超える額で計画をしとったわけですから、3,000万に合わせつけたということではないんですよね。もともと事業費をそれぐらい見込んで考えていたということでございますので、たまたま限度額が3,000万で、有利な補助事業があったということで、最初宝くじ事業でやるよりもこちらの方がよかったなあというふうに今考えてるところです。

以上です。

○議長（中石 高男君） よろしいでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中石 高男君） 質疑もないので、これにて質疑を終結します。

これより討論を行います。まず、本案に対する反対討論の発言を許します。重久君。

○議員（5番 重久 邦仁君） 私たちは議会議員でございます。もちろんでございますが、かの夕張市を見てください。有利な起債事業だ何だで、結局はああいう財政結果になっております。今、私たちが取り組まなければいけないのは、無駄を廃し、今までにかかっている維持管理費の相当な町の起債事業による負債、その件に真剣にとらえなければいけないところにおいて、現在有利な事業であるからといって安易に取り組むべきじゃないという考えから反対申し上げます。

○議長（中石 高男君） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中石 高男君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これから議案第70号を採決します。御異議がありますので、起立により採決します。議案第70号は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（中石 高男君） 起立多数であります。よって、議案第70号は可決されました。

次に、発議第2号「三股町議会会議規則の一部を改正する議会規則」を議題として質疑、討論を行います。

質疑ありませんか。上西君。

○議員（3番 上西 祐子君） すいません。町議、さつき財部議員も言われましたが、いろんな意味で、ここの119号に協議、または調整を行うための場として、全員協議会を設けるというふうな文言が入っておりますが、やはりちょっとここが引かかるものですから、全員協議会と、この議会と、そこら辺の区別と云ったら、やはり今回のような問題で全員協議会で説明して行くというのがちょっと問題があったわけで、そこら辺の、何をもって協議——全員協議会にするのか、議会にかけるのか、そこら辺をちょっとはっきりできたらいいんじゃないかなというふうに考えますので、そのあたりをちょっとお願いします。

○議長（中石 高男君） 議会事務局長。

○議会事務局長（岩松 健一君） それでは、お答えいたします。地方分権法の改正で地方分権が今、国、県、地方の方に分権ができるようにということでどんどん進められているわけですが、その一環といたしまして、議会の、地方分権になれば、議会の方も充実しなければならないということで、さまざまな法律改正が最近行われておりまして、まず前は常任委員会一つ

しか所属することができませんでしたが、これも今複数の常任委員会に所属することができるようになりました。

それとあと、またこの前の改正でございましたか、臨時議会の招集権というのは町長にしなかったんですけども、これも議会の方からも招集権ができるようになったということもございます。

これが、また三段目として入ってきたんですけども、これは全員協議会というのが、実質全国の議会の中でも重要な役割を果たしているということで、今の言われました協議や調整のための場ということに余りこう、その文言だけにちょっととられる必要はないと思いますけども、いろいろな議会本会議にかける前、委員会に出す前に、いろいろな今三股町が行っていますように、時間をかけて詳しく調査をすると。そういう場を、どこの議会も設けていたようでございます。それに対しては、費用弁償とかの対象でもなかったし、公務災害の対象にもならないということで、実際、その会議場に出向く際に事故等が起きれば、これ大変な問題になるということもございまして、全国町村議長会の方からの要望も出されまして、地方自治法が改正されたということでございます。

本会議とか、委員会というのは、議案がまず町長から上程されまして、それに対して審議、審査を行う場でございますが、全員協議会という場合は、調査、研究、いろいろなもの、この前議員の皆さんでどんぐりの森に行っていました。ああいうのも全員協議会で認めるべきだというふうに思っております。

そういうことで、この全員協議会が正規の議会活動として位置づけられたということが非常によかったんじゃないかなというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（中石 高男君） いいですか。上西君。

○議員（3番 上西 祐子君） いや、このことを反対してるわけじゃないんですが、安易に全員協議会でお願いしますとかいうふうな形だけで、やっぱり済ませてほしくないなあと。そこら辺厳密に、やっぱり今回のように全員協議会だけじゃなくて、今議会を、臨時議会なりを開いていただいたことはやっぱりよかったんじゃないかなと思いますので、やはりそのあたりをきちっとこれからもしてほしいなあとというふうなことで質問しました。

○議長（中石 高男君） はい。

○議会事務局長（岩松 健一君） この全員協議会は、やっぱり一つ送られてきた説明資料の中で、この場で、全員協議会の場で決をとるようなことはなるべくしない方がいいという文言はございました。ということでございます。

○議長（中石 高男君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中石 高男君） 質疑もないので、これにて質疑を終結します。

これより討論を行います。まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中石 高男君） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中石 高男君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これから発議第2号を採決します。発議第2号は原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中石 高男君） 異議なしと認めます。よって、発議第2号は原案のとおり可決されました。

しばらく本会議を休憩し、全員協議会をします。

午前11時33分休憩

-----  
〔全員協議会〕  
-----

午前11時46分再開

○議長（中石 高男君） 休憩前に引き続き、本会議を再開します。

○議長（中石 高男君） 以上で、今会期の全日程を終了しましたので、これをもって、平成20年第5回三股町議会臨時会を閉会いたします。

午前11時47分閉会  
-----

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

議 長

署名議員

署名議員









三股町告示第22号

平成20年第6回三股町議会定例会を次のとおり招集する。

平成20年9月11日

三股町長 桑畑 和男

1 期 日 平成20年9月16日

2 場 所 三股町議会議場

---

○開会日に応招した議員

指宿 秋廣君	財部 一男君
上西 祐子君	大久保義直君
重久 邦仁君	東村 和往君
池田 克子君	原田 重治君
中石 高男君	山中 則夫君
黒木 孝光君	山領 征男君

---

○9月18日に応招した議員

---

○10月1日に応招した議員

---

○10月2日に応招した議員

---

○10月3日に応招した議員

---

○応招しなかった議員

---

議事日程(第1号)

平成20年9月16日 午前10時00分開会

- 日程第1 会議録署名議員の指名  
日程第2 会期決定の件について  
日程第3 議案第71号から議案第81号までの11議案一括上程  
日程第4 決算審査報告  
日程第5 議案第82号から議案第92号までの11議案、諮問第1号、報告第7号から報告第9号までの3件、請願第2号、陳情第5号並びに意見書案第6号から意見書案第9号までの4件一括上程  
日程第6 質疑・討論・採決(議案第89号、第91号及び諮問第1号並びに意見書案第6号、第7号、第8号、第9号)
- 

本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名  
日程第2 会期決定の件について  
日程第3 議案第71号から議案第81号までの11議案一括上程  
日程第4 決算審査報告  
日程第5 議案第82号から議案第92号までの11議案、諮問第1号、報告第7号から報告第9号までの3件、請願第2号、陳情第5号並びに意見書案第6号から意見書案第9号までの4件一括上程  
日程第6 質疑・討論・採決(議案第89号、第91号及び諮問第1号並びに意見書案第6号、第7号、第8号、第9号)
- 

出席議員(12名)

- |           |           |
|-----------|-----------|
| 1番 指宿 秋廣君 | 2番 財部 一男君 |
| 3番 上西 祐子君 | 4番 大久保義直君 |
| 5番 重久 邦仁君 | 6番 東村 和往君 |
| 7番 池田 克子君 | 8番 原田 重治君 |

9番 中石 高男君  
11番 黒木 孝光君

10番 山中 則夫君  
12番 山領 征男君

---

欠席議員（なし）

---

欠 員（なし）

---

事務局出席職員職氏名

局長 岩松 健一君

書記 川野 浩君

書記 山田 直美君

---

説明のため出席した者の職氏名

町長	桑畑 和男君	教育長	田中 久光君
総務企画課長兼町民室長			渡邊 知昌君
税務財政課長	原田 順一君	町民保健課長	重信 和人君
福祉課長	大脇 哲朗君	産業振興課長	木佐貫辰生君
都市整備課長	中原 昭一君	環境水道課長	下沖 常美君
教育課長	野元 祥一君	会計課長	上村 陽一君
代表監査委員	谷山 悦子君		

---

午前10時00開会

○議長（中石 高男君） ただいまから平成20年第6回三股町議会定例会を開会いたします。

本日の議事日程は、お手元に配付してあるとおりであります。

---

**日程第1. 会議録署名議員の指名**

○議長（中石 高男君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本会議中の会議録署名議員は、会議規則第118条の規定により、議長において重久君と東村君を指名します。

---

**日程第2. 会期決定の件について**

○議長（中石 高男君） 日程第2、会期決定の件を議題とします。

議会運営委員長より報告をお願いします。議会運営委員長。

---

〔議会運営委員長 原田 重治君 登壇〕

○議会運営委員長（原田 重治君） おはようございます。それでは、議会運営委員会の協議の結果について御報告をいたします。

去る11日、午後1時30分から委員会を開催し、本定例会にかかわる諸事項について協議を行いました。その結果、本定例会の会期は、本日9月16日から10月3日までの18日間とすることに決定いたしました。

日程の詳細については、会期日程（案）を配付しておりますので、説明は省略いたします。

次に、本定例会に提案される議案のうち、議案第89号及び意見書案4件につきましては、本日16日に、人事案件3件は24日に委員会付託を省略し全体審議で措置することに決定いたしました。

以上、報告を終わります。

○議長（中石 高男君） では、お諮りします。本定例会の会期は、議会運営委員長の報告のとおり本日から10月3日までの18日間とすることにし、今回提案される議案のうち、議案第89号及び意見書案4件につきましては本日、人事案件3件につきましては24日に委員会付託を省略し、全体審議の上で措置することにしたいと思いますが、これに異議ありませんか。

（「議長」と呼ぶ者あり）指宿君。

○議員（1番 指宿 秋廣君） いいですか。議案第92号について、24日に議案の案件が出ておりますが、議会の審議上、25日以降については、各常任委員会に付託される案件について、不在になるのか。それはもう議会の中で全部案件として審議ができますよということによろしいのか。それを諮られたのか、議会の運営上、お願いをしたいと思います。

○議長（中石 高男君） 局長。

○事務局長（岩松 健一君） 今のは、副町長に選任された方が、副町長になられたら、課長の席が不在になるという意味ですか。それは、議会は多分議会の仮に同意をここで得られたとしても、議会の同意を経て、今度は副町長に選任するというのは、辞令を交付するというのは町長の権限でございますので、町長はこの定例会以降か、私はちょっとわかりませんが、そういう選任辞令を出されるんじゃないかというふうに思っております。

○議長（中石 高男君） 指宿君。

○議員（1番 指宿 秋廣君） なお、わからなくなりました。選任辞令なので、いつ出すでも自由だと。それはしょうでしょうけれども、であれば、24日という意味がわからなくなったという意味でありますから、24日に人事案件を審議しなければならない。この最終日以降に選任するか知りませんよと、こういうふうに聞こえたので、なら、24日という意味がわからなくなったということです。最終日ではいけないんでしょうか、もう一回お願いします。

○事務局長（岩松 健一君） 議運では、最初は初日にどうだろうかという話も出たんですけど、初日は余りということで、特段あれはなかったんですけどでも、24日にしようじゃないかということになっております。教育長の選任と、人権擁護委員と副町長でございまして、これは最終日に可決しても構わないわけですよ。

○議長（中石 高男君） 総務企画課長。

○総務企画課長（渡邊 知昌君） ちょっと、こちらの方で先議をお願いした人事案件については、お願いしたところでありまして。一つは、教育委員が（「92号だけ」と呼ぶ者あり）あつ、92号だけ。92号につきましては、できれば、初日先議ということをお願いしたところなんです。——というのは、副町長の就任を議会、今回の会期が終わってすぐの10月の6日に予定をいたしております。辞令をですね。

そうしたいんですが、ただ、これが可決された場合に、職員の人事異動含めていろいろありますので、そういった期間もできれば設けていただきたいなということが一つあって、先議ということにいたしましたのでよろしくをお願いします。

○議長（中石 高男君） 重久君。

○議員（5番 重久 邦仁君） 議運の委員会の中ではそういう中身的な話してませんので、再度、議運会を開くことを要請いたしますが。説明が執行部提案の中で、10月6日の云々というのは、話したこともない。いかがですか。

○議長（中石 高男君） 全協にします。

午前10時06分休憩

-----  
〔全員協議会〕  
-----

午前11時10分再開

○議長（中石 高男君） 休憩前に引き続き、本会議を再開いたします。

ただいまの協議について、議会運営委員長より報告をお願いします。

○議会運営委員長（原田 重治君） それでは、議会運営委員会の協議の結果について御報告いたします。

先ほど報告いたしました委員長報告を次のとおり修正する案を報告いたします。その結果、本定例会の会期は本日9月16日から10月3日までの18日間とすることに決定しました。日程の詳細については、会期日程案を配付しておりますので説明は省略いたします。

次に、本定例会に提案される議案のうち、議案第89号及び意見書案4件並びに議案第91号及び諮問第1号につきましては、本日16日に、議案第92号は、最終日に委員会付託を省略し、

全体審議で措置することに決定いたしました。

以上、報告を終わります。

○議長（中石 高男君） お諮りします。本定例会の会期は議会運営委員長の報告とおり、本日から10月3日までの18日間とすることにし、今回提案される議案のうち、議案第89号及び意見書案4件並びに諮問第1号及び議案第91号につきましては、本日、また議案第92号につきましては、最終日に委員会付託を省略し、全体審議で措置することにしたいと思いますが、これに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中石 高男君） 異議なしと認めます。よって、本定例会の会期は、本日から10月13日の18日間とすることに決定しました。

また、議案第89号及び意見書案4件並びに諮問第1号及び議案第91号については、本日、また議案第92号については最終日に委員会付託を省略し、全体審議で措置することに決しました。

---

### 日程第3. 議案第71号から議案第81号の11議案一括上程

○議長（中石 高男君） 日程第3、議案第71号から議案第81号の11議案を一括して議題とします。

ここで提案理由の説明を求めます。町長。

〔町長 桑畑 和男君 登壇〕

○町長（桑畑 和男君） それでは提案理由の説明を申し上げます。

平成20年第6回三股町議会定例会に上程いたしました平成19年度の各会計の決算認定に係る各議案について、その提案理由の説明を申し上げます。

まず、議案第71号「平成19年度三股町一般会計歳入歳出決算の認定について」、議案第72号「平成19年度三股町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について」、議案第73号「平成19年度三股町老人保健特別会計歳入歳出決算の認定について」、議案第74号「平成19年度三股町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について」、議案第75号「平成19年度三股町介護保険サービス事業特別会計歳入歳出決算の認定について」、議案第76号「平成19年度三股町梶山地区農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について」、議案第77号「平成19年度三股町宮村南部地区農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について」、議案第78号「平成19年度三股町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について」、議案第79号「平成19年度三股町墓地公園事業特別会計歳入歳出決算の認定について」の9議案については、平成19年度の一般会計及び特別会計における決算認定に係る案件であり



ますので、一括して御説明を申し上げます。

平成19年度におきましても、例年どおり厳しい財政状況下にございましたが、一般会計において、歳入決算額87億237万2,317円、歳出決算額84億4,689万7,555円、翌年度繰越額2億3,194万1,151円、国民健康保険特別会計において、歳入決算額29億5,951万2,833円、歳出決算額27億9,792万222円、翌年度繰越額1億6,159万2,611円、老人保健特別会計において、歳入決算額23億2,992万6,212円、歳出決算額22億9,092万7,706円、翌年度繰越額3,899万8,506円、介護保険特別会計において、歳入決算額16億4,302万2,905円、歳出決算額16億775万4,153円、翌年度繰越額3,626万8,752円、介護保険サービス事業特別会計において、歳入決算額1,116万9,090円、歳出決算額1,096万3,125円、翌年度決算額20万5,965円、梶山地区農業集落排水事業特別会計において、歳入決算額4,948万7,861円、歳出決算額4,795万9,631円、翌年度繰越額152万8,230円、宮村南部地区農業集落排水事業特別会計において、歳入決算額3,796万7,410円、歳出決算額3,706万2,974円、翌年度決算額90万4,436円、公共下水道事業特別会計において、歳入決算額4億479万1,303円、歳出決算額4億464万318円、翌年度決算額15万985円、墓地公園事業特別会計において、歳入決算額3,026万7,753円、歳出決算額2,965万3,229円、翌年度繰越額61万4,524円となり、いずれの会計におきましても剰余金をもって決算ができましたことは、町議会議員の皆さん方を初め、町民各位の深い御理解と御協力のたまものであり、深く感謝を申し上げます。

次に、議案第80号「平成19年度三股町国民健康保険病院事業会計決算の認定について」御説明を申し上げます。

本案は、地方公営企業法第30条の規定に基づいて、議会の認定に付するものであります。平成19年度は、医療法人社団牧会小牧病院に管理運営を委託することになったものであり、これまでどおり一般診療や住民健診などに取り組んできたところであります。

決算状況について御説を明申し上げます。指定管理者制度の導入により、町といたしましては、医業収益は発生しないことから、一般会計からの繰り入れのみとなっております。

まず、収益的収入及び支出であります。消費税込みで収入において1,378万656円、支出は3,088万3,587円、当年度1,710万2,931円の損失額が生じたものであります。次に、資本的収入及び支出であります。消費税込みで収入は1,718万9,000円で、町補助金であります。支出は1,718万8,610円で、企業債償還金であります。

詳細につきましては、決算書の14ページに添付してありますので御参照をいただきたいと存じます。

次に、議案第81号「平成19年度三股町水道事業会計決算の認定及び剰余金の処分について」御説明を申し上げます。

本案は、地方公営企業法第30条第4項及び同法第32条第2項の規定に基づき議会の認定並びに議決を求めるものであります。

平成19年度は、給水区域内の取水施設、浄水施設、配水施設の改良更新等の維持管理に取り組み、良質な水の安定供給と健全経営に努めてまいりました。また、長田地区簡易水道の整備についても、国庫補助事業で整備したところであります。

決算の状況については、収益的収入及び支出において、消費税抜きで収入額が3億7,502万8,776円、支出額が3億2,185万5,688円となり、当年度純利益が5,317万3,088円となったところであります。一方、資本的収入及び支出については、消費税込みで収入が4億1,715万6,256円、支出額が5億5,956万2,725円となり、差し引き不足額1億4,240万6,469円については、当年度分損益勘定留保資金ほかで補てんしたものであります。

詳細につきましては、決算書10ページの事業報告書を御参照いただきたいと思います。

なお、剰余金の処分につきましては、減債積立金及び建設改良積立金へそれぞれ積み立てるものであります。

以上、11件の決算につきましては、監査委員の審査に付し、その意見書並びに関係書類を添えて議会の認定を求めようとするものであります。

なお、物品調達基金ほか19の各種基金について、その運用状況報告書を提出しておりますのでよろしく願いをいたします。

以上、11議案について、その提案理由の説明を申し上げましたが、よろしく御審議の上、御認定並びに御承認をいただきますようお願いをいたします。

以上で、提案理由の説明を終わります。

---

#### **日程第4. 決算審査報告**

○議長（中石 高男君） 日程第4、決算審査の報告を求めます。谷山代表監査委員。

○代表監査委員（谷山 悦子君） それでは報告いたします。

平成19年度決算審査について報告を申し上げます。平成19年度一般会計及び特別会計8議案及び基金運用状況報告については、7月11日、町長より審査依頼がありました。14日から委員2名において決算審査を行いました。

また、国民健康保険病院事業会計及び水道事業会計の審査については、5月30日、町長から依頼がありました。7月2日、3日の両日において決算審査を行いました。

審査について、証拠書類、諸帳簿、関係書類等を審査した結果、いずれも正確に、適正に処理されていると認められましたので報告いたします。

また、今年度から始まりました財政健全化審査につきましても、8月20日、健全化判断比率及び資金不足比率について審査を行いました。結果、報告第7号、8号のとおり、早期健全化基準、経営健全化基準をそれぞれ下回っており、町の財政経営状況が健全であることを確認しましたので、あわせて御報告いたします。

なお、詳しいことにつきましては、意見書の方を御参照いただきますようによろしく願いしておきます。

---

**日程第5. 議案第82号から第92号までの11議案、諮問第1号、報告第7号から第9号までの3件、請願第2号、陳情第5号並びに意見書案第6号から第9号までの4件一括上程**

○議長（中石 高男君） 日程第5、議案第82号から第92号までの11議案、諮問第1号、報告第7号から第9号までの3件、請願第2号、陳情第5号並びに意見書案第6号から第9号までの4件を一括して議題といたします。

ここで提案理由の説明を求めます。町長。

〔町長 桑畑 和男君 登壇〕

○町長（桑畑 和男君） それでは、引き続きまして各議案について、その提案理由の説明を申し上げます。

まず、議案第82号「三股町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について」御説明を申し上げます。

本案は、去る平成20年7月1日付で地方自治法第179条第1項の規定により専決処分いたしましたので、同条第3項の規定により本議会に報告し、その承認を求めるものであります。

改正内容は、平成20年度における所得の少ない者にかかわる保険料の徴収の特例措置を新設するもので、所要の事項について条例の一部を改正するものであります。

次に、議案第83号「平成20年度三股町一般会計補正予算（第3号）」について御説明を申し上げます。

本案は、国県補助内示決定及び事業の追加によるもののほか、当初予算で計上できなかった経費などについて所要の補正措置を行うものであります。

歳入歳出予算の総額80億1,898万8,000円に、歳入歳出それぞれ2億5,600万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ82億7,499万円とするものであります。

まず、歳入について主なものを御説明を申し上げます。町税は、町民税、固定資産税において、調定に基づく増額分を、地方交付税は、普通交付税の交付決定による増額分をそれぞれ補正するものであります。国庫支出金については、まちづくり交付金の追加決定によるものであり、繰入金は、平成19年度特別会計決算に伴う清算返還金を増額補正するほか、繰越金の計上により、基金繰入金を減額補正するものであります。町債については、産業会館建設用地購入事業に伴う増額補正であります。

次に、歳出について主なものを御説明を申し上げます。総務費においては、町税等還付金を減額補正し、衛生費については、医師会病院小児科病棟新設補助金ほか、リサイクルプラザ管理費負担金をそれぞれ増額補正しており、商工費は駅前多目的広場用地購入ほか、物産館の整備に伴う増額補正であります。土木費は、道路維持補修費用を増額補正し、基金費においては、前年度繰越金の2分の1を積み立てるものであります。

次に、議案第84号「平成20年度三股町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）」について御説明を申し上げます。

本案は、歳入歳出予算の総額29億3,119万4,000円に歳入歳出それぞれ1,792万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ29億4,911万4,000円とするものであります。

歳入につきましては、国民健康保険税の本算定調定分に基づく減額及び前期高齢者交付金の減額、平成19年度決算に伴う繰越金並びに国民健康保険準備積立金への繰入金であります。歳出につきましては、退職者被保険者等の療養費及び高額療養費の増額と後期高齢者支援金の増額並びに健康づくり推進事業費の減額であります。

次に、議案第85号「平成20年度三股町後期高齢者医療保険特別会計補正予算（第2号）」について御説明を申し上げます。

本案は、歳入歳出予算の総額2億788万5,000円に歳入歳出それぞれ32万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億820万5,000円とするものであります。

歳入につきましては、一般会計繰入金を増額補正するものであります。歳出につきましては、総務費において、時間外勤務手当と徴収嘱託員報酬の増額と保健事業においては通信運搬費を増額補正するものであります。

次に、議案第86号「平成20年度三股町介護保険特別会計補正予算（第2号）」について御説明を申し上げます。

本案は、歳入歳出予算の総額15億9,252万4,000円に歳入歳出それぞれ4,559万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ16億3,811万7,000円とするものであります。

まず、歳入の主なもの、県支出金及び繰越金をそれぞれ増額補正するものであります。歳出の主なもの、保険給付費の介護サービス等諸費と介護予防サービス等諸費を組み替え補正し、基金積立金及び諸支出金をそれぞれ増額補正するものであります。

次に、議案第87号「平成20年度三股町介護保険サービス事業特別会計補正予算（第1号）」について御説明を申し上げます。

本案は、歳入歳出予算の総額1,395万8,000円に歳入歳出それぞれ24万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,420万6,000円とするものであります。

まず歳入については、繰越金を増額補正し、歳出は、繰出金を増額補正するものであります。

次に、議案第88号「平成20年度三股町水道事業会計補正予算（第1号）」について御説明を申し上げます。

本案は、所要の補正を行うもので、まず収益的収入及び支出予算の収入につきましては、営業外収益を減額し、支出につきましては、営業費用の増額が主なものであります。次に、資本的収入及び支出予算の支出については、新料金会計システム導入事業による増額であります。

次に、議案第89号「財産の取得について」御説明を申し上げます。

本案は、昭和61年11月に購入しました水槽つき消防ポンプ自動車が22年目を迎え老朽化が進行し、修繕箇所が年ごとに増大して、また、性能的にも劣ってきており、これを更新しようとするものであります。

指名競争入札契約により、金田消防防災株式会社から2,823万4,500円で取得しようとするもので、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得、または処分に関する条例第3条の規定に基づき議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第90号「町道路線の認定について」御説明を申し上げます。

本案は、大字樺山字沖水原地内に新設された道路を町に帰属されましたので、町道認定を行うものであります。

次に、議案第91号「教育委員会委員の任命について」御説明を申し上げます。

本案は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条の規定に基づき、教育委員の任命について議会の同意を求めるものであります。

現在の教育は生涯学習の推進、国際化、情報化等の進展と相まって青少年の非行が増大しており、豊かな心と国際社会に適應する教育を推進し、家庭や地域社会との緊密な連携が求められており、教育委員の機能と役割はますます大になるものがあります。

教育委員は、人格高潔で、教育、学術及び文化に関して識見を有する者の選任が望ましいことから、引き続き森隆一氏が最適任者であると考え、ここに御提案申し上げるところであります。

次に、議案第92号「副町長の選任について」御説明を申し上げます。

御存知のとおり副町長であった原田一彦氏においては、事情により平成20年4月30日付で退職されたところであります。氏には、この5年1カ月の間、本町行政に鋭意懸命に取り組み、町政の進展に大きな御貢献をいただき、この間の崇高なる御心労に対し深く感謝を申し上げたいと存じます。

今や、地方分権改革による権限委譲や町民ニーズの多種多様化等により、所管する行政分野や事務事業はますます拡大している中、厳しい行財政運営が強いられているところであります。

そこで、副町長の人事につきましては、さきの反省の上に立って慎重な検討を加えた結果、木佐貫辰生氏が、人格、識見、力量等から最適任者であると判断しましたので、地方自治法第162条の規定により議会の同意を求めるものであります。

次に、諮問第1号「人権擁護委員の推薦について」御説明を申し上げます。

御承知のように、人権擁護委員は、国民に保証されている基本的人権を擁護し、自由人権思想の普及、高揚を図るため設置されておりますが、この選任の手続は、町長が議会の意見を聞いて、その後、法務大臣に候補者を推薦し、同大臣が委嘱することとなっております。

現在、本町の人権擁護委員として要職にある去川政雄氏の任期が平成20年12月31日付で満了となっております。氏につきましては、今期満了をもって退任されることとなりますが、1期3年間にわたり常に自由人権思想の普及に努力され、これまでの崇高なる御尽力に対し敬意を表する次第であります。

そこで後任につきましては、種々人選の結果、岩崎健一郎氏を最適任者として推薦いたしたく議会の意見を求めるものであります。

以上、11議案と諮問1件について、その提案理由の説明を申し上げましたが、よろしく御審議の上、御承認くださるようお願いをいたします。

なお、今議会に報告3件を提出いたしております。

まず、報告第7号「平成19年度決算に基づく健全化判断比率の報告について」、報告第8号「平成19年度決算に基づく資金不足比率の報告について」及び報告第9号「教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検・評価の報告について」は、それぞれ関係法令の規定に基づき報告するものであります。よろしく御理解をいただきますようお願いをいたします。

以上で、提案理由の説明を終わります。

○議長（中石 高男君） 補足説明の方があれば許します。総務企画課長。

○総務企画課長（渡邊 知昌君） 議案第89号について補足説明をしたいと思っております。

先ほどの提案理由の中で説明があったように、消防車につきましては、それは機動本部1号車の更新ということになります。今現在、消防車が22年経過したということで老朽化が進んで今

回更新することになりました。

こういった消防車両の仕様の概要というんですか、概要につきましては、2号車、3号車は大型免許が必要だということですが、この1号車につきましては、今までと同様に旧の普通免許で、現在中型限定免許ということになってますが、それで運転できる車両として、総重量が8トン未満、そして水の積載が1.5トンということになっております。

主な装備なんですが、動力式消防ポンプ、これが1台、そして真空ポンプが1台、それから、これはオールシャッター方式ということで、シャッターが閉まるというようなことです。それから、火元に一番近いところに駐車する関係から、自衛噴霧器の設置、それから空気ボンベ等を積載するということになっております。

消防車両のベースとなる車のシャーシ部分については、いろんな関係者の意見を聞いて日野自動車を選定いたしております。お手元の方に開札調書ということで、入札の結果について出しておりますが、入札の方法は、消防自動車に関する指名願いのの中から5社あった関係で、金額も予定価格が3,000万を超えているということで全社を選定いたしております。宮崎市が3社、都城市が1社、曾於市財部町が1社ということで、5社で指名競争入札を行ったところであります。その結果として、契約金額が2,823万4,500円ということで、曾於市財部町下財部、金田消防防災株式会社が落札をいたしております。

今後のスケジュールとしては、3月の中旬に納車ができるようなことで、今回設計協議、車両の製作等を進めていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（中石 高男君） 次に、請願第2号の趣旨説明を求めます。山中君。

〔10番 山中 則夫君 登壇〕

○議員（10番 山中 則夫君） それでは、請願第2号について趣旨説明を申し上げます。

昨年10月より郵政民営化法に基づき、民営化がスタートしたわけではありますが、その後の状況を見ますと、国民サービスの面で利便性向上とは名ばかりで、法の趣旨に逆行するようなサービス低下が生じております。

また、各地の郵便局の存続だけではなく、日本のよき伝統制度が崩壊しつつあるのが現状であります。よって、国において、郵便貯金・保険が一体となったサービスが受けられ、国民の利便性に支障を生じないよう法的な見直しを含め、必要な措置を講ずるよう強く望むものであります。

以上、趣旨説明を申し上げましたが、御審議の上、御採択いただきますようお願い申し上げます。

○議長（中石 高男君） 次に、意見書案第6号の趣旨説明を求めます。東村君。

〔6番 東村 和往君 登壇〕

○議員（6番 東村 和往君） それでは意見書案第6号「原油価格高騰に関する対策を求める意見書」について提案の趣旨を説明いたします。

一昨年来の原油価格の記録的な高騰は、多くの産業界にさまざまな影響を与えております。基幹産業が農畜産業である本町においても、農家の自助努力により解決できる範囲を越えてきており、一刻も猶予できない状況下となっております。

よって、国に対して、農林水産業を初めとする関係業者などに対し、きめ細かく、かつ総合的、継続的な原油価格高騰対策を的確に講じられるよう強く要望する意見書を、県下市町村から一斉に提出しようとするものであります。

よろしく御審議の上、御承認くださるようお願いいたします。

○議長（中石 高男君） 次に、意見書案第7号の趣旨説明を求めます。財部君。

〔2番 財部 一男君 登壇〕

○議員（2番 財部 一男君） それでは、意見書案第7号「入札制度改革についての意見書」について、提案の趣旨を説明いたします。

国・県の公共事業における一般競争入札制度の実施は、本町における建設業のみならず、業界全体に大きな不況の影を落としています。本町でも県の工事にかかわる業者も多く、県の入札制度が町内の建設業者の経営を大きく左右するものであり、入札制度改革に当たっては、意見書案に掲げました3項目の特段の配慮を県下町村から一斉に要望しようとするものであります。

よろしく御審議の上、御承認くださるようお願いいたします。終わります。

○議長（中石 高男君） 次に、意見書案第8号の趣旨説明を求めます。指宿君。

〔1番 指宿 秋廣君 登壇〕

○議員（1番 指宿 秋廣君） それでは、意見書案第8号について御説明を申し上げます。

地方分権の推進、少子高齢化の進行、産業、雇用対策、地球規模や地域レベルでの環境保全事業、災害事故に対する安全対策など、地域の行政需要が増大しており、地方自治体が果たす役割はますます重要になっています。過去の景気対策と地方交付税の大幅圧縮により、自治体財政は硬直化を招いています。住民に身近なところで政策や税金の使途を決定し、地方分権の理念に沿った自治体運営を行うことができるよう地方財政の充実・強化を目指し、政府に下記のとおり求めるものであります。

すなわち、一つ、医療・福祉・環境・ライフラインなど、地域の公共サービス水準の確保と地方分権推進に向けて国・地方の税収配分5対5を実現する税源移譲、地方交付税機能の強化により地方財源の充実・強化を図ること。

二つ、自治体間の財政力格差は、地方間の財政調整によることなく、地方交付税の財源補償機能、財政調整機能の強化により是正を図ること。



三つ、地方自治体の意見を十分に踏まえた対処を行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき意見書を提出しようとするものであります。

現在、税の配分は、国が6、地方が4であります。事業は国が4、地方が6と言われております。そこでの意見書案でありますので、御審議の上、御採択していただきますようお願いいたします。提案理由の説明を終わります。

○議長（中石 高男君） 次に、意見書案第9号の趣旨説明を求めます。上西さん。

〔3番 上西 祐子君 登壇〕

○議員（3番 上西 祐子君） 食料自給率の向上を目指す農業再生の対策を求める意見書（案）の提案の趣旨説明をいたします。

我が国の平成18年度の食料自給率は39%、穀物自給率は27%と主要先進国の中で最低となっており、農業の建て直し、特に食料自給率の向上は待ったなしの状態です。この半年間の世界の情勢を見ても、食料不足、食料高騰は、世界的危機とも言うべき深刻な事態となっております。国際市場における小麦、大豆、トウモロコシの価格は、この3年間で2倍以上に高騰し、米の価格は、この1年間で2倍になりました。多くの発展途上国で食料が足りない、食べていけないと暴動が起こっております。今や、輸入によって食料を安定的に確保できる保証はない状況です。

また、今問題になっております輸入された汚染米が不正に食用に流通して、食の不安がますます広がっております。よって、政府に対して食料は外国から安く買えばいいという考え方を根本から改め、農業再生のために抜本的な対策を講じ、食料自給率を向上させるようにするための意見書案です。

よろしく御審議の上、採択していただきますようよろしくお願い申し上げます。以上で終わります。

---

**日程第6． 質疑・討論・採決（議案第89号、第91号及び諮問第1号並びに意見書案第6号、第7号、第8号、第9号）**

○議長（中石 高男君） 日程第6、議案第89号並びに意見書案第6号、第7号、第8号、第9号及び議案第91号及び諮問第1号について、質疑、討論、採決を行います。質疑の回数は5回までといたします。

まず、議案第89号「財産の取得について」、水槽つき消防ポンプ自動車を議題として質疑を行います。質疑ありませんか。指宿君。

○議員（1番 指宿 秋廣君） ただいま議題になっております議案第89号について、少し説明を求めたいと思います。

これについては、今県でも問題になっております事前事後の公表について、どういう形でやられたのかお知らせを願うとありがたいと思います。

以上です。

○議長（中石 高男君） 総務企画課長。

○総務企画課長（渡邊 知昌君） 予定価格につきましては、これは事前公表をいたしておりません。物品関係は、今まで公表してないということでやっております。

○議長（中石 高男君） ほかにありませんか。山領君。

○議員（12番 山領 征男君） 今回、買われる型式と同じものを以前に買われたことがございますか、本町で。

○議長（中石 高男君） 総務企画課長。

○総務企画課長（渡邊 知昌君） 消防ポンプ自動車につきましては、この型式というのは大きさということでしょうか。

○議員（12番 山領 征男君） 仕様が一緒であるか。

○総務企画課長（渡邊 知昌君） 仕様は、前、更新するということですので、1号車と同じような仕様になっております。シャッターはついておりませんが、その他の水槽つきとか、ポンプの台数とか、そういったところは一緒です。

○議長（中石 高男君） 山領君。

○議員（12番 山領 征男君） この入札結果を見ますと、約1,000万違ってますよね。高いのと安いので。以前、買われたときの入札価格と、今度の2,600万とはどのくらいの差がありますか。参考までにお聞きしておきたいと思います。

○議長（中石 高男君） 総務企画課長。

○総務企画課長（渡邊 知昌君） 以前が、22年前ですので（「あっ、22年」と呼ぶ者あり）はい。ちょっと、（「わかりました」と呼ぶ者あり）まだ資料も準備してませんが、ちょっと比較にならないのかなあという気がします。

○議員（12番 山領 征男君） 了解です。

○議長（中石 高男君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中石 高男君） 質問もないので、これにて質問を終結します。

これより討論を行います。まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中石 高男君） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中石 高男君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。議案第89号は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中石 高男君） 異議なしと認めます。よって、議案第89号は原案のとおり可決されました。

次に、意見書第6号「原油価格高騰に関する対策を求める意見書」を議題として質問を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中石 高男君） 質疑もないので、これにて質疑を終結します。

これより討論を行います。まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中石 高男君） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中石 高男君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。意見書案第6号は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中石 高男君） 異議なしと認めます。よって、意見書案第6号は原案のとおり可決されました。

次に、意見書案第7号「入札制度改革についての意見書」を議題として質問を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中石 高男君） 質疑もないので、これにて質疑を終結します。

これより討論を行います。まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中石 高男君） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中石 高男君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中石 高男君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。意見書案第7号は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中石 高男君） 異議なしと認めます。よって、意見書案第7号は原案のとおり可決され

ました。

次に、意見書案第8号「地方財政の充実・強化を求める意見書」を議題として質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中石 高男君） 質疑もないので、これにて質疑を終結します。

これより討論を行います。まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中石 高男君） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中石 高男君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。意見書案第8号は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中石 高男君） 異議なしと認めます。よって、意見書案第8号は原案のとおり可決されました。

次に、意見書案第9号「食料自給率の向上を目指す農業再生の対策を求める意見書」を議題として質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中石 高男君） 質疑もないので、これにて質疑を終結します。

これより討論を行います。まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中石 高男君） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中石 高男君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。意見書案第9号は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中石 高男君） 異議なしと認めます。よって、意見書案第9号は原案のとおり可決されました。

ただいま可決されました意見書4件は、速やかに関係機関に送付し、その善処方を求めます。

次に、議案第91号「教育委員会委員の任命について」を議題として質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中石 高男君） 質疑もないので、これにて質疑を終結します。

これより討論を行います。まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中石 高男君） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中石 高男君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。議案第91号は原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中石 高男君） 異議なしと認めます。よって、議案第91号は原案のとおり同意されました。

次に、諮問第1号「人権擁護委員の推薦について」を議題として質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中石 高男君） 質疑もないので、これにて質疑を終結します。

これより討論を行います。まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中石 高男君） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中石 高男君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。諮問第1号は原案のとおり適任とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中石 高男君） 異議なしと認めます。よって、諮問第1号は適任と可決されました。

ここで、詳細な数値などの提示を求める総括質疑の通告期限についてお知らせいたします。明日の正午をもって締め切ることにしておりますので、時間厳守の上、事務局に提出して下さるようお願いいたします。

しばらく本会議を休憩し、全員協議会といたします。

午後0時07分休憩

.....  
〔全員協議会〕  
.....

午後0時08分再開

○議長（中石 高男君） 休憩前に引き続き、本会議を再開します。

○議長（中石 高男君） それでは、以上で本日の全日程を終了しましたので、これをもって、本日の会議を散会いたします。

午後0時09分散会

---







---

平成20年 第6回(定例) 三 股 町 議 会 会 議 録 (第2日)

平成20年9月18日(木曜日)

---

議事日程(第2号)

平成20年9月18日 午前10時00分開議

日程第1 総括質疑

日程第2 常任委員会付託

---

本日の会議に付した事件

日程第1 総括質疑

日程第2 常任委員会付託

---

出席議員(12名)

1番 指宿 秋廣君	2番 財部 一男君
3番 上西 祐子君	4番 大久保義直君
5番 重久 邦仁君	6番 東村 和往君
7番 池田 克子君	8番 原田 重治君
9番 中石 高男君	10番 山中 則夫君
11番 黒木 孝光君	12番 山領 征男君

---

欠席議員(なし)

---

欠 員(なし)

---

事務局出席職員職氏名

局長 岩松 健一君	書記 川野 浩君
	書記 山田 直美君

---

説明のため出席した者の職氏名

町長 .....	桑畑 和男君	教育長 .....	田中 久光君
総務企画課長兼町民室長 .....			渡邊 知昌君

税務財政課長	.....	原田 順一君	町民保健課長	.....	重信 和人君
福祉課長	.....	大脇 哲朗君	産業振興課長	.....	木佐貫辰生君
都市整備課長	.....	中原 昭一君	環境水道課長	.....	下沖 常美君
教育課長	.....	野元 祥一君	会計課長	.....	上村 陽一君

---

午前10時00分開議

○議長（中石 高男君） 本日の議事日程はお手元に配付してあるとおりであります。

---

**日程第1. 総括質疑**

○議長（中石 高男君） 日程第1、総括質疑を行います。

この総括質疑は、初日に採決した案件と陳情第5号を除く21件に対する質疑であります。質疑の際は、議案番号などを明示の上、質疑を行います。

また、質疑は、会議規則により、1議題につき1人3回以内となっております。また、自己の所属する委員会が所管する議案に対しては、委員会の場で行うなどの協力方よろしく願いいたします。

それでは質疑を行います。質疑ありませんか。上西さん。

○議員（3番 上西 祐子君） 3番、上西です。議案番号72号です。国保会計決算。私は、この審査意見書の方で質問したいんですが、決算審査意見書の方での、一般会計、特別会計決算審査意見書の28ページ、保険税の滞納の問題ですが、現年度が3,586万5,000円、過年度分が1億314万5,000円で、計1億3,901万1,000円ですね、約。これは、何所帯ぐらいなのか。

それから19年度で、この滞納された方に短期保険証が発行されていると思うんですが、短期保険証発行と、資格証明書の発行はどのくらいなのかお尋ねいたします。

○議長（中石 高男君） 町民保健課長。

○町民保健課長（重信 和人君） 前年度の状況をちょっと話しますと、資格証明書交付は18世帯でした。それで、7月25日に、未納保険料世帯296世帯に勧奨を行い、窓口において相談し、滞納状況に応じて1カ月から6カ月の短期保険証を交付しております。勧奨に応じない世帯110世帯だったんですけども、10月15日に、交付案内を送付して、90世帯が窓口に来て交付しております。

しかしながら、20世帯が呼びかけにも応じず、再度2月22日に文書にて、特別の事情による申し出を添付して勧奨したところ、1世帯の申出書の提出がございました。残り19世帯は手続がないままでした。再度、2月29日に弁明書の提出を添付して送付したところ、1世帯が社

保加入で国保喪失でした。あと18世帯が3月25日に資格証明書の交付をしたところでございます。

町民保健課としては、短い方で1週間の証明書だったりして、すべての方に保険証は交付しております。その後、納税相談を行っております。

ちなみに、資格証明書の交付世帯構成なんですけれども、小中学生同居が1世帯、老人同居が2世帯、ひとり世帯が7世帯で残りが8世帯になります。計18世帯ですね。それとあと、短期保険証の交付は、1カ月が192世帯、3カ月が35世帯、6カ月が37世帯の計364世帯でございます。

以上です。

○議長（中石 高男君） 上西さん。

○議員（3番 上西 祐子君） 今国保が高くなって払えない人たちがふえていて、全国的に、保険証がないために医者にかかれないうふうなことで、宮崎あたりでは手おくれになって亡くなった方も出てるというふうなことで問題になっておりますが、本町の場合、小中学校所帯が1所帯、老人が2所帯というふうに言われましたが、その人たちの場合、急病になった場合の相談とか、そういうふうなことはどうされてるのかお尋ねいたします。

○議長（中石 高男君） 町民保健課長。

○町民保健課長（重信 和人君） 一応、それは病気だったり、入院だったりいろいろなんですけれども、できる限り滞納をなくして納入するように勧奨はしておりますけれども、そういうことで、全員の方に短期、1カ月なり、保険証の交付はしております。証明書の交付ですね。

○議長（中石 高男君） 上西さん。

○議員（3番 上西 祐子君） 子供のいる所帯とか、高齢者に限っては、本当に福祉の観点からも保険証を生活実態なんかをやっぱり相談に乗ってあげて、やっぱりやめてほしいなあというふうなことを申し添えて、この72号は終わります。

○議長（中石 高男君） ほかに質疑ありませんか。上西さん。

○議員（3番 上西 祐子君） 80号ですが、80号、国保病院の決算です。国保病院をこの前全協で、来年の4月に向けて譲渡の案が今審議中だというふうなことだったんですが、このところで、審査のところの文章で、町の何ていうんですかね、町の交付税が1,347万4,000円だというふうなことが書いてあるんですが、国からの交付金は、これは幾らあったのか。

それと、固定資産が約6億6,900万あって、企業債が3,000万ありますが、この売るとなると、譲渡するとなると、この企業債の関係とか、それからどれぐらいのあれで売ろうとして——譲渡しようとしているのか、そのあたりをちょっとお聞かせ願いたいんですが。

○議長（中石 高男君） 町民保健課長。

○町民保健課長（重信 和人君） 交付税につきましては、この町の補助金というのは一般財源からなんですけれども、普通交付税に算入されております。

ちなみに、19年度の普通交付税が2,072万8,000円、特別交付税が5,000万程度で、今年度はちょっと減るんじゃないかと国から言われております。

あと、それと負債については、これについては3,080万3,022円は、CT分です。CT分だけの返済予定です。これについては、今病院の譲渡関係がありますけれども、それを売ったお金で補てんする予定でございます。

○議長（中石 高男君） 上西さん。

○議員（3番 上西 祐子君） それと、今固定資産が6億6,900万とありましたが、その今話し合いで、町、2つの病院が名乗りを上げてると言われましたが、そこら辺、昨日実を言うと、私ちょっと検査病院に行ったところ、病院の先生が、医師会でやっぱり三股の病院としてやっていくには、とてもじゃないけど、もう無理だと。そういうふうな話になると。だから、もっと医師会の情報なり、それからどういうふうな形で、クリニック、病院じゃなくて19床までの小さなあれだったら何とかやっていく人もおるだろうが、40床のベッドを引き続いてというふうなことになる、やっぱりもう難しいんじゃないかと。医師会の先生たちもそういうふう言われてると。

だから、もっと三股町もいろんな先生たちとの懇談会とか、話し合いをして、その情報収集とかに努めてほしいというふうなことを、私が昨日行った病院の先生が言われたんですね。だから、そこら辺を含めて、どういうふうに病院を譲渡するところで考えていらっしゃるのか、そのあたりをちょっとお聞かせ願いたんですが。町長の方がいいですかね。——この譲渡の分があったもんですから。

○議長（中石 高男君） 決算の内容とちょっと相違する点もあろうかと思っております。

○議員（3番 上西 祐子君） ええ、わかりました。そしたら引っ込みます。

○議長（中石 高男君） ほかに質疑ありませんか。山領君。

○議員（12番 山領 征男君） 請願についても質問してもよろしいんですか。

○議長（中石 高男君） はい。

○議員（12番 山領 征男君） 所轄なんですけれども、だからこそ前提としてお聞きしたいんですが、郵政民営化に関する請願第2号の紹介議員の山中議員にお尋ね申し上げますが、郵政3事業が国営から民営化されたわけですが、そして実施されておるわけですが、いろんな不都合はあるようです。

僻地、あるいは辺地においては、不採算性の箇所があるわけで、そこ辺たいの不安と申しますか、なくなりゃせんとかいという心配が多々あるようですが、そうしたことを見直すべきだとい

う意見書なのか。平たく申しますと、もう一つは、民営化じゃだめだから、さらにまた国営に戻せという請願の趣旨なのか、どちらなのか、ちょっとお尋ねを申し上げておきたいと思います。よろしくをお願いします。

○議長（中石 高男君） 山中君。

○議員（10番 山中 則夫君） 今回の質問は、私はこの請願の紹介議員になりまして、中身をして、この前、昨日、おとといですか、趣旨説明したんですが、要するに、完全な民営化に、また民営化を、またもとに戻せというのじゃんですが、要するに、今の郵便局と郵便局の郵便、その中身のその事務配達とか、そういうのがまた別になってるということで、非常にそういう郵便物の遅滞を招いたり、だから、そういうのの一体的なそういう部分をもとに戻してくれないかということで、郵便局と一般の郵便事務のあれが、そういうのを見直してくれないかということで、全部をこうまたもとに戻せというんじゃないということでお聞きしております。

それと、要するに金融が——金融部分が、何か将来またこう、今も郵貯と別個になっておりますが、それが郵便局に今委託指定されて金融にいくもんですね、郵貯と保険の方ですかね。それを、平たく言うと、そのままの状態郵便局の方に委託をそのまま続けてくれということですね。完全な、もうそれが完全に民営化になってしまうと、今までのような隅々までの、特に地方の方は、もう郵便局、簡易郵便局、特定郵便局なんかが消えていくんじゃないかなというような不安がありますので、そういう個人的に法的な見直しをしてくださいということで、もっと具体的にこう項目を挙げればよかったんですが、そういう意味の見直しということだと思います。よろしくをお願いします。

○議長（中石 高男君） いいですか。（「よかです」と呼ぶ者あり）ほかにありませんか。上西さん。

○議員（3番 上西 祐子君） すいません、84号の国保会計の補正で、些細なことなんですが、国保の健康保険税がマイナス5,182万9,000円、前期高齢者交付金が6,192万6,000円、こういうふうになっておりますが、国保はこの予算をつくったときが3月で、6月に今年度の国保税の議案が通って、7月から税率が上がってあれしてありますが、その保険税のマイナス5,000万というふうなの理由と3月時点での見通しがちょっと違ったのか。それと、前期高齢者交付金が国から来ると思うんですが、今までこの前期高齢者交付金というのは、ことしになってから初めてこういう名前が出てるんですが、そこら辺のいきさつですね、そこをお尋ねいたします。なぜ、マイナス6,000……。

○議長（中石 高男君） 町民保健課長。

○町民保健課長（重信 和人君） 保険税の5,182万9,000円の減額補正といいますのは、所得がわかり税が確定して、税率本算定によるものでございます。

それと、前期高齢者交付金につきましては、確定によるものなんですけれども、納付金交付金を算定する際には、前期高齢者加入率の全国平均が指数となって試算するんですけれども、当初加入率が11%ということで試算してたんなんですけれども、実際には12%で、厚生労働省が誤った数字を告示いたしまして、それに基づいて予算を計上したためでございます。だから、6,192万6,000円の減額補正でございます。

以上です。

○議長（中石 高男君） 上西さん。

○議員（3番 上西 祐子君） 国が誤った見通し、最初、前期高齢者は11%しかいないというふうなことで算定して行って、多く納付金をもらえるように言ったということですね。そして、実際は12%の前期高齢者がいるというふうなことで、国の失政ですね、言うなれば。それでとらえてよろしいんですね。（発言する者あり）はい、わかりました。終わります。

○議長（中石 高男君） ほかに質疑ありませんか。指宿君。

○議員（1番 指宿 秋廣君） 議案第84号の国民健康保険特別会計補正予算の中、もちろんこれだけで考えてるのではないと思いますが、総論で言うと、後期高齢者に対する支出金、支援金ですかね、これは、支援金だな。支援金の計算方法は、もともとが税で50、それから現役世代——要するに国民健康保険でいうと国民健康保険で40、それから後期高齢者が自分で支払う分が10ということで、結果100になるというふうな計算の仕方になっていると思うんですが、その中で、この支援金の中は40ではなくて45というふうに計算されています。本来40%で計算すべきだと。

要するに、その5%の分の、要するに足すと105%になるのか、国の分もその分が足されて110%で算定されて、その分に対して、来年度——翌年度以降にそれが還付として返ってくるのか。そこら辺を少し御説明を願えるとありがたいと思います。

○議長（中石 高男君） 町民保健課長。

○町民保健課長（重信 和人君） その算定については、今年始まったばかりでちょっと私もわかりません。

以上です。（「わからんげな」と呼ぶ者あり）

○議長（中石 高男君） ほかにありませんか。山中君。

○議員（10番 山中 則夫君） 1点だけお聞きします。議案83号の17ページ、目の2の商工振興費ですかね、その中の節で17、公有財産購入費というのが5,300万——5,376万7,000円組んでありますが、これは多目的広場の面積とか、ほかにそういう、こういう今町の方で購入するということですが、ほかの用地はどうなってるのか、土地公社がまだ持っているのか、そこら辺ちょっと状況を教えてもらいたいと思います。

○議長（中石 高男君） 産業振興課長。

○産業振興課長（木佐貫辰生君） 詳しい資料はちょっと持ってきてないんですけども、これは明日の一般会計補正予算のところで説明しようと思ってたわけなんですけれども、東側の今回産業会館敷地、約2,700程度なんですけど、その残りですね、残りについて、東側の残りの土地についての買収、そちらの方の用地ということで、明日また詳しく説明したいと思います。よろしくをお願いします。

○議長（中石 高男君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中石 高男君） それでは、質疑もないので、これにて総括質疑を終結します。

---

## 日程第2. 常任委員会付託

○議長（中石 高男君） 日程第2、常任委員会付託を行います。

お諮りします。各議案は、付託表（案）のとおりそれぞれの常任委員会に付託することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中石 高男君） 異議なしと認めます。よって、各議案は、付託表（案）のとおりそれぞれの常任委員会に付託することに決しました。各常任委員会におかれましては、審査方よろしくお願ひいたします。

なお、各常任委員会におかれましては、委員会の審査日程を協議の上、本日中に事務局に提出くださるようお願いいたします。

---

○議長（中石 高男君） それでは、以上で本日の全日程を終了しましたので、これをもって本日の会議を散会いたします。

午前10時21分散会

---









---

平成20年 第6回(定例) 三 股 町 議 会 会 議 録 (第3日)

平成20年10月1日(水曜日)

---

議事日程(第3号)

平成20年10月1日 午前10時00分開議

日程第1 一般質問

---

本日の会議に付した事件

日程第1 一般質問

---

出席議員(12名)

1番 指宿 秋廣君	2番 財部 一男君
3番 上西 祐子君	4番 大久保義直君
5番 重久 邦仁君	6番 東村 和往君
7番 池田 克子君	8番 原田 重治君
9番 中石 高男君	10番 山中 則夫君
11番 黒木 孝光君	12番 山領 征男君

---

欠席議員(なし)

---

欠 員(なし)

---

事務局出席職員職氏名

局長 岩松 健一君	書記 川野 浩君
	書記 山田 直美君

---

説明のため出席した者の職氏名

町長 .....	桑畑 和男君	教育長 .....	田中 久光君
総務企画課長兼町民室長 .....			渡邊 知昌君
税務財政課長 .....	原田 順一君	町民保健課長 .....	重信 和人君
福祉課長 .....	大脇 哲朗君	産業振興課長 .....	木佐貫辰生君

都市整備課長 …………… 中原 昭一君      環境水道課長 …………… 下沖 常美君  
教育課長 …………… 野元 祥一君      会計課長 …………… 上村 陽一君

---

午前10時00分開議

○議長（中石 高男君） 本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付してあるとおりであります。

---

### 日程第1. 一般質問

○議長（中石 高男君） それでは、日程第1、一般質問を行います。

質問に際しては、申し合わせの事項を遵守して質問をお願いしたいと思います。発言順位1番、上西さん。

〔3番 上西 祐子君 質問席登壇〕

○議員（3番 上西 祐子君） 3番、上西です。おはようございます。通告に従いまして質問してまいります。

まず、町長の政治姿勢についてお伺いいたします。

本町の町長選挙はいつのころからかしばしばマスコミを含め、一般の町民の間でも建設業者の選挙といわれてきました。実際、業者間の利権をめぐる争いがそのまま選挙運動に反映され、結果として首長の座に着いた町長はその見返りとして特定の営業サイドに業務上の便宜を図る。こうした構図が当然のように行政を支配してきたといえるのではないのでしょうか。

町長が2万5,000人の町民生活に目くばせすることを本務とする職権と考えた場合、いつまでもこうした旧態依然の流れを認めるわけにはいかないと思うのですが、このことについて町長はどうお考えでしょうか、お尋ねいたします。

現に桑畑町長も前回の選挙後、一部業者を指名から外されたことがありました。その後の入札改革を少しずつ進められていますが、町長選挙のあり方、利害関係の発生する企業との関係、また、町内業者を公平に守り発展させていくためにどうすればよいと考えられておられるのかお伺いいたします。

6月30日本町の工事額の40%以上を受注してきた湧脇組が手形を落とせないということで民事再生の申し立てを行いました。湧脇組には平成18年、19年、20年と続けて中学校改修工事、中原住宅の新築など大きな工事を町として指名し、工事を発注させてきました。先だっては工事途中で社長がいなくなり、窮余の策で民事再生の処置ということになったようです。

今回の民事再生申し立てによって本町の企業も20社以上が債権者になっておりますが、資金ぐりに困ってる方、また、連鎖倒産された企業はないのか、支援策は考えなくてよいのかどうか

お伺いいたします。

また、指名を組むとき企業の経営状況などの情報は全然考慮しなくてもよいのでしょうか。町長は指名権限を持っておられ、それを行使されるわけですが、町のトップをして危機管理意識が不十分だったといわれても仕方がないのではないのでしょうか。町長自身、そのことどう思っておられるのかお伺いいたします。

次に、最近では資材価格や燃料などが高騰し、長期化する工事の場合、企業は落札金額では採算がとれなくなる事態になっております。県ではことし6月に単品スライド条項を発動させましたが、本町でも請負金額の見直しなどはできないのか質問いたします。

次、2番目に移ります。

今日の農業危機の現状とその支援策についてです。

政府は1995年に食管法を廃止して輸入米を受け入れ、政府が保証していた米の価格維持を撤廃し、生産者価格の暴落と減反押しつけで生産の縮小を余儀なくされ、日本農業は存亡の危機といわれるほど今や規模の対象を問わず経営が悪化しています。

特に昨年の生産者米価の大暴落は、政府が推奨してきた大規模経営ほど大きな打撃を受けるなど農家の生産意欲を奪い地域経済をも疲弊させました。昨年半ばより顕著になった国際的な穀物価格の高騰は、小麦の政府売り渡し価格を初め大豆・とうもろこしなどの価格を高騰させ、食品価格や飼料価格を押し上げ、石油価格の高騰ともあいまって国民の暮らしや農業経営にも深刻な影響を与えています。また、多くの農産物に使われる肥料は原料輸入価格が前年比で2、3倍に高騰。農協で販売する肥料価格は平均で前年より約6割も上昇しています。施設園芸などで使われるA重油も6月時点で前年比57%アップ、4年前の2.4倍です。このほかダンボールなどの資材も軒並みに高騰しています。畜産の配合飼料価格も原料穀物の輸入価格の高騰を反映し、この2年間で約50%上昇しています。農畜産物の販売価格は競り取引で決まる場合が多く、大手スーパーの買ったたきなど生産コストとは無関係に低価格が押しつけられてきました。

そのもとで多くの農家は離農を余儀なくされ、残る農家も体力を奪われ、農業の危機的自体が広がってきました。

本町でも離農する人がふえ、18年と19年とを比べてみても畜産関係で29戸も減っております。この間、何軒かの農家の方々から話を聞いてきましたが、「農業収入が半分ぐらいになった」「飼料の高騰で朝5時半から夜の8時まで働いても経営が成り立たない。これ以上何をしたらよいのか」と悲鳴にも似た声を聞かされました。農業は町にとっても基幹産業です。食料は命を支えるものです。その食料をつくっておられる方々が飼料や肥料、燃料などが高騰して困っているわけですから何らかの支援策を講じるべきだと思いますがいかがでしょうか。

以上で最初の質問を終わります。

○議長（中石 高男君） 暑い方は上着をとっていいですから脱いでください。

町長。

〔町長 桑畑 和男君 登壇〕

○町長（桑畑 和男君） おはようございます。それではただいまの質問にお答えを申し上げます。

まず、町長の政治姿勢について①の町内企業との関係についてということでございます。

町内企業との関係につきましては、発注者と受注者との関係。建設工事等にかかわる企業と町との関係という意味に理解しているわけですが、実際におきましては、地方自治法に基づく契約の方法・入札制度により、公共工事や物件の買い入れを発注して公共事業を推進しているところでございます。

今日では公共事業発注・受注する過程において、発注者側と受注者側との癒着や受注者同士の談合など、幾度なく社会問題として取り上げられ、その発注のあり方・入札制度のあり方が問われてきているところでございます。

そのような中で、町内企業と町との関係は常に一定の距離を保ちつつ、適正な協力関係を構築していくことが必要だというふうに考えております。町は公共事業によってより品質の高い公共施設を住民に提供し、社会資本の整備に努めるとともに地域経済の発展を促進していかなければなりません。

そのようなことから、先に提言を受けました入札制度改革に取り組んでおり、できるものから順次改革を進めて公正・公平な入札制度を確立してまいりたいというふうに考えております。

なお、指摘をいただきましたことにつきましては、これを真摯に受けとめ、過去のそのような事態を広く反省の上に立ちまして、土木行政を推進し、執行してまいっているところでございます。

それから②の洸脇組民事再生申し立てによって、資金ぐりに支障が出ている業者に対しての支援制度はどうなっているのかということでございます。

株式会社洸脇組は6月の30日、民事再生法に基づく民事再生手続き開始の申し立てを行いました。7月の県商工労働部長からの中小企業信用保険法に基づく再生手続き開始申し立て等、事業者の指定についての通知文書によれば、洸脇組の負債総額は23億6,100万円以上。金融債権等17億7,800万円。公租公課等300万円。一般債権5億8,000万円以上で支払手形40社、工事未払い金39社でございます。そのうち本町所在の事業所は関連会社を除いて4社、負債総額は2,600万円となっております。

このようなことから、3事業者から町へ経営安定関連保証制度の認定申請がございました。それは中小企業信用保険法の規定に基づき取引先の倒産と突発的な事由により経営の安定に著しい支障を生じた中小企業者で市町村からの認定を受けたものに低利で運転資金・設備資金を貸し付

けるものであります。認定されれば借りに伴う保険料が軽減されるとともに、焦げつきに対する通常20%の責任共有制度の金融機関の負担が軽減されることから、銀行等の貸し渋りが抑制されます。その3件の申請に対して書類審査により認定したところでございます。

また、本町独自の中小企業育成貸付制度の活用についても商工会に相談があり、実行されております。

今後とも中小企業を取り巻く環境は厳しいことから、県商工会等の関係機関と連携を図りながら中小企業の育成・支援を図ってまいりたいというふうに考えております。

なお、溺脇組のこの指名等につきましては、今のところ差しとめているところでございます。今後、民事再生申請中でありまして、今後の状況・推移を十分見極めながらやっていきたいというふうに考えているところでございます。

それから、③の落札後、工事完了まで資材や燃料費など価格高騰した場合、請負金額を見直すことはできないかということでございます。

この件につきましては、工事請負契約約款第25条第5項単品スライド条項に該当するものと解しますが、その「単品スライド」とは、工事請負契約約款に基づき、「特別な要因により工期内に主要な工事材料の日本国内における価格に著しい変動を生じ、請負代金額が不相当となったとき」に、請負代金額の変更を請求できる措置であります。現在宮崎県県道整備部・農政水産部等所管工事についてその運用がなされております。そのほか県内7市町でこの運用がなされているところでございます。

今回の運用基準については「鋼材類と燃料油の2資材」が対象となっており、対象資材の価格上昇に伴う増額分のうち、受注者からの変更請求に基づき、請負代金の1%を超える額を発注者が負担するものであります。

その単品スライド条項を含む物価水準の変動に関する対応措置は、通常合理的な範囲を超える価格の変動については、一方の契約当事者のみにその負担を負わせることは適当ではないとの考え方に基いて定められたものであります。

ただし、対象資材「鋼材類、燃料油」の上昇価格の差額は請負代金額の1%を超える場合を前提とし、工事末の2カ月前までの請求や受給者は実際に購入した対象資材の価格、数量及び単価、購入先、搬入・購入時期を証明する書類関係を提出するなどさまざまな制約がございます。

本町におきましても、三股町工事請負契約約款第25条第5項において、上記内容の運用は可能でございますが、確認したところ該当工事が現在のところないところでございます。また、現在の原油や鋼材等の市場価格は下落傾向にあります。つきましては、今後の発注工事の内容等吟味しながら適切に対応してまいりたいというふうに考えております。

それから、2番目の今日の農業危機の現状とその支援策について。

肥料、飼料、燃料等高騰に対して、町独自の支援策を考えるべきではないかということがございます。

現在、農業を取り巻く環境は、御案内のとおり、原油や輸入穀物等の価格高騰に伴い燃料、生産資材と配合飼料等の価格が上昇しており農業経営に深刻な影響を与えているところであります。肥料や飼料の価格上昇の背景は原料も海外に依存しており、特に中国、インドでの国内食料の増産や米国、ブラジルのバイオ燃料の増産等により肥料・飼料の需要が増加する一方で供給が限られていることと、原油高による輸入輸送コストの高騰などが主な要因でございます。

そのような状況を踏まえ、本町では特に県やJA等の関係機関と連携を図りながら、施設園芸では省エネルギーのため内張り2層のカーテンや循環扇の導入に対する経費を県とともに補助をいたしております。また、町単独では三股町施設園芸振興対策事業でハウス保温資材などの支援を実施しているところであります。

畜産におきましては国・県事業による配合飼料価格の補てん、低利資金貸付等の事業活用、飼料の自給率向上のための機械導入等の対策を実施中でございますが、これらとともに本町では、自給飼料の向上と複合経営の推進を図ることで配合飼料依存度の高い酪農や乳用飼育の経営改善指導を実施いたしております。具体的には酪農に自給飼料に依存度の高い肉用繁殖牛を取り入れた乳・肉複合経営を推進しているところであります。

特にこれらの取り組みといたしましては、県・JA・市町の技術者で構成する施設園芸技術力アップ支援チームを立ち上げまして各農家の補助をローラー的に巡回し、省エネ対策や肥料などの資材費低減対策、飼料品質向上などの指導・助言を図り、農家所得の維持向上に努めてまいりたいというふうに考えているところでございます。

以上で回答といたします。

○議長（中石 高男君） 上西さん。

○議員（3番 上西 祐子君） 町長の政治姿勢ちゅうことで、公平にこれからはする。まあ、先のことを反省するというふうなことで答弁がありましたが、やはり私は今までの町長選挙のあり方、そういうふうなことがひとつ問題になったんじゃないかなと。

それでやはり企業からの——国でもそうなんですが——企業献金廃止っていうふうなことで、町長選挙を個人の業者選挙じゃなくてそういうふうなすっきりしたものにさせる。これからの次の世代なんか含めて明るい町づくりのためにまず最初に町長選挙のあり方から改善していく必要があるんじゃないかなと思いますが、歴代ずっと、私も25年間三股に住んでおりますがいろいろなことを見聞きしてきてそういうふうに感じますが、本当にこれからの過去のことよりもこれからの町長選挙のあり方なんかを含めてもう一度町長にお伺いいたします。

○議長（中石 高男君） 町長。



○町長（桑畑 和男君） 町長選挙4年に1回あるわけですが、非常に町民の方も大きな関心事でもあるわけですが。そういうことから出馬する本人にとりましてはやはり公正・公明な選挙でなければならないというふうに考えているところでございます。

そういうことで今後の選挙についてもそのような公正・公明な選挙であってほしいというふうに考えているところでございますが、私も過去3回選挙をさしていただいたわけですが、すべてそういう形で、考えでやってきたと思うんですが、今後ともそのような他町の町長選挙におきましてはそのような形でいていただきたいというふうに考えているところでございます。

以上です。

○議長（中石 高男君） 上西さん。

○議員（3番 上西 祐子君） やはりこの選挙の費用とかを含めて情報公開なりをして、だれから政治献金を受けてとかいうふうなことも含めて、これからはそういうふうな内規などもつくって、そしてみんながなるほどって思うような選挙をしてほしいなというふうに思います。それを希望しておきます。

それと、湧脇組の指名で昨年もいろいろ問題になりましたが、やっぱりあのころからうわさを私たちは聞いておったわけで……、経営状況なんかをですね。そういう指名権を持っていらっしゃる町長がいろんな人とお付き合いがあるわけですから、そこら辺やはりもうずっと大きな工事は湧脇組に指名して落札させてきているわけですが、そういうトップとしてその危機管理意識っていうふうな言葉が今、いろいろといろんなところでいわれておりますが、そういうふうなことを全然本当に知らなかったのかどうか、そこら辺もう一度お尋ねいたします。

○議長（中石 高男君） 町長。

○町長（桑畑 和男君） 今回のこの湧脇さんのこの件につきましては、まったく寝耳に水というなことで、まったくわかってなかったということで、話を聞いて初めてびっくりしたことでございます。

以上です。

○議長（中石 高男君） 上西さん。

○議員（3番 上西 祐子君） まあ、私はそのところはやはりいろんな情報を仕入れて公平に町政を安全に執行していく観点からした場合に、私個人の考えですけどやはりそこら辺情報不足っていうのか、やっぱり危機管理意識っていうふうなことが足りなかったのじゃないかなと思います。

やはりそうしないと今工事が後の人によって続けられておりますけど、公共工事でおまけに中学校っていうふうな、もう本当に子供たちにも随分影響する工事なわけですから、そのあたり本当にもっとしっかりしてほしいなというふうなことを考えております。よろしく願いいたします。

す。はい。

○議長（中石 高男君） 上西さん。

○議員（3番 上西 祐子君） それと日本の農業なんですが、本町では酪農とか水田が一番の基幹産業っていうふうな形になっておりますが、本当に私も5、6件酪農家、それからハウス園芸の人、水田の方、そういうふうなところを話を伺いました。酪農家はこの飼料が本当に上がっておりますよね。それといろんな燃油、油ですか、そういうふうなのが価格高騰でもう幾ら働いても働いても追いつかないと。で、子牛の価格は10万円も下がったと。軽油とか重油は2倍とか3倍とかに上がっているわけです。

そういうふうなことで具体的に各農家の実態を、中にはもうかってらっしゃる方もいらっしゃるのかなと思うんですけど、やはりそういうことをもっと各農家の実態を調べていらっしゃるのかどうか。

私が伺ったところでは「町長自身に選挙のときだけじゃなくて来てほしい」と。「我々の話を聞いてほしい」と。そういうふうなことを何人かの人が言われました。だから、そこら辺やっぱりみずからこういう実態を調査してどこにどう手立てをしたらいいのか、そのあたりをしてほしいと思いますけど、町長いかがでしょうか。

○議長（中石 高男君） 町長。

○町長（桑畑 和男君） 生産農家とか普通の酪農農家とか畜産農家とかいろんな町内の会合にまで、ほとんど僕、出席しているわけですが、その中で個人的にも話しをする機会は非常に多いわけでございますのでいろんなことは話しているつもりでございますが、資料を持ってこう話をすれば別ですけども、社会情勢とか世間話とかそういうものになってしまうということから、やはり資料を持ってこう説明するということが非常に大事であろうというふうに考えております。

今後はそういうなを努めて、資料を持っていきながら説明をし、また話をしていきたいというふうに考えているところでございます。

以上です。

○議長（中石 高男君） 上西さん。

○議員（3番 上西 祐子君） 本町の場合、畜産農家は割とほかのところに比べて町独自の支援策もしておりますが、今回の場合、飼料とか油の関係、そういう補助をできないものか。ほかの宮崎市含めて向こうの県央ですか、国富、新富、日向、都農、木城、高鍋、川南、そこあたりは9月の補正で対策事業費ということで補正を組まれておりますが、本町ではそういう補正もなかったと思うんです。

だからそこら辺もっと調査をしてなんとかできないものか。やっぱり農家の方々は2、3年先を見越して助成してほしいというふうなことを。また10月からは飼料が2,500円が

3,000円になるとか、本当に大きな規模の農家ほど大変だというふうなことなんです。そこから辺町長はどうお考えなのか。支援策について具体的にできないものかどうかお尋ねいたします。

○議長（中石 高男君） 産業振興課長。

○産業振興課長（木佐貫辰生君） 先ほど町長のほうの答弁から国・県の、そしてまた町独自の支援策についての答弁がございましたけれども、町としましては、御存じのとおり6月に畜産関係につきまして、これは県と足並みをそろえて取り組んだところですが、原油・家畜飼料価格高騰対策農業経営緊急支援ということで利子補給関係でございます。飼料を購入した場合にその飼料の購入にかかわる資金ぐりについて金融機関からの貸し付けにつきまして、その利子補てんを県と協調しまして金利ゼロという形での支援策。これも県下一円やっておりますけれども、そういう取り組み。

それとまた9月補正で上げましたのが「元気みやぎき」ですね。そちらのほうの園芸産地確立対策事業ということで、これは本町の場合、花卉農家を対象にしました。花の農家です。そちらのほうの重油に頼らない、できるだけ重油を減らしていこうということで内張り2層カーテンですね、ハウスの中にもう1枚カーテンすることによって、「ビニールハウスにコートすることによって」重油の量を減らしていこうという取り組みですけれども、そちらのほうの取り組み。

それとまた苺農家関係ですけれども、そちらのほうもこの内張りサイド、ハウスの横のほうにカーテンをすることによって、やはり重油を減らしていこうという取り組みを、これは経済連のほうで支援しておりますので、そちらのほうで2分の1支援するということでございますので、そういう取り組みに対して1軒、1軒お話を伺って取り組みますかとか、そういうハウス農家に対してすべてそういうお話をさしていただいております。

そしてまた、先ほどありました施設園芸関係の振興対策事業ということで独自でこれについても換気とかあるいは循環扇そういうふうな取り組み等もしております。

それぞれ各市町村で独自の取り組みはあるわけなんですけれども、特に西都市あたりは、ここはピーマン農家が非常に多いものですから、ピーマンというのは特に重油の燃料代がものすごくかかりますので、そちらのほうの緊急対策という形で西都市近辺は取り組んだところです。本町の場合は今のところピーマン農家2戸ですから、そういう話等もいまのところ上がっておりません。

まあ、こまめに農家の方々のお話を聞きながら取り組んでいきたいというふうに考えてます。

また今度国のほうでも緊急経済対策ということで農業支援関係のほうも考えていらっしゃると思いますので、そのあたりと連携を取りながらやっていきたいというふうに考えてます。

そしてまた、この都城の管内は大変畜産関係が盛んでございます。宮崎市のほうが畜産関係に対する補てんを一部実施しましたけれども、これは農協との共同で実施したわけなんですけれど

も、この近辺に、まあ1市1町といいますか、都城管内につきましても都城農協と連携が図られ  
ばそういう取り組みも町として積極的にやっていきたいというふうに考えているところです。

以上です。

○議長（中石 高男君） 上西さん。

○議員（3番 上西 祐子君） 苺農家の方が「2層カーテンにすれば補助が出るっていうような  
ことを言われたけど、もうその建設する余力がない」と。「お金がない」と。去年なんかは苺農  
家は冬に灯油をたくそうなんです。30万円ぐらい灯油をたくと。「ことしはまた高くなるだろ  
うけど、とにかくいろいろ灯油代からダンボールから考えたら、もう全然引き合わないからもう  
断った」と。もう2層カーテンにするそういう別個の費用が要るわけで、だからそういうふうな  
ことをおっしゃってありました。

だから本当にそんなことで農家の方もだんだん年とって、もう息子に譲って息子は勤めをしな  
がら農業をするというふうな形で、そうなるのだんだん町の農業つちゅうのが先細りになってい  
くと思うんですね。ある人が農業の担い手をもっと補助、支援してほしいと。何かマンゴーをし  
たいって言って、今、計画中の方がいらっしゃるみたいなんですけど、そういう意欲的な若い人た  
ちが製品になるまで、お金になるまでは何年もかかるわけで、我々共産党は担い手づくりに1カ  
月幾らつちゅう支援策も発表しておるんですが、そういうふうな形で町独自では無理だとは思  
うんですけども、そういうふうな形で担い手づくりに対する支援策とかそういうふうなことは考  
えていらっしゃらないのかどうかお伺いいたします。

○議長（中石 高男君） 産業振興課長。

○産業振興課長（木佐貫辰生君） 新規就農者そしてまた認定農家、それから新規作物への取り組  
みをされる方への支援という点の御質問だと思いますけど、今、ご指摘ありましたマンゴー関  
係につきましても新規作物ですし、この県内では結構盛んなんですが、この都城管内では初めて  
と。そしてまた三股町でも初めてということでございましたので、やはりできるだけ支援したい  
なということで、これは都城と三股あわせて3軒の農家が第1陣としてスタートしたところでご  
ざいますけれども、一応同じように苗木に対する支援、原材料費の支給、それからまたマンゴー  
につきましてもやはりビニールハウスでやっていきますので重油等に頼っていきます。ですから  
そのあたりの燃料費の削減を図るという意味合いで内張りカーテン、そういうところの支援という  
形で結構手厚い支援をしたつもりでございます。

今後ともそういう農家等があれば許せる範囲っていいですか、予算の範囲内でできるだけ協力は  
したいと。また担い手に対する支援っていうのは、担い手っていいですか認定農家については  
国・県もそれぞれ認定農家育成つちゅうのを基本的スタンスという形で考えていますので、融資  
関係含めて補助事業等ございます。これからの農業はやはり認定農家でないといろんな施策の中

の補助っていうものが対象になってないという状況でございますのでできるだけ町としても認定農家になっていただいて、そしてそういう補助事業含めたところで支援していくというスタンスを持っております。

また新規就農者についてもこれから団塊の世代を含めて、新規就農者も学卒だけではございませんので、いろんな方々いらっしゃいますのでいろいろ相談に乗りながら応援をしていきたいというふうに考えてます。

○議長（中石 高男君） 上西さん。

○議員（3番 上西 祐子君） 私は国のやり方の認定農家に支援っていうのではなくて、やはり今までのやりたい人がやる、年をとってもできる農業じゃないと、規模を拡大したがために大きな借金を抱えたっていう人たちがたくさんいらっしゃるわけです。それでいろんな温暖化なんかがあって農地を保つっていうことはやっぱり大事なことじゃないかなと。地産地消、だからそこら辺も含めて支援策はないのかどうか。

ほかのところでは今度商工産業会館ができますが、そういうふうな多品種の少しずつ出せるような形で野菜をつくってもらうとか、そういうふうな支援・指導ですね。そういうふうなことがやはり私たちの食の安全から考えた場合に、認定農家だけでやっていくっていう国の姿勢はちょっと私は納得しがたいんですが、そのあたりどうお考えなんでしょうか。

○議長（中石 高男君） 産業振興課長。

○産業振興課長（木佐貫辰生君） 国の姿勢は一応認定農家を中心にしながら、またはその認定農家になれない部分については集落営農という形の方で農政が動いてますけれども、本町としましてはやはり認定農家を中心にしながらでもございますけれども、この農地を守っていくのは兼業農家含めてすべて農業に携わる方々でございますので、そういう方々に対する目配りはしたいなというふうに考えてます。

ただし、機械導入を含めていろんなそういう零細農家が大型機械っていいですか、ある程度機械を導入すると非常に大変無駄な部分もございますので、共同化とかいろんな形での支援策といえますか、そういう形で現在町内でも農用地利用改善団体、小農家を含めて5団体できております。法人が1団体です。そういうところが基本的にこの三股町の農地を守っていく、零細農家含めて認定農家含めてのひとつの集落の農地はその集落営農でやっていくと。そういう農用地利用改善団体がスタートしまして将来的には法人化に向かっていくんじゃないかって考えてますけれども、そういう農政で気配りはしていきたいというふうに考えてます。

○議長（中石 高男君） 上西さん。

○議員（3番 上西 祐子君） この前の輸入汚染米の問題ですね、そのことを考えた場合、日本は77万トンの輸入をしているわけです。で、農家には減反を押しつけておると。三股町でも公

民館長さんが言っていましたけど、「どうしても1人の人が減反に感じなくて頭が痛い」とかいうふうなことを言われて、聞いてみると、その減反の枠があってそれに感じないと何か補助金がこないとかいうふうなことらしいんですが、3年間に1回は減反しないとイケない。そして片一方では国はその77万トンも輸入して、そしてこの前のような汚染米の問題。ああいう危険なものが食用として出回っている、事故米がですね。

だからそういうことを減反政策それからそういう輸入米をやめさせることを国に申し入れてほしいし、食の安全っていう消費者の側からしてもそういうふうなことを国に申し入れてほしいと思います。

それと昨年度の米価の……、田んぼをつくっていらっしゃる人達の時給です。最低時給が179円らしいんですね。農水省の発表で。本当に普通最低賃金は600円今幾らですか、普通の労働者は670円か80円かですね。それが農家の方々の最低時給、米ですけども、これは179円だと。そういうふうなことから考えて「もう米をつくっても本当に赤字で引き合わないんだけど、先祖から受け継いだ田んぼをつぶすわけいかん」とこの前、酪農家も言っておられましたけど、「赤字を抱えてもやめるわけいかん」と。「自分たちは生き物を飼ってるから、商売人や工場の人たちみたいに赤字やからやめるわけいかんとなあ」って言われたんですね。

そういうふうな思いをして農業をされているわけですから、私たちの大事な食料を供給して下さる方々ですので、町長も含めてもっと農民の農家の方々の声を聞いて、国に対しても減反政策をやめろと。そしてその後減反したところでどういうふうな飼料作物ですか、そういうふうなのをつくるそこら辺の指導とかいうふうなのはどうなっておられるのでしょうか。

○議長（中石 高男君） 産業振興課長。

○産業振興課長（木佐貫辰生君） 生産調整政策についてもいろいろと御意見があるかと思いますがけれども、価格というものは需要と供給でこう決まってくるんですね。ですからたくさんできますとその分値段が下がるという意味合いで、やはり米の価格についても生産調整をすることによって一定の価格を保持しようという流れの中でこの生産調整が始まったところでございますけれども、そういう中で今年もちょうど早期米含めて作柄が「やや良」っていうことで、ちょっと過剰米が出てくるんじゃないかなということで、それが出てくることによって価格が下がっていくというよなことで国のほうが対策を打ちますけれども、やはり生産調整は必要ではなかろうかというスタンスでいます。

ただ、やはり田は米をつくるのに一番適しているわけですから、田をいかに有効に使うかという意味合いで今お話がありました飼料用の稲とか、飼料米とかこれから飼料関係が高騰していますので、そちらのほうの対応策とあわせてところでの取り組み、これも必要になってくるのかというふうに考えます。

また、転作の中でいろいろとこう作物がカンショとかサトイモとか大豆とかいろいろなものが作付されてますけども、そちらのほうの生産振興のほうにも取り組む必要があるのかなというふうに考えているところです。

○議長（中石 高男君） 上西さん。

○議員（3番 上西 祐子君） まあ、今、米が余るようなことおっしゃいましたが、やはり輸入しなければ余るはずはないわけで、その食料自給率は、これはもう調整とはあれなんですけど、国全体で39%なんですよね。穀物自給率は29%で主要先進国の中で最低となっているわけです。だからもう、これから輸入に頼るとい時代はできなくなるんじゃないかなと。私たちもいろんな地球温暖化とかいろんなことを考えた場合に心配になるわけですよ。だから、もし仮に米が余ったとしても援助米とかいろいろフィリピンあたりじゃもう暴動が起こってるわけですから、そういうふうなことはできるわけで、本当に日本の農業、自然大地を守るという観点からも、安全な食べ物を口にしたいという消費者の思いからしても、農業をもっと本当に盛んにするような施策を町独自でも、そしてまた国に対しても強行に意見を言ってほしいということを提案しまして、私の質問を終わります。

○議長（中石 高男君） ここで、11時05分まで10分間、休憩いたします。

午前10時54分休憩

-----  
午前11時05分再開

○議長（中石 高男君） 休憩前に引き続き会議を再開します。発言順位2番、山中君。

〔10番 山中 則夫君 質問席登壇〕

○議員（10番 山中 則夫君） 10番、山中。おはようございます。通告に従いまして質問いたします。

まず、行政サービスについてであります。

健康診断の実施場所と結果についてお尋ねいたします。

現在、老人保健法の規定に基づき健康診査などの保健事業を行うことになっております。健康診断について以前大阪大学医学部が調査した結果、受信率が50%以上の市は老人の入院日数は短く、入院医療費も低くなっているという結果が出ております。健康診断が病気の早期発見、療養給付費の削減に有効な策だと考えております。

そこで先般、本町が行った健康診断の受診率は何%であったのか。

そして、従来の実施場所が変わった地区がありましたが、その変更の理由をお聞かせいただきたいと思っております。

次に、町有地の有効利用についてであります。

まず、駅前駅舎の有効活用の今後の取り組みについてであります。

現在、三股町の玄関である駅前の開発整備が進められておりますが、せっかくある三股駅を中心として活気ある地域にしなければならないと取り組まれていることには大いに賛同いたしますが、事業主体であります行政側のコンセプトというか基本的理念・全体像の方向が見えてこない。本来の行政計画というのは単なる思いつきや補助金ありきではなく、理念的要素をもって町民に方向づけを示して理解を得なければならないと思っておりますがいかがですか。今後、総合的にどのような計画方向性で各事業を進められていくかお聞かせください。

次に、今市の三股中央浄化センター内の有効活用を考えてはどうかということであります。

現在センター内の西側のほうは、相当な面積の部分が完全に空き地になっております。この遊休地を今市・花見原の地域の方々に開放して有効活用したらどうかということであります。将来計画がありましたらお聞かせください。

次に、公共下水道の現在の加入状況と今後の事業の見直しについてであります。

下水道事業は平成10年から事業に着手し、現在7地区においてほぼ全域が供用開始されておりますが、加入者が少なく、19年度の決算状況を見ましても、加入者の使用料等の収入はわずか1,220万円。逆に一般会計からの繰入額が2億2,900万円となっております。そして、俗に言う借金も20億円に近くなってきております。

このまま事業を続けていけば大変に事態になると思っておりますが、今こそ早急に町長として見直しなり、事業の廃止を決断される時期だと考えますが、いかがですか。そこで現在の加入率と見直しについてお伺いいたします。

以上、通告しておりました要旨の質問を終わります。

○議長（中石 高男君） 町長。

〔町長 桑畑 和男君 登壇〕

○町長（桑畑 和男君） それではただいまの質問にお答え申し上げます。

まず、1番目の行政サービスについて、健康診断の実施場所と結果についてということでございます。

御承知のとおり今年度から特定検診（メタボ検診）が開始され、腹囲測定が検診項目に加わりました。検診会場で腹囲測定のを確保するにはある程度の広さが必要なため、地区分館では場所の確保ができず、健康管理センターへ変更をいたしたところでございます。

地区分館から健康管理センターへ変更した地区は4、7、8、9地区でこの4地区は受診者が多く、昨年までは地区分館の中は受診者でいっぱいであったわけでございます。検診実施時期は7月からの暑い時期であり、暑い中、多くの受診者で待ち時間もあり、気分が悪くなる町民の方もあり、また夏場の検診で扇風機、血圧計、身体測定器など電気を使用することが多いため、地



区分館のブレーカーが落ち検診が途中でストップしたこともあったわけでございます。

平成20年度から検診受診者は全員が対象となり、診察医師が2名から3名になり診察室も1カ所多く設ける必要もあり、それにもっと広く涼しい場所で検診を受けたいという町民の要望もございまして、場所を変更したところでございます。

健康診断の結果につきましては、どの地区も若干減ってはおりますが10月から集団検診で都合の悪かった人のために、個別検診を医師会に登録してある96カ所の病院・医院で受けてもらうように回覧に掲載してありますので、一概に健康診断の受診者の数の決定ではないわけでございます。そういうことで個別検診が終わってから健康診断の受診者数ははっきりするんじゃないかというふうに考えているところでございます。

それから、2番目の町有地の有効利用について①の駅舎・駅前活用の今後の取り組みについてでございます。

駅前周辺の全体計画について申し上げます。

平成19年度に三股駅前周辺地域の整備について、平成20年度から24年度まで5カ年を計画年度といたしまして、三股町都市再生整備計画を作成したところでございます。その計画の中でまちづくり交付金を活用した事業は「産業会館建設事業」「多目的広場整備事業」「都城三股線の整備事業」を計画し、そのほか関連事業といたしまして、先日の臨時議会で補正予算として承認をしていただきました。三股駅舎を購入し、多世代交流拠点施設として整備を実施する計画でございます。

平成20年度中に完了予定となっているのは、産業会館の建設と多世代交流拠点施設としての整備であります。

平成21年度には産業会館東側に多目的広場の整備を予定をいたしております。

また、都城・三股線の整備事業は平成22年度から24年度にかけて実施をしていく予定でございます。また、県の三股停車場線につきましては、平成20年8月の20日に知事のほうに早急な整備をしてもらうよう提言書を提出したところでございます。

今後も県に対しまして、駅周辺の県道整備について要請をしまいたいというふうに考えております。

現在、土地開発公社が所有しております駅の西側用地の活用方法については、平成20年度中に十分な検討を行い、平成21年度以降の早い段階で何らかの有効活用に取り組んでまいりたいというふうに考えております。その都市再生整備計画を実施することによりまして各施設を連動させた一体的な取り組みが可能となり、その相乗効果による早い段階での駅前を中心としたにぎわい再創生へ向けた効果が期待できるものと考えております。

今回産業会館と多世代交流拠点施設が整備されることで、現在商工会で計画しております「よ

かもん市」の内容のさらに充実が図られるなど2施設を有機的に活用されることで商工会との連携を図りながら各種イベントを開催し、当地域のにぎわいと活性化を図っていききたいというふう  
に考えております。

駅舎は各公共交通機関の結節点として整備する計画ではありますが、くいまーを初めとした各公共交通機関を待ち合う際に多世代にわたる人々が安心・安全に集い・癒える場として開放し、さらに都市事業の取り組みや住民サイドからの発案事業を開催できるような施設を想定しており、コミュニケーションを図る中で人と人とのつながりをつくりだし、活力ある協働のまちづくりを目指してまいりたいというふう  
に考えております。

それから②の今市の三股中央浄化センター内の有効利用を考えてはどうかということでございます。

公共下水道中央浄化センターにつきましては、平成17年3月に約2ヘクタールの敷地で施設整備を行い、一部供用開始をいたしております。残地につきましては、汚水流入量の増加に伴い随時増設していく施設用地であります  
が、長期事業のため当分の間施設は建設はされないところでございます。現在敷地内整地が完全に終わっていないため、工事による発生土の集積地として利用をいたしております。

また、周辺には新馬場公園、花見原公園、中原児童公園、西小学校グラウンドなどスポーツ施設は適正に整備されております。参考まででございますが、本町における1人当たりの公園緑地面積は約22平方メートルと県平均20平方メートル、国平均10平方メートルを上回っておりまして、このため現在の利用形態といたしまして工事発生土の集積地等に利用しながら、町民に親しまれるための自然を利用した方策を考えてまいりたいというふう  
に考えているところでございます。

それから、3番目の公共下水道事業につきまして、公共下水道の現在の加入状況。今後事業を見直すべきではということでございます。

本町の環境行政の中での生活排水対策につきましては、公共下水道、農業集落排水事業、浄化槽設置整備事業で実施をいたしております。

加入実績は、公共下水道事業では平成17年度より供用を開始しておりまして、19年度での整備面積115ヘクタール、接続可能人口4,868名となっております。平成20年8月31日現在接続済み人口が1,039名、率にいたしまして21.2%となっております。これらも引き続き住民への広報、啓発、PR活動はもちろんでございますが、説明会等も開催いたしまして推進活動に努めてまいりたいというふう  
に考えております。

それから生活排水対策は県の指導のもと平成4年度に三股町生活排水対策総合基本計画を定め、その後3回の見直しを行い処理区域、処理方法、処理費用の効率化等について修正を行っており

ます。

また、公共下水道事業につきましては、平成18年9月公共工事再評価委員会より社会経済情勢が厳しさをますなか、情勢の変化を的確に把握分析し、計画諸元の見直しを行い適切な施設規模による下水道整備に努め、コスト削減後、縮減を図りながら事業を推進していく答申を受けているところでございます。

本町の環境行政の中で生活排水対策は、平成3年宮崎県で1カ所都城市を含む中央地区が生活排水対策重点地域に指定されたため、平成4年度第1次生活排水対策総合基本計画を策定し、社会情勢等の変化に合わせて逐次見直し、平成14年3月に計画の見直しを行い、第2生活排水対策基本計画をまとめたところでございます。

また、平成18年度に公共下水道計画の見直しを受け、生活排水対策基本計画を変更をいたしました。変更の主なものは大鷲巣、高畑地区、田上地区、餅原地区、農業集落排水整備事業を合併浄化槽設置区域に変更し、早期な生活環境や河川の水質改善を図ることといたしております。

また、合併処理浄化槽につきましては、公共下水道事業や農業集落排水事業によって対応できない地区において普及を促進してまいりたいと思います。また、蓼池地区公共下水道事業につきましては、社会情勢を見ながら事業を推進していきたいというふうに考えております。

なお、中央処理公共下水道事業につきましては、再評価委員会より答申を受けておりますように社会情勢や経済情勢等の姿勢をみながら最善の計画となるように見直しを行いながら事業を推進してまいりたいというふうに考えているところでございます。

以上で回答といたします。

○議長（中石 高男君） 山中君。

○議員（10番 山中 則夫君） 健康診断のほうでお聞きいたしますが、ただいま前回の検診の何%だったのかということをお聞きいたします。

○議長（中石 高男君） 町民保健課長。

○町民保健課長（重信 和人君） 全体的には対象者が7,234名いらっしゃいます。そのうち今年度受診された方が2,614名、%にして36.1%です。ちなみに19年度受診者が2,896名、40%という数字になっております。

以上です。

○議長（中石 高男君） 山中君。

○議員（10番 山中 則夫君） 場所の変更なんです。これは今、理由をいわれましたが、しかし町民のほうで私なんかにも植木は今度入ってるとおりに変更がありまして健管センターのほうになったということで非常に苦情が多くて、やっぱり高齢者の方々の苦情が多かったというの

は足がないのと、ある程度こういう変更をするときは大きなことですので、場所の変更はどういうことなのかということはある程度周知徹底しないと、ある日突然紙切れがきて「いついっどこに集まれ。来てくれ」とそれはないんじゃないかなと。日ごろ町長が言われますように政治信条として町政は町民のためにあるんだということを考えてたら、もっと懇切丁寧な案内の仕方があるんじゃないかなと思いますがいかがですか。町長の答弁をお願いいたします。

○議長（中石 高男君） 町長。

○町長（桑畑 和男君） 先ほど場所の変更の理由につきましては申し上げたとおりでございますが、やはり言われたとおり、この場所の変更につきましては事前の通告、事前のPRというものが大変必要じゃないかというふうに考えておりますが、今回につきましては突然のこの変更ということで非常に町民の皆さん方に御迷惑をおかけしたというふうに考えております。

今後はこの点を十分反省しながら、今後保健行政を進めていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（中石 高男君） 山中君。

○議員（10番 山中 則夫君） 現実に駅前から、病院の前からバス停で待ってる人がいらっしやっただけです。聞いてみたら「足がないからバスで来ました」と。そして2、3人の方は子供にわざわざその1時間だけ仕事を休んでもらって送ってもらって、そしてまた迎えに来てもらうというですね。やっぱりこういうことは小さなことですが、町民の方が町政に対して何か愛着を持つような何かこう年寄りの方にぬくもりがあるようなことをやっていかないと、何かこういうことで気持ちとかそういうのが離れていくような感じがします。ぜひ特に福祉関係というのは、心が通じないと幾ら物質的なことをしても町民の理解は得られないと思いますので、そこ辺は本当に気持ちとしてくんでいただければいいかなと思っております。

それで、今後受診率を高めるために有効な具体的な検討はなされているのでしょうか。よろしくをお願いいたします。

○議長（中石 高男君） 町民保健課長。

○町民保健課長（重信 和人君） 受診率については今回の特定検診で国のほうから受診率を上げよう、上げようということで指導がきてるんですけども、それに逆らって場所を変更したわけではなく、町長が先ほど答弁いたしましたように、いろんな諸事情、ブレーカーが落ちるとか駐車場も行っていただければ十分わかると思いますけれども、ぎゅうぎゅう詰め状態でございます。してまたブレーカーも落ちたりですね、今度の受診率を見てまた今後検討していきたいと思っております。

以上です。

○議長（中石 高男君） 山中君。

○議員（10番 山中 則夫君） それと、時期の問題ですが、これは7月とか8月とか暑い盛り  
にしか、何かそういう規定なりあるわけですかね。どうも私は前から思ってますが、何で7月、  
8月一番暑い盛りにこの検診をするのか。何かそういう決まったことがあるのかなあとお聞きい  
たします。

○議長（中石 高男君） 町民保健課長。

○町民保健課長（重信 和人君） ありません。別に。

大体年度が変わって準備から含めて季節関係なくその時期がちょうどタイミング的にいいとき  
だったもんですから、暑い寒いを考えればちょっと日にちの変更は、一時的な変更はできるのか  
なと思っております。

○議長（中石 高男君） 山中君。

○議員（10番 山中 則夫君） とにかく我々も若くてもやっぱり高齢になっていきますので、  
あくまでも我々の考えじゃなくて、そういう人たちの気持ちを大事にするような対策なりしても  
らいたいと思います。

次に2番目の駅前のごとですが、駅前も本格的に開発ということで非常に喜んではいらな  
が、しかし、今後開発に大金を入れるような感じがしていろんなことで、まあ、大金というか、  
入れなければいけないところは入れないといけないと思いますけど、しかし、その点各施設なんか  
をつくるわけですので、運営とか運用を間違えると大変の負の財産になるような感じがしていま  
す。

というのは、駅前はもうあすこを、土地を取得したのが約1ヘクタール、取得したのは平成  
6年なんです。6年から14年も放置されたような感じで、とくににかく事業に着手するのがおそ  
いということが、もう本当に感じております。やるからには成功してもらいたいというのはあり  
ますので、ひとつ運営・運用を駅舎にしてもどういうふうと考えていらっしゃるのか、そこ辺を  
現在の計画の中で教えてもらいたいと思います。

○議長（中石 高男君） 総務企画課長。

○総務企画課長（渡邊 知昌君） この都市再生整備計画というのは、もう前から念願のこと  
ございまして、先ほど言われましたように、土地を取得してから非常に長い期間がたっておる  
ということで、再三いろんな中でこの計画を出してきたんですけれども、検討してきたんです  
けれども、やはり財政的な事情を含めてなかなかそういったものに取り組みなかったということ  
もございまして、今回まちづくり交付金、またそれらに関連するような事業交付金等を出  
したのでそれでできるんだなあというふうに思っております。

駅舎の今後の運用についてということは、先ほど町長のほうが答弁の中で申し上げましたよう

に、やはり駅前を活性化していくための一つの拠点となる交通機関の結束とかそういったことも含めて、駅利用者も含めていろんな形でその場が活用できるような空間をつくっていきたい。それと地域それぞれの方があそこを気軽に利用して自分たちが企画するようないろんなイベント等も開催できるような場所。そして、福祉サイドの事業ということもございますので、中身については今後具体的には出てまいります、高齢者に対する検診関係の気軽な受診ができるような場、そういったものも含めて。それと産業会館もできるということですから、相互に連携を図りながらお互い両施設がうまく活用できるような方法を今後考えていきたいというふうに考えております。

具体的にはまだ今後中身については十分詰めて、再度産業振興課、総務企画課の企画部門そういうところにつくっていききたいというふうに考えております。

○議長（中石 高男君） 山中君。

○議員（10番 山中 則夫君） ぜひやるからには絶対成功をさせないといけないと思います。

とにかくもういろんな意見が出ておまして、あそこはもう袋小路でもうだめだ。非常に運営的には難しいというのはわかりますけど、しかし始めた以上はやっぱり前向きに考えていかないといけないということもありますし、私もちょうど昭和58年にあそのの駅が……、東都城駅から三股駅に帰ったときに、その当時の桑畑三夫町長にお願いしまして、念願が2年でまた駅に帰ったということに携わっていた人間としまして、非常に愛着がありますのでとにかく成功するようにお互いにこう協力し合っていけたらいいなあと考えておりますのでよろしく願いいたします。

そこで、せっかくでするので提案ということになりますが、特に駅舎が今度できるということで高齢者の交流サロンとかいろいろ計画があると思いますが、その中にせっかくでするのでちゃんとした駅員というところと……、無人駅でするので町とか商工会とか協力し合って何らかのあそこに管理人を置くような。私も2、3年前から駅の前JRの退職者の人から聞いたんですが、あそこに正規のそういう給料をやって、そういうのじゃなくて何かあそこに人を配置。OBの人達が協力する人はいるんですよ。そのぐらい1人でもあそこに、駅の駅員の帽子でもかぶった人がいると何かまた無人駅じゃないこと、そういう駅に愛着ができるんじゃないかなと思っておりますので、そういうこととか、それとかせっかくでするので三股町の行政の窓口も土・日とか何かこうできるようなことがありましたら、そこに移すとか。役場でやらないとどうしてもいけないということもありますけど、外部でもできるんじゃないかなということを検討されてそういうこともアイデアとして提案したいと思いますが、いろいろ考えていくとやっぱり駅というのは悪く考えるとあれですけど、やっぱり我々の世代の方か以上は特に表三股の玄関ということで非常に哀愁つちゅうかもってつらしゃる方がよそに私もいましたが、駅がやっぱりよそにいると心のよりどころとかそういうのを感じるとこありますので、そのことも含めてぜひ開発が成功するよ

うに協力していけたらなあと思っております。そこ辺を町長は駅というのに対してのお考えですよ。どういうふうに今後取り組んでいかれるのかということ具体的でなくてもいいですけど、思っていच्छることをお聞きしたいなと思います。

○議長（中石 高男君） 町長。

○町長（桑畑 和男君） ただいまの貴重な御意見等いただいたわけですが、そういうことを含めながら今後この駅舎の運営を考えていきたいと。御承知のとおり駅舎の中にコミュニティバスの事務所も設置されるというようなことから、そしてまたバスの発着の拠点にもなるということから非常に町民の出入りも多くなるんじゃないかというふうに考えております。またそして、現在もですが駅舎に保育園の子供の絵の展示とかやっているわけですが、やはりこのコミュニティの場でございますので、老人の方また子供の絵の展示とかそういうものうまく利用活用をしまいたいというふうに考えております。そしてまたバスの発着、そしてまた宮崎交通の都城に行く町民の方の乗り継ぎの場にもなるというようなことから、非常に有効にこれは利用していけば、ますますこの駅前が、そして産業会館との連携の問題ということを考えますと非常にこのにぎわいの創出になるんじゃないかというふうに考えて、そしてまた先ほど言われましたように、三股町の玄関であり、また三股町の顔であるこの駅舎ということでございますので、いかにしてうまく運用していくかということ十分に念頭に置きながら今後十分検討をさせていただきたいというふうに考えているところでございます。

以上です。

○議長（中石 高男君） 山中君。

○議員（10番 山中 則夫君） とにかくいろんなアイデアを出し合って運営がうまくいくようにしたいと思って、お互いに協力し合わないとはできないと思います。

そこでもう一つ提案というか、駅とせっかく今度、南九大学が来年から開校するということが非常に三股町にも経済効果もあるんじゃないかなと思っております。

というのは、駅と産経大学のときもだったんですけど、駅と学校等を結ぶような……、というのは三股駅のほうが近いんです、都城に出るより。だからそこ辺をやっぱり大きくちょっと駅というものの機能を考えていくと大学なんかとも連携を取って少しでも三股町が恩恵を受けるような、もちろん協力するところはしていかないといけないと思いますが、そういうことを含めてもっとグローバルというか、考えていっていただきたいなと。大学というのは非常に子供たちが、やっぱり大学生っちゃうのは元気がありますので、ひとつそこ辺を呼び込みをしたらどうかなと思っておりますが、その点はいかがでしょうか。

○議長（中石 高男君） 町長。

○町長（桑畑 和男君） 現在の三股駅は都城東高校の通学生徒で利用しているわけでございます

が、ただいま言われました南九州大学の学生、恐らく通学生がこの駅を利用するんじゃないかというふうに考えております。そのようなことから開校されて、その後町としてもあいさつにまいりたいというふうに考えております。

そのようなことでお互いうまく三股駅を利用していただく、これが本町の活性化にもつながるんじゃないかということを考えておりますので、ただいまの御意見、十分尊重してまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（中石 高男君） 山中君。

○議員（10番 山中 則夫君） ぜひ負の財産とならないような手立てを今後次から次に、やっぱり手を打っていかないと立ち止まるとなかなか厳しい面があるんじゃないかと思っておりますので、よろしく願いいたします。

次に今市の浄化センターの利用についてお聞きいたします。

先ほど町長が答弁されましたが、私は先般ちょうど浄化槽の西側、都城よりのほうをずっと回って行きました。ちょっと行くと村下橋というのがありますね、あすこの手前からずっと浄化センターの敷地ですが、かなり広いですね。広い、どのぐらいの面積あるかちゅうのは、ちょっと目測じゃわかりませんが、かなり広いところがそのまま空き地になっているということで。

まあ、何で言うかという、ちょうど10年前に事業に着手するときに私も何人かのその当時の役員の人に聞いてみますと、その当時町長が言われたか、職員の方が言われたか知りませんが、浄化センターをつくるということの中で地域の人たちにもいろんな憩いの場とかグラウンドゴルフというものが出ました。そういう面で地域のほうに、あの人たちに開放するというのを約束というか、そういうことで地域の人たちはやっぱり期待を持っていて、私も何年か前から聞いておりましたが、そういうことを含めて何とか少しでも、今市というどうしても今いろんな施設があると言われますが、それはそれとしまして、やはり身近に自分たちの集落でそういうのができればいいがなということを切に要望されておりますので、そこ辺を町長、あその施設に邪魔にならないような形状で何かできるんじゃないかなと思っております。いかがでしょうか。

○議長（中石 高男君） 環境水道課長。

○環境水道課長（下沖 常美君） 今、中央浄化センターですが、全体の面積として約4.5ヘクタールあります。現在の施設として約2ヘクタールを利用して一部供用開始ということでやっております。で、残り2.5ヘクタールなんです、広いということで日ごろ自分たちも十分考えているんですが、まだ完全に整地も終わっておりませんので、とりあえず発生土をもってきて整地し、そしてやはり浄化槽というイメージじゃなくて下水道を普及させるためにも町民の皆様に親しまれる施設を目指さないといけないのかなと思っておりますので、そこで自然を利用したな



んかそういうものを検討していきたいなと思っております。

以上です。

○議長（中石 高男君） 山中君。

○議員（10番 山中 則夫君） よろしく検討をお願いいたします。

次に、公共下水道のことにお聞きいたします。

計画としては平成37年度までですかね、計画としては事業が進むということになっております。あと17年もあるわけですか。そして、その中で今概算でいいですので事業費はあと17年どのぐらいかかるわけですか。17年の間に、総事業費から今、事業で使ったその後の事業費はどのぐらいありますか。

○議長（中石 高男君） 環境水道課長。

○環境水道課長（下沖 常美君） 公共下水道については平成9年から工事を始めております。

19年度までで約37億6,000万円の事業費を行っております。で、現在の事業認可区域として約63億円の全体事業をみてますので、あと残り25億円程度を平成37年までに中央処理区を整備したいという計画で思っております。

○議長（中石 高男君） 山中君。

○議員（10番 山中 則夫君） 17年あと計画があるということですが、これも今から言うのもあれですけど、やっぱり事業としてかなりおくれをとっているんじゃないかなと。

先般日向市の公共下水道のことが宮日の新聞のほうに掲載されておりましたが、あすこが大体昭和60年ごろに事業に着手しております。今、だから、まだ普及率が50%いかないんです。47.幾らと書いておりましたが、いかないということで。まあ、あすこは自治体の規模が違いますので一概に三股町と同じという数字の上からいけないと思いますけれども、借金が約130億円今あるということで、これはもう公共下水道だけで市民1人当たり20万円の借金ということで非常に先行き一般会計のほうももうガタガタになるんじゃないかなと。もう今でも4億円ぐらいの一般会計から。要するに収入と合わないんです。だから4億円ばかり入れているということで問題になっておりますが、そういう事態にならないようにどうしたらいいのかということですので、そこ辺はやっぱり早急に取り組みをしていかないと、ただ計画のもともといつてグズグズ行政をやっていると大変なことになるんじゃないかなと思っております。

というのは、今度の決算の状況を見ましても使用料とか委託負担金ですか、それを入れても2,000万ちょっとですね。そして三股町が一般会計から繰り出すのは先ほど言いましたように2億2,900万円と。そして、19年度の借金が5,700万円ばかり返しているわけですよ。そして、加入率は20%。幾ら加入を促進しても現状ではなかなか起爆剤がないような感じがしますが、加入促進はもちろんやられても、やることはやってもいいんですけど、何かそこ辺

の加入促進に対する手立てっていうのはないんでしょうか。お聞きいたします。

○議長（中石 高男君） 環境水道課長。

○環境水道課長（下沖 常美君） 一番問題になっている加入促進ということですので、7月から加入促進推進ってということで2名の方をお願いして各家庭を回っております。で、もちろん新馬場、今市7地区はもちろんですが、稗田地区もこれから工事を行うところについてもそういう町民の皆さんに意識をもってもらおうということで先行した形で推進に回ってもらって下水道の意義を高めていきたいということで、また今後も進めていきたいと思っております。

○議長（中石 高男君） 山中君。

○議員（10番 山中 則夫君） 現在借金が19億何がしですね。まあ、20億円に近いような借金になっておりますが、町民一人に当てますと、一人当たり8万円ぐらいの公共下水だけのそういう借金になっているということですので、そこ辺を踏まえて見直しですよ。見直しを早急にしていかないと。というのは、この議会でも私は議事録を見ますと平成16年に同僚議員が2人質問されて「見直しはどうか」と。平成16年、そして17年、19年そして20年ですね。そして私を含めて6名の議員の方が「見直し、見直し」と言って、そして町長は提案検討しますということで、何か町立病院の二の舞になるような感じがしまして。まあ、事業としては違いますが、あれも平成12年からいろんな検討委員会をしたり、健全委員会をしまして、そんな委員会ばかり開いてって何ら結局医師会のほうに任せないといかないような状況になりました。それと同じような道があるくんじゃないかなと。そこはやっぱり政治的な決断で町長の決断が、職員の方々たちはやっぱり計画にのっとってやっていきますよ。しかし、その決断をするのは町長みずからじゃないかなと思いますが、町長どうでしょうか。その見直しとか、廃止を含めたですね……。いかがですか。

○議長（中石 高男君） 町長。

○町長（桑畑 和男君） 先ほどからお話がございますように、本町の公共下水道事業は平成9年度から始めているわけですが、やはり大きな財源を要することから、この財源も厳しい時期にこの事業を行うということは非常に難しいわけですが、やはり今までも委員会等を設置しながら見直しは行っているところでございます。先ほど答弁でも申し上げましたが、平成18年の9月に公共工事再評価委員会等を設置いたしまして、この見直しを行い、そして答申をいただきながら現在この工事を続行しているわけですが、やはり今後ともそのようなことを念頭に置きながらこの事業を進めていきたいというふうに考えているところでございます。

以上です。

○議長（中石 高男君） 山中君。

○議員（10番 山中 則夫君） やはりそういうどんだん、どんだん借金地獄のようなことになっていきますと、一般の公共事業なんかに対しまして非常に影響が出るんじゃないなど。公共下水道だけで済めばいいんですよ。しかし、そのぐらいの腹を決めていかないと、事業評価委員会というのがあると思いますが、たださっきも言いましたように何回も何回も毎年、毎年見直しのことをいろんな議員が言って、その後押しがありますので町長も決断をみずからの見直しの決断をしてもらいたいと思います。

そこで、その事業評価委員会っていうのはどういう方々がなられて、どういう組織なんですか。ちょっとお聞きいたします。

○議長（中石 高男君） 環境水道課長。

○環境水道課長（下沖 常美君） 詳細の委員名簿はもってきていませんが委員として7名ですかね、学識経験者ということと、それから自治公民館連協からいう形ですね。入ってもらって町の職員は入らずにそういうもので形成されております。

○議長（中石 高男君） 山中君。

○議員（10番 山中 則夫君） 最後になりますが、とにかくいろんな各事業、公共事業の公共下水道だけじゃありませんけど、やっぱり今は特に財政難でこういうことになって、三股町の自立ということで非常に我々もそれに協力したいということで物申しますが、とくにかく決断を、見直すところを、時期がいろんなとこできるときはその決断を早めに。行政というのはスピード感をもった行政をしていかないともう何かぐずぐずしていると大変なことに、いつかはそのつけは町民にきますのでその辺を町長に、やはり政治的な決断というのは町長しかできない、職員の方々は行政判断しかできませんので、その辺を踏まえて強いリーダーシップを発揮されまして努力していってもらいたいと思っております。

それでは質問を終わります。

○議長（中石 高男君） それでは、ここで昼食のため13時30分まで本会議を休憩いたします。

午後0時00分休憩

午後1時30分再開

○議長（中石 高男君） それでは山中君がまだ見えないけど、休憩前に引き続き本会議を再開します。

発言順位3番、大久保さん。

〔4番 大久保義直君 質問席登壇〕

○議員（4番 大久保義直君） 4番、大久保。それでは通告に従って公民館制度について、そし

て自治公民館加入推進の取り組みについてお尋ねをしてみたいと思っております。

まず最初に、三股町総合計画についてちょっと触れてみたいと思っております。

総合計画の中で一部ですが「豊かで活力にあふれる三股町を創造するには、行政と町民が協力・協働の立場に立ち、一体となった地域づくりを展開していくことが求められる」というふうに書いてあります。そして、「住民の意欲的な社会参加を促すものが重要である」と。

そこで総合計画にも肝心なかなめとも申しますか、総合計画にも自治公民館との関連記事が一つも載せられておりません。まあ、載せる必要がないのかどうか、ひとつお答えをお願いしたいと思っております。

それから行政と公民館が一体となって何でも取り組むことが一番大事なことを考えております。私が目を通した範囲内では、公民館との関連は一字も入っていないような気がしております、もし入っておればお許しをいただきたいと思っております。

行政として一番お願いできる、頼りになる公民館だと私は思っております。

それから、公民館加入推進状況について順次お尋ねをしてみますが、県内の市町村自治公民館加入率は平均で80でございます。8月7日の宮日新聞に掲載されております。三股町は30市町村で26位で68％になっております。これについて行政側としてどのような認識をもっておられるのか。

地域ぐるみは自治公民館で一生懸命に取り組んで地域に結びつきの強いところがございしますが、加入率が高いといわれている本町の場合は相互扶助の精神が根付いているかと思っております。幾ら公民館で加入推進を進めても一步も前には進まないと思っております。そこで行政側ももっと任意加入とはいえ、本腰を入れて取り組む姿勢を見せてほしいと思っております。窓口には1人の委託職員がおられますが、この人に任せるだけではないかと思っております。行政としては自治公民館との深い連携が最も重要なことと思います。職員が1人で窓口業務につかざっても、資料として公民館長・支部長はだれだれさんと書面で転入者に示しているだけでございます。果たしてこのようなことが三股町への加入推進が進められるのかどうか。これもお答えをお願いしたいと思っております。

そのチラシの中には三股町教育委員会、自治公民館連絡協議会からのお願い文でございます。そういうことを踏まえて自治公民館加入調べを見ますと、20年5月現在で平均が68.5%。先ほど申し上げましたとおりでございます。三股町でも自治公民館と連携して未加入対策チームを結成する考えはないのかどうか。

自治公民館組織は地域社会にとって重要な役割を担う一方、人間関係や公民館の運営に大きく深刻な問題だと思っておりますが、任意団体で加入を強制はできないが、地域の住民、自治公民館が抱えている課題やニーズをとらえて、活動や運営に積極的に取り組む協力体制が必要だと思ってお

ります。公民館の加入者への取り組みとして、まず敬老祝い金を各公民館でもお祝いとして渡しております。そして、入学祝金、小中学生にも渡しております。この祝い金についても教育委員会で取り組んでおられると思いますが、この入学祝金とは各自治公民館で1年生新入生、あるいは中学校にあがる新入生、これらに祝い金を図書券等が配ってあるそうでございます。そうした場合に自治公民館に加入していない子供はこういう祝い金が渡らぬのでございます。そういうところからやはり差別的ないじめとかそういうものにならないのかどうか。これもひとつの考えだと思っております。そういうことで今後、順次お尋ねをしてみたいと思います。

以上で終わりますが。

○議長（中石 高男君） 町長。

〔町長 桑畑 和男君 登壇〕

○町長（桑畑 和男君） それでは、ただいまの質問にお答えしたいと思います。

自治公民館制度について。自治公民館加入推進の取り組みについてということでございます。

自治公民館は豊かな地域社会の実現を目指し、住民生活に密着したさまざまな活動を行う任意の団体でございます。従いまして、自治公民館の自主性・独自性を尊重することが基本的な姿勢であるというふうに考えております。また、自治公民館と行政は密接な連携が必要であり、お互いが自立した立場をとりつつ、住民の生活向上と地域の発展、よりよい地域環境をつくっていくのとまちづくりにあたって自治公民館と行政との協力関係は必要不可欠なものでございます。

さて、自治公民館加入の状況について申し上げますと、平成20年5月現在30の自治公民館が組織され、その加入率については、先ほどもお話がございましたように、全体で68.5%という状況でございます。加入率については年々下降傾向にあり、平成15年度の状況と比較いたしますと、全体の世帯数が677ふえているのに対し、加入世帯が60にとどまり、加入率が72.9%から4.4%減少しております。これは個人の生活が尊重され、他人の生活には干渉しないという生活様式が今日では一般化していることが大きな原因であろうかと思えます。しかしながら、困ったときは近所の人に助けをもらったり、周りの人と一緒に楽しみを分かち合いたいという気持ちはだれしも持っていることと考えます。

そこで、本町では平成16年度より自治公民館加入促進補助金制度を取り入れております。これは自治公民館連絡協議会から職員を役場に派遣していただき、庁舎内において転入者及び転居者等に対して自治公民館の概要や有用性等について説明をして加入を促すというものでございます。また、加入の意思がある方については、本人の了解のもとに自治公民館長及び支部長に対して連絡先等の情報を文書にて提供をしております。そして、町からは自治公民館連絡協議会へ人件費等の必要経費に充てるための補助金を交付いたしているところでございます。

また、この制度の成果でございますが、平成16年度から平成19年度において転入者及び転

居者1,599人に対し自治公民館加入をうながし1,372名、85.8%の了解を得て自治公民館長及び支部長に情報提供をしております。ただ、その情報を利用しての勧誘活動には地域差があり100%の加入を得ているところもあれば、30%を割るところもございまして、平均いたしますと46.1%の加入率となっております。よって、その制度後も加入率の低下は続いているものの、各自治公民館から「加入勧誘の行動を起こしやすくなった」という評価は得ているところでございます。

今後はこの状況を分析しながらこの制度を十分にいかしていけるよう検討するとともにチラシの配布、未加入者への勧誘呼びかけなど非常に有効な方策を検討してまいりたいというふうに考えております。今後も自治公民館活動の息の長い普遍的なものとしてとらえ、自治公民館活動の一層の充実強化とそれに対する行政の支援並びに相互理解を深め、行政のパートナーとして自治公民館の連携を深めながら安心・安全のまちづくりを目指して努力してまいりたいというふうに考えております。

それから、総合計画の中に「自治公民館」という、この何がないということではございますが、これにつきましては、あくまでも自治公民館ということから入ってないんじゃないかというふうに考えているところでございます。

それから、毎年のようにこの加入率が低下の傾向にございます。そのようなことから非常にこれについては行政としても大変頭が痛いわけではございますが、御意見がございましたように、加入促進委員会なるものを今後検討をしてみたいというふうに考えているところでございます。

それから、あとにつきましては教育委員会のほうで答えたいと思います。

以上で回答いたします。

○議長（中石 高男君） 教育課長。

○教育課長（野元 祥一君） ただいまの御質問の中で、小学の新1年生に対する入学祝金等の話がありましたけれども、教育委員会のほうで「祝い」ということで把握しているものは、小学校の卒業生について英語の辞書を配布しております。そして中学を卒業する人については印鑑。

で、小学の1年生に対する図書券等については、これは教育委員会のほうで配布しているものではなくて、きょう初めてお聞きしましたけれども、それぞれの自治公民館で配布されておるといふふうに思います。

以上です。

○議長（中石 高男君） 大久保君。

○議員（4番 大久保義直君） 今、そういう問題が出ましたけれども、教育委員会としては、これは私も卒業式やらそういうのに行っておるからわかるんですけども、地域を考えたときに先ほどお祝い金とかそういうものをやると言ったじゃないです。そして仮に支部に加入していない人

たちにはやらないわけです。もちろん回覧も何もいかんやないですか。そこ辺でやっぱり卒業生が仮に10人でも20人でもおった場合に、「あれ、あんたにはきちょうらんなお」と「うちにはこういうはがきがきとるよ。お祝い金がきとるよ」と言った場合にその子供はどのようなことになるかですよね。やはり「いや、うちにはきちょうらんなよ」「それは、お前げは公民館に入っちゃらんかいや」というようなことにもなりかねないです。そういうときに、やはり差別的なことが起こらせんかなというのが、私のひとつの課題っちゅうかな、問題だろうと思っております。そこ辺をもう少し聞きたいんですが。

それと、職員が1人推進に当たっておりますが、非常にいろいろな各公民館からのあれをとっておる。いいことは書いてあります。しかし、加入率が高いところと低いところ、もちろん公民館長やら支部長にもよるでしょうけれども、それはそれとして、やっぱり先ほど申しあげましたように、本腰を入れて第1関門と申しますか、ここでやはりピシャツとした線を引いてある程度は強制的にはいきませんが、これだけ協力してくださいよというような支部加入の推進をやってやらんと、やはり、おたくは先ほど町長が言われましたけれども、おたくは支部長さんがだれだれです。公民館長さんがだれだれ。こういうのを渡してもこれははっきりあとはわからないわけ。結果が出ないから。そこ辺をもう少し行政としても取り組んでほしいなというふうに考えてある。この辺はどうですか。

○議長（中石 高男君） 教育長。

○教育長（田中 久光君） 教育委員会のほうへの御質問がありましたけれども、実際この加入促進については教育委員会はズバリ積極的にこれには取り組んでおりません。で、きょう、また話があると思いますが教育委員会としてはそれに関する補助金とかそういうことの支援はしっかり予算化しながらやっていくというのが現状であります。おっしゃるとおり公民館長会議等もありますが、そのことを踏まえながらやっぱり我々と一緒になって推進をしていくというのが大事だろう。

以上でございます。

○議長（中石 高男君） 総務企画課長。

○総務企画課長（渡邊 知昌君） 私のほうから、この支部加入促進の補助金の制度のことについてちょっと説明をしたいと思います。

先ほど町長が申しあげましたように、これは役場のところで支部加入についての説明をしながら、その中である程度「支部への通知をしてよろしいですか」ということで、少なくともそこである程度意思のある方を見つけるような作業で促進をしてるということでございます。ただ、説明だけして終わりということではございませんで、そこで拒否される方もおられますが、できるだけ促すという形を今とってるところでございます。

それで、先ほど言われましたように、宮日の新聞の中で非常に県内でも低いほうで、確か県内でも下から5番目ぐらいの加入率だということなので68%ということが出ておりますが、やはり流動性の高い自治体ところでは出入りが激しいとどうしても加入の促進、加入率というのが低下する傾向にあるということでございます。

三股町より低いところを見ますとほとんどが大きな市とかそういったところになっております。その中の加入率の促進ということですので、かなり地域でもばらつきがございます。

それであると、これが16年度にこういう制度を取り入れながら——補助金制度を取り入れながら——促進を図ってきているんですが、その直後の16年度と17年度の加入率を比較してみますと、平成16年度が71.9%、それから平成17年度が71.8%ほとんど変わりません。18年度以降が70.8%、19年度が69.8%、20年度が68.5%ということで、この制度を導入した当時はやはりこの効果が出てたんじゃないかと。その後、加入率が下がってきたということだろうというふうに今、分析をしてるところなんですが、やはりこれには自治公民館の中で支部長さんの交代とかそういったこともございまして、この制度の趣旨が薄れてきたんじゃないかなというきがしております。ですから、こういうばらつきのある中で加入率の低いところは地域の中に出向いて、その問題点等を十分公民館長さん、あるいは支部長さんと意見交換をしながらその内容を、理由を分析して個々にやっていく必要もあるのかなというふうに今、考えているところでございます。そういった方向で今後積極的に取り組んでいきたいというふうに思います。

以上です。

○議長（中石 高男君） 大久保君。

○議員（4番 大久保義直君） 今、総務課長は移動の、「こういう出入りの激しいところは……」そういうようなことも言われましたけれども、実際にこの統計をみますと高鍋町、こりゃあんだ、そんなこと言われちゃ困るですよ。8位で89%ですよ。諸塚村とかこういうものは100%。これはもうわかりますわ。過疎地とかそういう日之影とかですね。しかし、日南市でも86%、小林でも75%。こういうふうにやっぱり市町も高いんですよ、%が。三股はしりから5番目、残念ながらですね。26番目。そこ辺がやっぱり問題じゃないかなというふうに考えております。

そこで町長、職員が1人おるということを言いましたが、加入率の%はどんくらいじゃったっけ、加入率。職員が1人おって、そして推進にあたる。そして、公民館とかに連絡しますわな、支部長やらな。この%はどのくらいあるわけ。職員が1人おっての影響。

○議長（中石 高男君） 総務企画課長。

○総務企画課長（渡邊 知昌君） 先ほど町長のほうで回答をしたと思うんですが、16年度から



19年度までの転居者うちゅうのが1,599人。そして、その中に公民館加入を促して支部、あるいは公民館のほうにそういうふうにしていいですよと言われた方が1,372名おられたということで、それが85.8%ということです。しかしながら、実際としては100%加入してるところもあれば率の低いところもありまして、平均しますと46.1%の方が実際に公民館に加入されたということでございます。

○議長（中石 高男君） 大久保君。

○議員（4番 大久保義直君） 一つの例をとりますと、これは20年9月の24日の新聞に載っております。「窓」です。こういう悪いことが載っておるんです。

というのは、共同募金は個人の意思ということで集落班長那須さんうちゅう方です。72歳。読んでみます。「共同募金や日赤社費、社会福祉協議会、緑の募金など市町名で請求文書がついて募金額を決め、その領収書までついて回覧板でくる」と。「班長が……」班長いうたら三股の場合は支部長でしょうけども「各世帯から徴収して区長に渡すシステムになっておる」と。「世帯主の中には90歳を超え低額な年金で生活している人もおり、施設に入り要介護の人もいます。寄附金は任意で経済的に余裕のある者は払えばいいんだ」と。まあ、こういうような長く書いてあるんですが、私は心配するのはこういう「窓」を見てやっぱり何と申しますか、「共同募金も納めんでよかつじゃっどこらお前どま」というような風潮が流れるとやっぱり低下していくんではないかと思っております。

そこで私は公民館加入にある程度半強制的にでもやってほしいなあというのが私の考えです。そこで、教育委員会になるかしりませんが、先ほど申し上げましたように、公民館としてはこういう立派な資料を配布しております。町としても、町長、やっぱり何ちゅうかな、パンフレットを三股町にはこういう施設もありますよと。例えば文化会館もありますとか、児童館も子供が遊ぶところもありますよとか、それから学校も小学校が6、中学校が1ありますとか。公民館も幾らぐらい、何カ所ありますというようなことで、やっぱりこういう地区それから公園・児童公園とか祭り事「ふるさとまつり」とか花見時期は椎八重公園とか上米公園等があるじゃないですか。そういうような三股町のメリットを出さんとこれだけではちょっと私はせつかく三股に住みつきたい、あるいは住宅に入りたいという人たちもわからんじやろうと思う。こういうものをピシャツとつくってそしてやったら帰ってからでも見られるんじゃないなというふうに考えておりますが、その辺はどうですか。

○議長（中石 高男君） 町長。

○町長（桑畑 和男君） 転入者・転居者、こういう場合は窓口で一応の資料は配布してるんじゃないかと思いますが、そういう三股町のいろんな施設、イベント等の資料はちょっと不足してるんじゃないかと思いますが、その辺は十分調査してある程度の三股町のこのあらましっていいま

すか、そういう資料も添付してお渡しして三股町を知ってもらおうと。三股町に在住する以上はやはり三股町を知ってもらおうということからそういう資料等も準備して転入者・転居者にお渡しするというを考えていきたいというふうに考えているところでございます。

どの程度資料は……。ちょっとお願いします。

○議長（中石 高男君） 町民保健課長。

○町民保健課長（重信 和人君） 町勢要覧を配っております。別にほかの資料はないのでそういう対応しかしておりません。

○議員（４番 大久保義直君） 町勢要覧を転入者には……。

○町民保健課長（重信 和人君） はい。

○議員（４番 大久保義直君） しかし、今私が言ったようなことはひとめでわかるようなパンフレットをつくってほしいなあと考えております。

それから……。

町長が先ほど自治公民館じゃから総合計画とかそういうものには載せてないということやったが、私はそういうのが、教育長、どんなですか。——やっぱり一番頼りになる、一番お願いをしなければならぬ自治公民館だけでも、ただそういうようなことで教育上問題があるのかないか。

その辺をちょっと教えてください。

○議長（中石 高男君） 教育課長。

○教育課長（野元 祥一君） ちょっと御質問の趣旨がよくわからないんですけど、平成４年ですかね、地区公民館制度から自治公民活動を分離して自治公民館という形でそれぞれ発足したという形になっております。それで町の総合計画等については自治公民館はあくまでも民主団体の一つですので、行政そのものでは……。いわゆる総合計画等については行政の事業・計画について掲載するものですので、自治公民館の部分については当然触れてないということだろうと思います。

○議長（中石 高男君） 大久保君。

○議員（４番 大久保義直君） スポーツ振興とか青少年教育の充実とかこういういろいろなものが載っておるわけですね。載っておることは、母子寡婦、福祉、こういうのは掲載されておるんだが、何でかなとも思ってるおるんだけど、自治公民館は任意団体ではあるんだが、そこ辺がどうもちょっとうづれが悪いですよ。

○議長（中石 高男君） 教育課長。

○教育課長（野元 祥一君） 今、青少年の健全育成とか、母子寡婦育成とかそういうこと言われましたけれども、それは行政施策という形になりますので当然掲載されてるということになると思います。

○議長（中石 高男君） 大久保君。

○議員（４番 大久保義直君） そしたら自治公民館だけれども、先ほど申し上げますように、自治公民館としては今までに年に何回ぐらい会議をやったりしておるんですか。公民館長会とか。

○議長（中石 高男君） 教育課長。

○教育課長（野元 祥一君） はっきりっていう形ではありませんけれども、月１回という形で開催されてると思います。

○議長（中石 高男君） 大久保君。

○議員（４番 大久保義直君） もう最後になりますが、中原課長にちょっとお尋ねしたいんですが、中原団地町営住宅、あるいは一般住宅をつくっておられますね。こういう人たちが新築をして完成する。まあ、言えば確認前であれば確認申請とかそういうものの申請があると思うんですが、その後に完成のあかつきに公民館加入についてのどういう指導をされておるか、一般も含めてちょっとお答えできたら。

○議長（中石 高男君） 都市整備課長。

○都市整備課長（中原 昭一君） 住宅の入居に関してはうちのほうで指導をしておるんですけど、建築確認の完成検査ということになれば住居変更がされるのは戸籍のほうにいかれますので、うちのほうでは建築確認等についてはそこまできないところです。というのは、建築士さんが確認に来られますから、家を建てたいということでそういったことで建築主が来られるわけではありません。そういったことで建築確認の段階ではそういうことはしません。ただ、住宅の今度、言われましたように中原団地のD・E棟を今度9月4日に抽選をさしていただいて、これは36戸を募集したんですけど、実質33名の方が入居されるようになりまして、けさ総務課の行政係を聞いたんですが、100%ですね、33名がもう加入届けをされていると行った、というような報告がしております。

私たち都市整備課の建築係としましては、この入居に際しては——ここに私持っておるんですが——この入居者のしおりを入居者または保証人、その方にも御説明して、団地については共益費を伴いますのでその団地内にある電気やいろいろみんなで使うものはその団地で支払いをしていただかなきゃならない。外にある水道やらそういうのはその団地で支払いをするようになっているもんやから、そういうのは支払いのために、言われるように、その支部ができておればその人たちが集金をされてするというので、自治公民館とその中の管理者とは若干違うかもしれないけど、その中でうまく活用していただくために私たちもそういう支部の加入をお願いはしております。

ただ、これをしないとって私たちが入居を制限するといったことは法律上はできないもんやから、私たちは私たちなりに一生懸命そういう取り組みはしているつもりです。

以上です。

○議長（中石 高男君） 大久保君。

○議員（4番 大久保義直君） あるところのマンションではオーナーが仮に10戸や20戸じゃ済みませんわな。何十戸も入りますわな。その中でやっぱし集会をやって、そして自治公民館に入ってもらわんと入居はできませんよというような——いけば半強制ですな——そういうところもあるそうです。これは町営住宅じゃないんですよ。そういうマンション等もやっぱ自治公民館に入らんといろいろと困るんじゃないんですよ。そういうところでやっておるところもあるそうです。

そういうことも含めて今後ひとつ行政側としても十分な取り組みをお願いをして、終わりたいと思います。ありがとうございました。

○議長（中石 高男君） 町長。

○町長（桑畑 和男君） 非常に自治公民館の加入率が低いということで行政としても非常に苦慮しているわけでございます。かねがね努力はしているわけでございますが、どうしてもこの加入率が上昇しないということでございます。

そういうことで先ほどお話がございましたように、他の町村は非常に加入率が高いということでございますが、そういうところを調査に行ってどのような方法で加入促進をしているかということも勉強しながら、今後加入率に努めていきたいというふうに考えております。また、町内でも30の自治公民館の中で非常に高いところがございます。はっきりここで申し上げられませんが、非常に高いところがございます。そういうところも公民館長に直接いろんな状況を聞きながら今後加入促進に努めてまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○議員（4番 大久保義直君） ありがとうございました。

○議長（中石 高男君） 発言順位4番、指宿君。

〔1番 指宿 秋廣君 質問席登壇〕

○議員（1番 指宿 秋廣君） 1番、指宿です。それでは通告に従いまして質問をしていきたいというふうに思います。

まず、ライフラインの確保についてということで、水道関係ということでおききをするんですが、前は長田地区の土砂ダム等々の考え方、災害という考え方で質問をしました。そういう流れというふうにおくみいただければありがたいと思います。

本町は上水道になる前、簡易水道から始まって、特に川北から始まって沖水川を境にして川北・川南という形で簡易水道が始まり、そして人口がふえるに従ってそれを合わせて上水道になり、という形で今回長田に簡易水道ができて町内全部水道がという形になるわけですがけれども、

そうなった場合に今現在ある上水道の施設の老朽化という形が出てまいります。

まず、石綿管が10キロ以上あるというふうにお聞きをしてるわけですが、それに対する水道料金を上げたときに配水管の石綿管の布設がえ等々も視野に入れて料金改正をされたというふうな記述になっておりますが、年次的にいつごろまでに終わるのか——石綿管の布設がえ——ということをお聞きをしたいと思います。

次に、水道施設です。主に配水池というふう置きかえてもいいかもしれません。配水池、今、1号、2号、3号ですかね。今、上米公園のはだか山になりましたけれども、公園の中にある配水池。あすこは昔はみかん山の上になっていました。あすこの配水池の老朽、形が丸くなくて方形、四角になってたり、もしくはあすこだけで3つありますか、中でそこにある配水管と送水管ですか、深さが2メートルぐらい超えるぐらいの深いところに入っております。

ということになると、災害等々でやられる管が多分250から300ミリの管が入ってると思いますから、その施設をもうやめて、新たなところに配水池をつくってはどうかかなあというふうにして質問をしたわけでありませう。

ねらいとすれば今高才原にあるところに配水池を構えて特に川北、蓼池地区を想定しているんですが、蓼池地区の配水は基準ぎりぎりの水圧、ものすごい強い水圧がかかっています。上米公園からの高低差だけで水がいくわけですから、少し減圧も考えないといけないのではないのかなということもあります。それから山を越える、新坂を越えるということで空気がそこに滞留する。まあ、もちろん空気弁はあるんですけども、厳しいのではないのかなということも踏まえて災害を……。今、上米公園のところはストップしたら三股町はすべて水道が、水が出ないという状態になりますので、その危険を分散するというところからどうかという形でこの質問の中に入れてあります。

入札制度でございますが、総合評価制度が前年度1件ありましたよというふうにありましたけれども、その後の推移等々についてどうよに行われたのかお聞きをしたいと思います。

もう1点は、総合評価方式のやり方。やったんであればどういう方式でやられたのか。減点方式なのか、加点方式なのか。そこらをお願いをしたいと思います。

それから、3番目に医療制度ですけれども、三股町に生まれて死ぬまでにどうしても全員が通らなければならない産婦人科から始まって、学校もあるでしょうが、最後は救急車に乗って病院に行って、霊柩車に乗って火葬場のコースっていう話になるんでしょうけども、その中の、今、救急はいろんな県内を一元化してどうたらっていう話が出ています。県の話の救急の業務じゃなくて、その次です。救急車で運ばれた病院、救急病院です。2次救急が三股町はもうないわけで、都城市に依存をしてるわけですが。都城市に依存してるけれども、宮崎県で見ると延岡、宮崎、日南というふうには県病院があります。しかし、我々三股町民がやっかいになる病院は国立病院はあ

るんですけれども、国立病院はほとんど受け入れてくれなくて、実は医師会病院にほとんどの人がやっかいになって、子供さんもひっくるめて、子供の救急もひっくるめてやっかいになっているということで、今回、医師会病院がお金を出して子供の入院病棟をやり直すという話が出ましたけれども、これは一過性の話で実は都城市が唱えているサブシティ構想に医療ゾーンを設けてそこに医師会病院にするんだという話があります。

そこでお聞きをするんですが、三股町としてはどのようにそれにかんで、どのようなレクチャーをしながら三股の町民の安全医療という観点を考えて町長は当たられているのかという点をお聞きをしたいと思います。

次に原油高騰ですけれども、農業支援という形で書いておきました。

産業振興課長もしくは町長がお答えになったのは、「大きな施設を設備投資しますよ」と。したら「それに対して利子の補てんをしますよ」と。

私がお聞きするのはそうではなくて、そんな息の長い話ではなくて、今、石油・原油高騰して、今、大変なので、それに対する手立てはありませんか。例えば日南とか南郷は漁船にリッター1円やるというふうに出てました。それがどんなかわかりませんが、そういうふうにならぬものに対して、設備投資じゃなくて、今現使うものに対して何か町として国・県がやるもの以外に何かありませんかということをお聞きをしたいと思います。

最後ですけれども、福祉灯油制度。これは感覚的には東北・北海道というところの寒いところの人たちが、冬の間、灯油を使うと。暖をとっていくという形の中であるんですけれども、三股だって県内の中では寒いほうじゃないのかなあ。都城よりも寒いんです。で、もちろん宮崎よりも寒いんですが。

で、要するに生活的に弱者な人に直接的に何リットルあげるかわかりませんが、要するに申請があった場合にはそれをしますよ。もしくは幾ら幾らかのバックでお金を補助しますよというような、直接的な——これはさっきの農業と一緒に——というような考えはお持ちではありませんでしょうか。12月議会ではもう寒くなってますので、あったかいですけれども、寒さの話をさしていただきました。

御答弁をお願いします。

○議長（中石 高男君） 町長。

〔町長 桑畑 和男君 登壇〕

○町長（桑畑 和男君） それでは、ただいまの質問にお答えしたいと思います。

まず、ライフライン確保について①の石綿管の現状と布設がえ予定についてということでございます。

本町の上水道事業は昭和35年中央地区が創設され、公共衛生の向上と生活環境の改善を目標

に普及・促進を図ってまいっているところでございます。今日までの約49年の間、数次の拡張を実施、施設拡充を図ってまいりましたが、新旧共存の形態となった現在石綿管につきましては、平成19年度末、約11キロメートル残っているところでございます。このため石綿管布設がえについては年次的に実施してきておりまして、平成19年度においても約2キロメートルの布設がえを行ったところでございます。

これからも引き続き住民の安心・安全な水供給のために石綿管の更新に努めてまいりたいというふうに考えております。

それから、水道施設の更新予定についてというところでございます。

水道施設の更新予定につきましては、水道施設、主要幹線管の耐震化、災害における危険リスクの分散等が求められておりますので、今年度策定予定であります水道ビジョンにおいて住民に安全で安定した水を供給できるよう、今後の計画を策定してまいりたいというふうに考えているところでございます。

御承知のとおり、3年計画で長田の水道整備が今年度で終わるわけでございますが、引き続きそのような水道施設の更新に今後計画を立てていきたいというふうに考えているところでございます。

それから入札制度について。総合評価制度の現状と課題についてというところでございます。

建設工事等の入札における総合評価制度につきましては、先に入札制度研究検討委員会が入札改革の提言にありましたが、多様な契約方式を進めていく中で選択肢の一つとして実施していきたいというふうに考えております。

平成19年度は試行的に指名競争入札による総合評価落札方式の入札を実施いたしております。その内容は工事名が平成19年度三股町庁舎サッシ改修工事。工種が建築工事一式、指名の範囲及び業者数が町内4社でございました。評価方式が除算方式、評価項目点数を入札金額で割る方式でございます。それから評価項目が企業の施工能力など、それから施工実績、施工成績、ISO等取得状況、ボランティア状況、それから障害者雇用の状況、配置予定技術者の施工能力、過去の施工経験、資格取得状況等でございます。その落札状況は入札価格に対する総合評価の逆転現象はなかったところでございます。

今後の入札改革の方向性といたしまして、特殊な工法を必要とする工事金額等によって町内業者のみの格付けでは対応できない工事については、地域要件を拡大して条件付一般競争による総合評価落札方式を導入していきたい、というふうに考えているところでございます。

今後10月に実施いたします長田地区簡易水道整備事業の水道工事について、この総合評価落札方式による入札を実施する予定でございます。

平成19年度に実施した総合評価落札方式による入札は予算方式で行いましたが、それは技術

提案により工事品質のより一層の向上を図る標準型や高度技術型に向けた方式であったため、今回は町外業者を含めた総合評価落札方式一般競争入札で行い、地域要件や本町への貢献度をより重視した評価方式として加算方式、入札額も点数化して他の評価、項目点数に加算するという加算方式を採用する予定でございます。

総合評価落札方式は現段階ではあくまでも試行の実施であり、今後、実施によるデータの収集適用できる工事の検討、この方式になじむ工事金額等をさらに調査検討してまいりたいというふうに考えているところでございます。

それから医療制度について。①の医師会病院の位置づけについてということでございます。

都城市郡医師会病院は1985年（昭和60年）に都城市と北諸県郡の自治体で取り組んだ都城地域総合保健医療センター事業の中核施設として開設されております。都城・北諸県圏域の救急医療体制については公設の都城救急医療センター（初期夜間救急）、その後方支援病院である都城市郡医師会病院（第2次救急医療告示施設）及び検体検査機能も担う都城健康サービスセンターが一体となってオンコール体制といわれる医師・看護師等による総合的なフォローシステムにより24時間体制で切れ目のない高次医療を提供しているところでございます。特に都城市郡医師会病院は脳卒中、急性心筋梗塞などの緊急を要する重篤な疾患にも対応し、3次救急医療に準じた急性期医療を担う地域の中核的な医療機関として極めて公益性の高い機能を維持してきております。

さらにこの3月に策定されました宮崎県医療計画におきましては、著しく専門医師が減少している小児医療分野や高度な医療技術を要する心疾患などの分野で第2次救急医療圏域を越えた広域医療の構築を行う必要性が提起され、都城市郡医師会病院は県西の中核的な医療施設として国・県立医療機関と同等の使命を求められているところでございます。

このように都城市郡医師会病院は都城・北諸県地区において地域医療での公共性の高い重要な病院であるというふうに考えているところでございます。

それから、②の今後の課題ということでございます。

都城市郡医師会病院は築23年を経過し、施設の老朽化、狭隘化に対する改善要望、増加傾向に転じた受診者への適切な対応と医師不足解消、位置的な偏りに対する不安、経営基盤の確立などの課題が山積し早急に対応する必要性が生じているわけでございます。

この圏域内の第2次救急医療施設は、都城市郡医師会病院、独立行政法人国立病院機構都城病院の2施設ありますが、いずれも第3次救急患者に対応できる施設としては整備されておらず、重篤な患者におきましては県立宮崎病院内の救命救急センター、宮崎大学附属病院あるいは県外の3次救急医療施設への転送により対応しているのが現状であり、これらの重篤患者の取り扱いにつきましても大変苦慮をしている現状でございます。



昭和60年に健康サービスセンター等の保健医療体制の整備をした際には28億円程度の建設費を要しましたが、医療機器の高度化や施設に求められている機能も多様化し、今後移転新築となると相当の経費を必要とすることが想定されております。

そういうことで都城市ではこの3月に公表したサブシティ構想において医師会病院を含めた医療ゾーンの移転計画を策定しており、8月1日に都城市と都城市郡医師会における共同研究の成果を記者発表されております。この発表では概算ではございますが、総事業費75億円という巨大な財源を要するというところでございます。そういうことで今後はこの財源の確保が課題になるんじゃないかというふうに考えております。

本町におきましては、これまで都城市、医師会と医師会病院の移転につきましての協議は今のところないところでございますが、今後構想の取りまとめや計画の策定に伴いまして、協議の場が設けられるんじゃないかというふうに考えているところでございます。

それから、次の原油高対策について。農業支援についてということでございます。

農業を取り巻くこの環境は、御承知のとおり原油高が世界を席卷し、このため配合飼料や農業資材の高騰を招き、農業経営が厳しい環境におかれております。また、国際競争の激化を初め、担い手の高齢化、輸入農産物の急増により価格低迷などさまざまな課題を抱えております。

しかしながら、農業は食料の安定供給のみならず、地域社会の活力の維持、国土環境の保全など地域社会の発展と国民生活の安定に不可欠の役割を果たしているところでございます。このような状況を踏まえ、農業緊急支援対策といたしまして、国では配合飼料価格安定制度に対する異常補填基金の積み立て、通常補填基金の財源不足時の借り入れに対する利子助成や畜産の安定価格の引き上げ、酪農緊急経営強化対策事業などの経営安定施策の充実強化に取り組んでいるところでございます。

本町では県やJA等の関係機関と連携を図りながら、原油それから家畜飼料価格高騰農業災害緊急支援資金の利子補給事業への取り組み、元気みやざき園芸産地確立事業でのこの省エネ対策資材の導入支援、町単独での施設園芸対策事業での被覆資材や循環扇等の園芸施設の導入支援等を実施しているところでございます。

次に②の福祉灯油制度についてということでございます。

福祉灯油制度は、原油高騰に対する緊急対策の一つとして地方自治体が高齢者世帯、障がい者世帯、ひとり親世帯などの低所得者世帯に対し家庭用灯油購入費の一部助成、または家庭用灯油を支給する制度でございます。

この制度はもともと第1次オイルショック時代の昭和49年に北海道で設置したものでございまして、その後、北海道の助成を受けながら道内市町村が引き継いで実施してまいりましたが、財政的な理由から廃止する市町村が目立ってきているところでございます。

しかしながら、最近の原油の高騰に伴う灯油の値上がりは寒冷地に住む人々には特に深刻なものでございまして、また、市町村の助成に対して交付税措置があるとのことから福祉灯油制度を実施する市町村が増加している傾向にございます。全国的にはことし3月時点で北海道・東北・北陸などの寒冷地を中心に12道県700程度の市町村において実施しており、1世帯当たり灯油購入費が一部助成ではおおむね2,000円から1万円の範囲で、灯油支援では40リットルから400リットルの範囲で支給がなされているところでございます。

なお、本町の助成につきましては、現在までのとこ、国・県からの交付措置も含めた具体的な説明もなく、また九州では福岡県内で1自治体のみが実施している状況でございます。今後、県及び他市町村の動向を見ながら検討をさせていただきたいというふうを考えているところでございます。

以上で回答といたします。

○議長（中石 高男君） それではここで2時50分まで休憩いたします。

午後2時38分休憩

-----  
午後2時50分再開

○議長（中石 高男君） それでは、休憩前に引き続き本会議を再開します。

指宿君。

○議員（1番 指宿 秋廣君） 水入りをされて、何聞いていいのかわからなかったんですが、それでは最初のところからお聞きをしたいと思います。

ライフラインという形で災害のことを踏まえた上でお聞きをしたわけですが、あと5年はかかりますよと。単純的にいうと6年ぐらいかかりますよということになるんですかね、11キロなので。環境水道課長にもう少し詳しく教えてほしいと思います。管種別、管口別、どれくらい石綿管が入っているのか、導・送・配別、管口径別ですね。わかってれば教えてください。

○議長（中石 高男君） 環境水道課長。

○環境水道課長（下沖 常美君） それでは石綿管についてお答えしたいと思います。

先ほど町長のほうにもありましたように約11キロありますが、内訳として、口径が75ミリが4,038メートル、100ミリが2,098メートル、125ミリが770メートル、150ミリが2,920メートル、200ミリが1,137メートル、計の1万963メートルが石綿管として残っております。

あと、それ以外にダグタイル铸铁管等が3万5,543メートル、これも総体の延長で管種はちょっとわけてませんので申しわけないんですが、それと铸铁管が4,760メートル、鋼管が1,087メートル、VPですね、鋼管塩化ビニール管が1万9,583メートルとなっております。

ます。主な延長としてはそういう状況です。

で、先ほどありましたように、石綿管が約11キロ残っております。75ミリから200ミリということで大体メートル当たり2万円から3万円程度の事業費がかかりますので、大体年間2キロ程度、2,000メートル程度を計画していきたいということで、それと事業費的に5,000万円程度でやっていきたいという計画を持っております。

それとライフラインのところで出てきておりますが、本町の上水道につきましては昭和35年に創設されております、事業として。その時点でちょっと話がありましたように、第1配水池が建設されております、昭和35年に。1期工事として。で、第1配水池につきましては昭和40年と46年ということで2回に分けて増設されております。で、現在の形ができておるということです。昭和35年ですので、一番最初にできたということで、老朽化してるということで長期計画等でも計画、整備していかないといけないなあっていうことで計画しております。

お話があったように、本町の水道につきましては、中央浄水池に井戸からの水が集中して送られてきて、それから配水池に送られてるということで1カ所に集中してるっていうのがひとつありますので、そのあたりも含めて危機管理的に考えた場合に1カ所で集中していいのかわかっていうことも含めて、今回の水道ビジョンで町全体を取り組んで計画していきたい。10年先、15年先の水道のあり方も一応考えて計画していきたいと思っておりますので、そういう配水池、もしくは井戸についても危険を分散するためにも、どの位置がいいのかっていうのを考えてやっていきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（中石 高男君） 指宿君。

○議員（1番 指宿 秋廣君） お願いをしていた導・送・配っていうのはわかりませんか。

○議長（中石 高男君） 環境水道課長。

○環境水道課長（下沖 常美君） 導水管と配水管ということでよろしいですか。

○議員（1番 指宿 秋廣君） 導水管・送水管はすべて布設替え終わったの。

○環境水道課長（下沖 常美君） 送水管はまだ残っております。

○議員（1番 指宿 秋廣君） そこ。

○環境水道課長（下沖 常美君） 石綿管についてですね。導水管が110メートル、送水管が220メートル。先ほど言いましたのは配水管が1万963メートルということになっております。

以上です。

○議長（中石 高男君） 指宿君。

○議員（1番 指宿 秋廣君） そしたらば、導水管・送水管が約330メートルこれに足すとい

うことで理解してよろしいですね。

○環境水道課長（下沖 常美君） はい、そうです。

○議員（1番 指宿 秋廣君） ということを踏まえますと、そういう感じで今、町長がお答えになったのは配水管だけだということらしいので、もう少し、330メートルほど延びるといったようですが、念のために、導水管は中央浄水場まで、送水管は中央浄水場から配水池まで、配水池以降が配水管というくるみですので、その中で、それはそれでおきまして、2番目の問題に入っていきます。

何で導水管・送水管・配水管というのを聞いたかということは、あすこの今、上米公園のはだか山になっているところの配水池をあすこを廃止して別なところに配水池をつくれば、要するにこの石綿管の布設替えすら必要なくなるわけですよ。その一部のそこにつながってる部分とはいう意味ですが。というようなことを考えて危険の分散ということで大体高才原がこの配水池から約10メートル下にあります。ということは水圧が1キロ落ちるということになります。蓼池方面、今、おられます原田議員のお宅なんかは相当の水圧がかかっているはずなんですよね。これは、水圧があればいいという問題ではなくて、あると少しの衝撃で漏水が始まる。漏水の危険率がどんどん高くなっていくんです。水が出ていく率が高いということになるわけです。そうすると、10メートルでも下がればその分が、大分危険率が下がっていくのではないのかなというふうに思ったところです。

ですから石綿管の布設替えもその分はしなくていい、なおかつ危険率も分散するというので考えてこの質問をしておりますので、再度配水源、それからその一式踏まえて配水池の移動について水道ビジョンのなかでうたわれるのかどうかということ。水道ビジョンはどのようなものなのかもついでに説明してもらえるとありがたいと思います。

以上です。

○議長（中石 高男君） 環境水道課長。

○環境水道課長（下沖 常美君） 水道ビジョンにつきましては一応町全域、上水道については計画人口2万4,100人、計画1日最大給水量を1万4,500ということで今やっておりますので、これを踏まえてもう一度ビジョンの中で計画を策定するということです。

その中で、言われましたように、危険分散のために第1配水池はもうなるべく早く移転しないといけないということはおもうわかっておりますので、それを踏まえて、先ほど申しましたように、井戸が沖水川の1カ所に大体集中しております。それが中央浄水池にもっていくということで、1カ所本当にやられたら町の全体がとまってしまうという可能性がありますので、そういう井戸の水源地も新しく見つけて配水池の配置も踏まえて蓼池等も配水を考えていきたいということで計画しております。

以上です。

○議長（中石 高男君） 指宿君。

○議員（1番 指宿 秋廣君） ぜひ、そういう方向で計画していただけるとありがたいと思っています。

要するにほかに電気とかガスとかなくてもとりあえず水があれば生きていけますので、三股町が直接関与している水。ライフラインの一番大切なところですので、早急な検討をお願いをしたいと思います。

次行きます。入札制度の関係ですが、いろんなところでいろいろ言われています。

指名競争入札による総合評価方式、よくわからんような長い名前。一般競争入札による総合評価方式、よくわからんとですけれども、総合評価方式が今やられている県の方式を多分言われたのが、要するに100点の何点取れたかというやつで除していくと。これは明らかに低い点数を入れると逆転現象を起こすということもあります。たまたまやったものは逆転がなかったというふうに答弁があったわけですが、総合評価方式の一番の利点は地域に密着した企業にまたいっぱいお世話になる、さっきの災害とも絡むんですけれども、その業者をお願いせないかん。いざというときに、災害のときにその業者をお願いをせないかん。それから消防団の話もちよろっとありましたけれども、一方では消防団等々も出て行ってもらわないかんというところで、地場産業の育成という観点もあった中で、前にも私は質問をしたのは20年の3月の議会ですか、質問しております。その中でもあったんですが、今回も長田の簡易水道でやるんだと、こういうふうに言われましたけども、話の中ちょっとわかかわなかったので教えてください。

町内の業者・町外の業者を入れた総合評価方式とおっしゃったんですかね。ちょっとその言葉がわからなかったんで質問いたします。

○議長（中石 高男君） 総務企画課長。

○総務企画課長（渡邊 知昌君） 今回長田の簡易水道に関しては、町内じゃなくて町外も含めた、いわゆる都城市、そこの水道業者も含めた総合評価方式、一般競争入札による総合評価方式ということでございます。

○議長（中石 高男君） 指宿君。

○議員（1番 指宿 秋廣君） 町外を含るめたということですが、三股の業者多分都城の中には入っていけないんだらうと思うんですね。水道業者は特に。要するに今、災害もしくは漏水工事の突発事故等々は町内の業者をお願いしてますね。何かもし物事があれば、要するに町外の水道業者は多分来てくれないんだらうと思いますね。町内の業者に頼むんじゃないですかね。要するに最初のきれいごとはどうでもいいんですが、町内の業者に限定……。要するにいないのなら別ですが、町内の業者が足りなければそういう業者を起こすことも努力しながらも町内の業

者に私は固執すべきだろうと思いますが、町長の所見をお願いします。

○議長（中石 高男君） 町長。

○町長（桑畑 和男君） 町内の業者だけでは数が足りないわけでございますので、どうしても町外の方にも指名をしないといかんっちゃゆうことから、町外業者を含めた総合評価方式ということになるわけでございます。

以上です。

○議長（中石 高男君） 指宿君。

○議員（1番 指宿 秋廣君） 例えば、工事ができないという三股町の行政内部の予定だということであれば、その年次計画、3カ年計画が4カ年になるのかどうか、そこら辺も踏まえてやるべきではないのでしょうか。

例えば、9月の20日の宮日ですか、北諸県など7地区指定という形で地方交付税の活性化の話がこう出てきてますよね。要するにこの辺は大分落ち込んでるんだと。国としてもこれに対する手立てを考えていく。交付税の30%は手当てしますよというぐらいのつもりで国も考えてるわけです。だったらそれぐらい三股町は冷え込んでいるということですよ、業者は。であれば、例えば別な業者に、要するに土建業者に入れて、布設は下請けやらそこら辺はまた考えるにしても町内業者ということに固執するべきだというふうに思うんですが、再度答弁をお願いします。

○議長（中石 高男君） 町長。

○町長（桑畑 和男君） 原則的には町内の業者ということで考えているわけでございますが、金額的にどうしてもこの金額は大きくなりますと、どうしても数が足りないということから、町外業者をお願いするということになるわけでございます。

以上です。

○議長（中石 高男君） 指宿君。

○議員（1番 指宿 秋廣君） 承服しがたいんですけれども、要するにこの仕事は3カ年事業で言えば最後の年ですよ、最後の年。最後の年ということは逆言うと2年前からわかっちゃったわけですね。最後の年と。であれば、設計やらそういうのは全部業者がするわけですから補助金の申請・確定とかっていうところで三股町の職員が絡むわけなんですけれども、水道業者に入れるということでやるっていうのもひとつあるかもしれませんが、町内の水道の業者を例えば持っていない業者であっても、下請けでそれを、例えば町外の水道業者が入るとかっていう形の中で行うっちゃゆうことができるわけです。と、私は思うんです。私は今自分の趣旨とは少し違うこと言ってるんですけれども、町内の水道業者ができるような形をどうにかして模索するためには、何が一番いいのか、国に頭を下げて3カ年計画を4カ年に延ばしてままでの方策はないのかどうか。要するに長田の地域の簡易水道、今、していらっしゃる人たちはもちろん首を長くして待ってら

っしゃる人もいるでしょうけれども、今までの流れが1年延びたっていうことは御理解いただけたらと思うんです。そういうことは論議されたことはあるのかどうか、お聞きをいたします。

○議長（中石 高男君） 環境水道課長。

○環境水道課長（下沖 常美君） 長田地区の簡易水道事業につきましては本年度が一応最終年度ということで現在、管布設工事については1工区から7工区という7つの工区に分けて今回発注という形になっております。そのうちの5つについてはもう発注済になっております。これについては一応町内業者がすべて施工するという事になっております。で、あと2工区につきましては、工区別にどうしても轟木の集落内等を分けて発注するという事はなかなか難しいものですから、この2つの地区についてはどうしても金額が大きくなってしまったっていうことで、町内の業者ですべてが対応できないということで、今回こういう総合評価方式ということになったというのがひとつの経緯になっております。

○議長（中石 高男君） 指宿君。

○議員（1番 指宿 秋廣君） これ、押し問答になるでしょうけれども、しかし、長田の水道にもし事故が起きたときにはその業者が多分来てくれるんだろうと期待はしていますが、無理だろうと思いますね。要するに災害を想定してずっとしゃべってますから。都城だっていっしょです。都城だって工事を出してるわけですから、三股町に何ちゅうかな、支店でもあれば別やけどそんな話聞いたことはないわけで、そうすると都城市の業者が三股町の工事をした。三股町の業者は都城市の仕事をするのかなあと。

町長ひっくるめてもう一回最終年度が本当に無理なのか、こういうことを絡まして町内に発注するためには、例えば年度をもう1回時系列で4カ年事業に延ばすということも考えながら検討してほしいと思うんですが、時間がないので手短かにお願いします。

○議長（中石 高男君） 答弁をお願いします。

○議員（1番 指宿 秋廣君） だから、4カ年とかそういう話は論議されたんですかって聞いてるんです。

○議長（中石 高男君） 総務企画課長。

○総務企画課長（渡邊 知昌君） この工事を延長するために4カ年にするということは全然考えておりません。検討しておりません。

で、これは、この総合評価方式については、町内の業者ももちろん参加するんです。町内の業者も参加した上で、それでも町内の業者では人数が少ないものですから、業者数が少ないものですから都城の条件を広げてその分を参加できるような方式でやったということでございます。

○議長（中石 高男君） 指宿君。

○議員（1番 指宿 秋廣君） 承服しがたいっちゃうのが、まず一つは早急に、こういう国も認

めている経済が落ち込んでいる地域なんですから、最悪、町外の業者を下請けに使うとまま、町内の業者に固執すべきではないかなっちゅうことも考えてしてほしいと思います。2点ですね、時間がないので4カ年ということも模索してほしいと。技術者が1人緊急入院してますので同情はするんですが、事業年度も繰延べもひっくるめてお願いをしたいと思います。

次行きます。

医療制度の話です。町長から今後あると思いますという大変のんびりした答弁をいただきました。そうではなくて、三股町の町民が救急車を呼んだらそこに運ばれていくわけです。だからそのときに三股町が医師会病院が救急のお金払ってますよ、だけどその救急を……、いわゆる医者っていうのは要するにベッドがあってそういう下地がないとそこに来てもらえないわけですから、医師会病院全体として考えざるを得ないわけです。

そういうときに三股町として町民の最後のよりどころである2次救急、これについて積極的に都城市、それから医師会の中に入っていくと行政区が違うということだけで果たしていいのか。白い車——救急車ですが——救急車も都城から来る。そりゃあ金払っちゃるからいいが。乗してもらったらまた都城にそれも金払っちゃるからいいがではなくて、どうしたら三股町の町民を安心して三股町に暮らそうと思うためには、最後のよりどころは病院でございます。病院ですのでそのところの取り組み方を積極的にして医師会、ただ「記者発表したようです」ではなくて、記者発表したちゅうことはやるということでしょうから、やるためには三股町の首長をしてどう取り組んでいくのか、どうやって三股町の町民を、命を守ろうとするのか、町長の決意のほどをもう1回お願いします。

○議長（中石 高男君） 町長。

○町長（桑畑 和男君） 先ほど申し上げましたように、サブシティ構想が打ち出されたわけですが、この内容を見ますとこの計画では25年から27年の間にその事業を行うというようなことではございました。そういうことでまだ構想の段階でございまして、具体的な計画というものはまだそこまではいってないわけではございますので、今後この計画策定につきましては都城市と十分連携を取りながら協議を重ねていきたいというふうに考えているところであります。

以上です。

○議長（中石 高男君） 指宿君。

○議員（1番 指宿 秋廣君） 聞くところによると、サブシティ構想、インターの近くというふうに聞いているわけですが、そうすると三股町から近くなるか、遠くなるのか、それに対するアクセス道路はどうするのかって三股町もいろいろ考えないかんことはあるんだろうと思います。その都城市と医師会がするのではなくて、医師会っていても都城医師会市郡医師会ですよ。あそこは。ということは、三股町のお医者さんも医師会の会員ですよ。それで三股町としても



町民の安全・安心という観点から推移を見守るのではなくて、積極的に三股町としても関与していくべきというふうに思います。

でないで「こう決まったよ」と。「三股町さんここでお願いしますよ」と。「いや、それ使いづらい」と。「いや、決まったんですよ」って、こういう形になりかねません。どういうふうな形になっても流されるのではなくて、主体的に1市1町になりましたので首長ちゅうのはもう三股の町長と都城の市長の2人ですよね。2人なんでそこら辺をピシャッと踏まえた上で多分こっちにサブシティ構想の中に医療ゾーンの中に入れて鹿児島県はちょっと厳しいかなという気がするんですね。そうするとなおさら三股と都城、想定は多分小林市とか入ってるんでしょうけれども、三股町としてこういうのがほしい、こういうことも必要だというのをするためには積極的な関与をしてほしいと。要するに先ほどあったように、推移を見守るんじゃなくて積極的な関与をお願いをしたいと思います。町民は何回も申しますがどうしても最後は病院です。頼るところは病院です。で、病院の公的機関をものすごく担っている医師会病院ですから、県病院がないなかですからそういうところで町として関与をお願いをしたいと思います。

最後ですが、農業支援。

町長にお聞きしたのは、前の最初の質問の利子補てんの話ではなくて、そういう間接的支援ではなくて、私は直接支援を聞いたつもりです。

これは、その下の福祉灯油制度と同じ感覚です。直接的に何か三股町として独自に何かありませんかと。例えば使ったものについてこうしますよと。軽油であれば道路を走らんけりゃ、免税軽油とありますがな。まあ、そういうようなニュアンスでこの分については町がこんぐらい補助をしましょうと。で、それについてはこういう申請が必要ですと。こういうふうに使ったの必要ですよということを想定をして聞いておるので、それをお答えを願いたいと思います。

○議長（中石 高男君） 産業振興課長。

○産業振興課長（木佐貫辰生君） 先ほど上西議員の答弁でお話したとおりでございまして、町としましての直接支援というか、そういうところは今のところ、先ほど言いました施設園芸振興対策事業内での取り組みというふうに考えてます。特に燃料を使うところがその施設園芸関係、そちらがこれから冬に向かつての部分が大変重要になってくるかなというところで今回補正等をお願いしまして、また、先ほど言いました経済連からの支援というようなものを含めて取り組んでます。

先ほど南郷町のお話もされましたけれども、漁業関係につきまして国が直接支援という形で実施しました。してまた、南郷町はそれに上乘せという形で1キロ当たり1,000円ですかね、そちらの支援という形で取り組んでますけれども、今のところ町としてはそういう足腰の強いといいますか、持続的な農業を継続できるようなそういう支援の中で今取り組もうというふうに

考えてます。

以上です。

○議長（中石 高男君） 指宿君。

○議員（1番 指宿 秋廣君） 直接的にしたほうが、要するにこれは期間限定になるわけですが、原油が高騰している、油が高騰している中ですから少しは下がってきたとはいえ、それはそれ。高いか安いかは別にしてこの日南で1,000万円ちょっとですか、漁船に対する補助。要するに地域農業をされている人については大変な朗報になるだろうと思うんです。それはそれ、これはこれですから、もちろん手間ひま要るっていうのは、これ、あります。あるけれども、漁船だからこれはまあしょうがないなあっていうところもあると思うんですが、これについてやっぱり1回論議してほしいと思っております。

最後に福祉灯油制度。これも同じ理屈なんです。これは生活が困窮している人について油が高騰したら灯油を買えないっていう状態の中で、先ほど町長が答弁があったように、例えば40リッターなら40リッター、この生活層の人に補助しましょう。もしくはリッター何円か補助しましょうとか、そういうことをすることによって生活困窮者に向けて三股町としての何かの発信ということを考えて質問したわけですし、九州に1カ所しかないとかっていう話をしてるんじゃないかと、やればそんな……、大きい金かもしれませんが、してませんからわかりませんが、その福祉というサイドから補助というのをすれば、少なくとも今年の冬は乗り切れるんじゃないのかなあとと思いますが、再度お願いします。

○議長（中石 高男君） 福祉課長。

○福祉課長（大脇 哲朗君） 福祉灯油制度についてでございますけれども、どれぐらいの非課税世帯がいらっしゃるのかということで数字的なものを持って来ましたので、一応その御報告方させていただきます。

高齢者世帯が1,085世帯、それから障害者世帯が168世帯、それからひとり親世帯が225世帯ということで、そのうち高齢者と障害者世帯が68世帯ダブっておりますので合計町内に現時点でこの3つの世帯を対象とした場合1,410世帯というところが非課税の、先ほど言われた、生活困窮者といわれてるところの世帯でございます。だからあとは幾ら補助するかという形で、もし実施する場合には単純に掛けていただければその金額が出るということで考えております。

ただ、申しましたのは、先週県のほうで話を聞こうと宮崎に行ったんですけれども、私じゃなくて担当の係のほうで回ったんですけれども、県自体にこの制度をよく知っていないという状況であります。もちろん私も今回一般質問に上がってくるまでは何の制度かうちの課に持ち帰りまして話をしたときに福祉灯油……、漢字が違ってるんじゃないのって職員が言ったくらいで申し

わけなかったんですけども、そこまでまあ、そのことを理解してなかった制度でございます。

今回、全国的なものを調べさせていただきまして実際どういう効果があるのかということで、慎重にご意見を聞きたいということも考えられますけれども、現時点ではまだ馴染みのない制度だと、今のところはそういうまだ情報を収集しているところでございます。

○議長（中石 高男君） 指宿君。簡潔にお願いします。

○議員（1番 指宿 秋廣君） まとめますけれども、農業のさっきの原油、これも2ついっしょなんですね、原油高騰。から、この福祉のもそうです。今年の冬が越せるのかなあと心配している生活弱者といわれる人たち。町長が言われる温かみのある政治ということであれば、文字通り灯油ですから温かみのある政治になるんじゃないのかなというふうに思っておりますので、12月議会にぜひとも取り入れてもらえるようお願いをして、私の質問を終わります。

○議長（中石 高男君） ありがとうございます。

では、上着の着用をお願いします。

では、一般質問はこれにて終了いたします。

残りの一般質問は明日に行うこととします。2名の方は、あした、よろしくお願ひしたいと思ひ思います。

\_\_\_\_\_ . \_\_\_\_\_ . \_\_\_\_\_

○議長（中石 高男君） それでは、以上で本日の全日程を終了しましたので、これをもって本日の会議を終了します。

午後3時25分散会

\_\_\_\_\_







---

平成20年 第6回(定例) 三 股 町 議 会 会 議 録 (第4日)

平成20年10月2日(木曜日)

---

議事日程(第4号)

平成20年10月2日 午前10時00分開議

日程第1 一般質問

日程第2 追加議案第93号の取扱いについて

---

本日の会議に付した事件

日程第1 一般質問

日程第2 追加議案第93号の取扱いについて

---

出席議員(12名)

1番 指宿 秋廣君	2番 財部 一男君
3番 上西 祐子君	4番 大久保義直君
5番 重久 邦仁君	6番 東村 和往君
7番 池田 克子君	8番 原田 重治君
9番 中石 高男君	10番 山中 則夫君
11番 黒木 孝光君	12番 山領 征男君

---

欠席議員(なし)

---

欠 員(なし)

---

事務局出席職員職氏名

局長 岩松 健一君	書記 川野 浩君
	書記 山田 直美君

---

説明のため出席した者の職氏名

町長 .....	桑畑 和男君	教育長 .....	田中 久光君
総務企画課長兼町民室長 .....			渡邊 知昌君

税務財政課長	……………	原田 順一君	町民保健課長	……………	重信 和人君
福祉課長	……………	大脇 哲朗君	産業振興課長	……………	木佐貫辰生君
都市整備課長	……………	中原 昭一君	環境水道課長	……………	下沖 常美君
教育課長	……………	野元 祥一君	会計課長	……………	上村 陽一君

---

午前10時00分開議

○議長（中石 高男君） おはようございます。これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付してあるとおりであります。

---

### 日程第1. 一般質問

○議長（中石 高男君） それでは、日程第1、一般質問を行います。

昨日に引き続き、申し合わせ事項を遵守して質問をお願いいたします。

発言順位5番、重久君。

〔5番 重久 邦仁君 質問席登壇〕

○議員（5番 重久 邦仁君） おはようございます。5番、重久でございます。通告に従いまして質問をいたしたいと思っております。

全般的に、行政改革についてということが主な主眼でございます。

1問目につきましては、公務員制度改革、文化会館、入札制度、選挙費用等々でございます。

まず、主な主題といたしまして、公務員制度改革ということにつきまして申し上げたいと思っております。

まず、事件になっております昔からのものは、官官接待ということがありました。これは、地方自治体が中央省庁の官僚を公費でもてなすことを言います。そして、その支出の名目は、食糧費であります。その背景には、地方自治体が国の補助金獲得のために、必至にならざるを得ないという事情がありました。

地方では、地方税や公債だけでなく、財政を賄うことができない場合が多いものであります。そこには、人口の減少、そして大手企業の本社もないからだということで、そこで頼りになるのは、中央からの地方交付金や補助金であります。その獲得のため、中央の官僚を接待するというのを、これからの地方自治体はよく見据えていかなければならないものであります。

その中から改革に取り組むべき姿勢というものにつきまして、入札制度の改革ですね、この件につきましては、さきの議会でも今議会でも、町長におきましては、入札制度の改革に取り組んでおられる中、指名入札と一般競争入札に分けているが、今後の方針はということでございます。

その次は、その改革につきまして完成工事の判定結果と落札額との関係はということござい



ます。この点につきましては、落札額ということは、結局はよい製品をつくるにはどうしたらよいか、そして、よい品物をきれいに早く、そして安くできれば一番よいわけでありますが、その理想形を目指す余りに、品物が粗悪になりはしないかということは、市場価格原理を行政ができるのかどうかを伺いたいと思います。

次に、文化会館につきましては、維持費用は幾らかかるんですかということ、それから、2番目の今後の運営についてということであります。

続きましての、投票所の削減について人件費、支出についてということの伺いでございます。

これは、すべからく住民が投票によって地域の、また自分の理想を發揮する場でもあります。その点につきまして、私は2番目に上げております改革は行って投票所を削減したが、投票率は上がったのかということがお尋ねしたいことでございます。

続きまして、大きな項目の行政サービスについての町の取り組みでございます。

これは、新聞にも公表されましたと思いますが、三股町においても、公共料金及び料金の納付についてのコンビニエンスストア導入、結局は平成19年度税制改正で実現いたしましたコンビニ納税納付について、納税者の利便性向上と納期内納税率アップにつながると考えられるから、それを導入した方がいいと私も思うからでございます。

そこで、来年度4月から導入と聞いておりますが、町民の説明会も行うのかどうかもお尋ねしたいと思います。

以上で、質問を終わります。

○議長（中石 高男君） 答弁願います。町長。

〔町長 桑畑 和男君 登壇〕

○町長（桑畑 和男君） おはようございます。それでは、ただいまの質問にお答えしたいと思います。

改革についての取り組みについて。入札制度について、①の指名入札と一般競争入札に分けているが、今後の方針はということでございます。

三股町入札制度研究検討委員会より出されました三股町入札制度に関する提言を尊重しながら、入札制度の改革に取り組んでいるところでございます。この提言を受けまして、条件つき一般競争入札につきましては、町内事業者を地域要件といたしまして、現在土木工事に採用いたしておりますが、今後できるだけ他の工種にも考えていきたいというふうに考えております。

比較的事業者の多い建築工事につきましては、10月1日以降の入札実施分より、条件付一般競争入札を実施していくところでございます。

9月25日に、町内の建築業者に説明会を開催したところでございます。その他の工種につきましては、町内事業が少ないことから、当面指名競争入札を中心とした入札を引き続き実施して

まいりたいというふうに考えております。

なお、特殊な工法を必要とする工事や、金額等により町内業者のみの格付で対応できない工事につきましては、総合評価方式を中心として、工事ごとに入札方式を判断してまいりたいというふうに考えております。

それから、②の完工検査の判定結果と落札額との関係はということでございます。完工検査の判定結果と落札額の関係についてでございますが、土木工事については、平成19年1月より試行的に一般競争入札を実施してきております。現在までの入札実施件数は25件でございます、そのうち完成検査済みの工事は12件でございます。

また、予定価格に対する平均落札率は80.99%になっており、また工事評価については、点数化して行っており、その平均点数は66.1となっております。過去の土木工事について申し上げますと、平成18年度は契約件数が59件、平均落札率は96.76%で、工事の評価点数の平均が73.0となっております。

また、19年度の指名競争入札分の契約件数が36件、平均落札率は92.29%で、工事の評価点数の平均は71.9となっております。指名競争入札と一般競争入札での結果についての集計上で比較いたしますと、一般競争入札の工事が落札率、評価点数ともに下落傾向があるように見えますが、一般競争入札における結果は、現時点ではデータ件数も少なく、請負業者にも変化がありますので、一概に落札金額と工事評価についての関係は判断できないものと考えております。

最低制限価格の見直し後の結果など、今後の動向に注目し、また工事検査体制の充実を図りながら今後分析してまいりたいというふうに考えております。

それから、文化会館についての①、②につきましては、教育長の方から答弁をお願いをいたします。

それから、投票所削減についてということでございます。

投票所削減による人件費及び投票率についてでございますが、この事項につきましては、選挙管理委員会は独立した行政委員会でございますので、選挙管理委員会書記長の総務企画課長の方から答弁をお願いを申し上げたいと思います。

それから、地方公務員制度改革について。

これについては、質問が要旨がこれあるわけですが、どんなでしょうか。先ほど質問者。

○議員（5番 重久 邦仁君） お願いします。

○町長（桑畑 和男君） はい、わかりました。

それでは、この地方公務員制度改革について、町としての取り組みはどう考えているかということでございます。

地方公務員制度改革については、これまで本町におきましても、国家公務員制度の抜本的な見直しに準じて行ってきたておりますが、まず重要な部分を占めている給与制度の見直しについては、国家公務員の給与構造の見直しに準じて本町におきましても、平成18年度より給与構造の見直しを行っております。これは、国と同様に給与表の見直しや、昇給制度の見直し、退職手当を初めとする諸手当の見直し等であります。

また、人員の削減につきましても、御承知のとおり平成17年度から平成21年度までの5カ年間を実施期間とした集中改革プランの中で、職員の退職に伴う不補充等により、19名減の184名を目標といたしておりましたが、組織機構の見直し等により、平成20年度に183名となっております。しかしながら、引き続き住民サービスの低下につながらないように計画的な職員採用を行い、定員管理に努めてまいりたいというふうに考えております。

さらに、今後の地方公務員制度改革につきましては、国家公務員制度改革に準じて行っていかなければなりません。市町村にとって一番大切なことは、住民サービスの向上及び新しい住民ニーズへの対応でございます。その実現のためには、議会や住民の御意見を反映させた最も的確で合理的な行政運営を目指してまいりたいというふうに考えております。

それから、住民サービスについての町の取り組み、料金納付について町の取り組みを問うということでございます。

町税及び公共料金等の納付拡大については、納付者の利便性の拡大という観点から、昨年度よりさまざまな手法について検討を進めてまいりました。その結果といたしまして、全国20の系列のコンビニストア店頭において、三股町発行の納付書により、24時間対応で納付できるいわゆるコンビニ収納について、三股町の対応を開始したいと考えております。

現在、電算システム対応や収納代行業者との契約、運用面の詳細についての協議を進めておまして、平成21年4月1日から実施を目指しているところでございます。

以上で、回答といたします。

○議長（中石 高男君） 教育長。

○教育長（田中 久光君） 文化会館についての御質問ですから、私の方でお答えいたします。

まず、文化会館の年間の維持費についての質問ですが、御承知のとおり、文化会館は総合文化施設として図書館との併設型になっておまして、図書館との共通部分にかかわる費用、すなわち光熱水費や冷暖房の保守点検、清掃委託料などについては、それぞれの利用者に応じて案分するしか方法がありませんので、純粹に文化会館に要した経費と図書館との案分により、算出した経費の合計額ということでお答えしたいと思います。

これに基づきまして、18年度の文化会館の維持費は、約3,700万円、内訳は2,900万円と800万円、19年度の維持費は約3,800万円、内訳は3,100万円と700万円とい

うことになっております。

なお、この金額には、用地取得費や駐車場整備費、照明卓の購入費など、その年度にしか支出しなかった特別な経費、事務職員の人件費は含んでおりません。

続きまして、今後の文化会館の運営につきましてではありますが、会館の利用を促進するために、施設の整備、充実、自主文化事業の充実に取り組んでいるところでございます。

具体的には、第1に利用者増を図るために、施設周辺整備事業や、ホール内機器等を整備充実し、会館の機能向上を図ること。2つ目に、多くの地域住民の方々に利用していただくために、住民ニーズの把握に努めまして、多種多様の自主文化事業を積極的に実施することです。3番目に、効率的な会館運営を行うために、いわゆる貸し館利用を積極的に推進しまして、収益の増にも努めていかななくてはならないというふうに思っております。

以上、3点を基本に置きながら、文化会館を運営していく所存でございます。

以上であります。

○議長（中石 高男君） 総務企画課長。

○総務企画課長（渡邊 知昌君） それでは、私の方から選挙管理委員会の書記長という立場で答弁したいと思います。

投票所の削減について、人件費の支出について、投票率は上がったのかという御質問でございますが、それにつきましてお答えしたいと思います。

まず、町議会議員選挙においては、平成15年4月に執行した選挙は無投票でございましたので、平成19年4月執行分と、平成11年4月執行分を比較してみます。人件費では149万2,956円、40.1%の減となっております。投票率で16.9ポイントの減ということになっております。

次に、町長選挙においては、平成18年9月執行分と、平成14年9月執行分を比較してみますと、人件費で54万2,959円、18.5%の減、投票率で3.65ポイント減となっております。投票所を削減したことで、投票事務に従事する職員数が減らすことができ、人件費は減となっておりますが、同時に投票率も減となっております。

ただ、投票所を削減したことが直ちに投票率の低下につながった主要因であるかどうかについては、平成6年9月執行の町長選挙と、平成14年9月執行の町長選挙を比較してみますと、投票所の数は同じでございますが、投票時間を2時間延長したにもかかわらず、投票率が10.85ポイントと低下しております。

このことは、全国的な傾向でございますが、その原因の一つとしては、若者層の政治の関心、無関心、そして選挙離れが年々増加しており、そのまま意識を改革することなく、年を重ねている現状があります。つまり、20代前半の投票率が20%から30%とされていますが、このま

ま投票率を維持しながら年をとってしまい、10年後には30代前半の投票率が20%から30%となっているということでございます。

また、投票率が16.9ポイント低下した町議会議員選挙を分析してみますと、すべての投票所で投票率が低下しているのですが、著しく平均値を引き下げている地区は、蓼池地区の22.8ポイント減、植木地区の20.05ポイント減、今市、中原、花見原地区の18.26ポイント減の3つの地区となっております。このことから、投票所を削減したことが、直ちに投票率の低下につながった主要因ではないと分析をしたところでございます。

それから、先ほどございましたコンビニ収納の件ですが、これの住民への説明ということになっておりますが、これにつきましては、今後必要経費として12月議会で補正予算を組む部分が一部ございますので、その後に住民周知を図っていききたいなというふうに思っております。

このコンビニエンスストアでの収納ということは、全国的な流れの中で十分住民の方もそういった周知は、今後されてくんじゃないかなと思いますので、まず回覧広報等で説明をしたいと思っております。それから、行政事務連絡員等での公民館長への説明、そういったこともあわせてやっていきたいと思っております。

また、平成21年度からの納付書発行時期について、そういった説明と、それから納付書へのコンビニエンスでの収納は可能となりましたといった明記をしながら、図っていききたいなというふうに現在のところは考えております。

以上です。

○議長（中石 高男君） 重久君。

○議員（5番 重久 邦仁君） 一番最後に出ました行政コンビニエンスストアの取り組みですね、これ今最後に出ましたけども、来年度導入に当たって町民説明会はすると、回覧等でやっていくという方法ですが、この対象税目についてちょっとお尋ねしますが、自動車税、軽自動車税、個人住民税、固定資産税の私が言ったほかにもまだあれば、説明ください。

○議長（中石 高男君） 総務企画課長。

○総務企画課長（渡邊 知昌君） コンビニエンスストアで対応できる税等、あるいは公共料金ですね、こういったものも含めておりまして、先ほど言われました税ですね、のほか保育料、それから公営住宅、上水道、下水道料金、それから農業集落排水、奨学金、こういったところを4月からの対応ということで考えております。

あと保留になっておりますのが、後期高齢者医療制度の保険料ですね。それから、日本赤十字社については対応しない。それから介護保険、それから公営墓地の料金、こういったものについては、今後検討をしていきたいと当初予算時期に判断をしていきたいと思っております。

後期高齢者医療保険については、制度の流動化ということもございますので、当面これは保留

したいというふうに考えております。

○議長（中石 高男君） 重久君。

○議員（5番 重久 邦仁君） はい、わかりました。よりよい24時間支払える制度であれば助かると思います。

続きまして、投票所の削減についてから質問させていただきたいと思います。

先ほど投票所の15カ所から11カ所、4カ所削減になっておるわけですね。そして、人件費については、4年前の対比をされたわけですが、いずれも投票率は下がる傾向にあるということは認められておる。その中で、人件費が約予算の2分の1は占めることはあるわけですね。

資料をもらったところでも、総体的に見るところの当日有権者数で平成17年度の衆議院選挙におきましては、当日選挙費に職員数が108名、それから、選挙当日の金額が394万8,000円となっておりまして、単純に計算したら394万8,000円だから400万、当日職員数が108人が従事したということで、100で割ると4万という粗い計算ですけども、概算では出てまいります。

今年は、そのほかに当日の投票所削減と、その費用の効果があつたと自信を持って言われておりますが、実質その日の当日に参加された立ち会いとなっております地元の公民館長及び地域の人が立ち会った場合、当日の立会人となられた方、朝7時から夜6時ですかね、約1万円ほどもらっております。

しかし、そこに当日の立ち会いに、同じく職員として立ち会われた方は、夜中のそうですね、朝7時から出られて、ぶっ通しで夜中の12時まで従事したと、されるということもあり得るということを想定いたしましても、日当1万円と日当4万円、どこにこの差があるのか。もちろん、そこには特殊性があるかもしれません。そこを納得のいくような回答をもらいたいと思いますが。

○議長（中石 高男君） 総務企画課長。

○総務企画課長（渡邊 知昌君） 職員の場合は給与規定がございまして、その時間外の規定に基づいて算出したものでございます。ですから、立ち会いの方については、その日の報償費という形で金額が設定をしておりますので、時間的には同じ時間あたりで直しますと、そこにはおのずと差があるわけでございますが、立ち会いの方はその日1日の設定ということになっております。

職員については、今後選挙があるたびに、そういったことで選挙事務に従事するという立場もございまして、そういった形で、給与規定に基づいた決定の仕方ということでやってるところでございます。

○議長（中石 高男君） 重久君。

○議員（5番 重久 邦仁君） 参考までに、時間外単価の計算式ですね、基本給×12月÷年間

勤務時間、週40時間×52週、この辺あたりの数字を具体的に教えてもらえれば。積算によるその今出た答えですよ。私が言う計算方式で言うと、これはどこでも出てる数字だと思いますが、教えてもらえますか。

○議長（中石 高男君） 総務企画課長。

○総務企画課長（渡邊 知昌君） 時間外の手当につきましては、日・祭日が職員の平均給与の月額を時間単価に直しまして、その規定では1.35が時間外ということになってます。また、夜間につきましては、平日の通常の勤務日につきましては1.25倍で、夜間の10時以降については、1.5倍ということになっております。

○議員（5番 重久 邦仁君） 1.5。時間割を言ってくいやっですか。朝7時からと夜中の12時までの時間の関係。

○総務企画課長（渡邊 知昌君） 投票日は日曜日ということになりますので、朝6時から大体準備から含めれば6時からということでございますので、6時と7時がいますが、その時間帯は1.35倍ですね。夜の10時まで1.35倍、そして、あとは1.5倍ということになります。

○議長（中石 高男君） 重久君。

○議員（5番 重久 邦仁君） 資料として、平成17年度、18年度ずっともらってるんですが、平均時間当たりの単価、日曜出勤によると2,283円からずっと大体平均的に2,535円までなっております。2,200円で1時間当たり平常で日曜出勤と計算した場合に、10時から12時まで夜中にした場合、1.5それを掛けたときには、約1人、時間の5,000円という計算でいいですかね、1時間。

○議長（中石 高男君） 総務企画課長。

○総務企画課長（渡邊 知昌君） 今言われましたのは、投票所の事務における平均単価ということになっておりますので、これについては1.35倍という計算がされておりますので、これに1.5倍にはならないと思います。

○議長（中石 高男君） 重久君。

○議員（5番 重久 邦仁君） その時間帯が12時間、17時間だと、ぶっ通しで17時間を仮定すると、4万6,000円ほどなるわけですよ。よろしいでしょうか、大体。4万6,000円。私はそこに基本的に投票所の削減をし、民主主義の原点であるものを主張しながら、そこに立ち会いする人が日曜出勤であるとはいえ、4万6,000円ももらっている。そして、同じ開票の立ち会いに民間が朝6時から7時、朝から夕方までしたときでも、1万円ぐらいしかない。本当に投票率アップを願う削減効果、私は全然これはつながらないというものですから、何度も一般質問してるわけでございます。

特に、選挙啓蒙活動費用が毎年度30万ほど当初予算であります。決算支出済み額で見ます

と、毎年減少しております。本年度の決算額においては、8万円でございます。その点についてどう思われますか。（発言する者あり）啓蒙費を投票所削減しながら、投票率アップにはつなげてるといふ、一生懸命やっているといいながら、啓蒙活動費用が減少してるのよ。実質。

○総務企画課長（渡邊 知昌君） その啓蒙活動の中身については、ちょっと資料を持ってきておりませんので、その今言われたような内容について、ちょっと後で調べてみないとわからないところでございます。

○議長（中石 高男君） 重久君。

○議員（5番 重久 邦仁君） この点につきまして、民間の提案でございますが、民間の方でその特殊な仕事にはつけないが、開票作業人ぐらいはできるのではないかというようなことを言われる人もあります。そんなに高額じゃなくてもいいと、我々はボランティアでやりたいんだと。この点について私は提案したいと思いますが、やっぱりこれだけの人件費がかかって投票所を削減してもらおうと、先ほどありました蓼池地区投票のあれが22%。私が言いますのは、削減された15カ所から11カ所になりました4カ所のうち、前目投票所、餅原投票所、田上投票所、そして長田の大八重ですかね、この4カ所ですが、蓼池地区が22%も投票率が下がるということは、地域的にあの分野を見ると5キロ四方の中に5カ所あったのが、2カ所に減っております。本当にそれでいいのか、そこに私は提案をするのは、そこに開票立会人、事務、そこにボランティアの人を募れないものかどうか、提案いたしたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（中石 高男君） 総務企画課長。

○総務企画課長（渡邊 知昌君） ただいまのほかに役場職員以外でできないかということでございますが、今現在投票の事務においては、投票用紙配布はパート職員を雇用してやっております。この部分については、行革の中で経費の削減ということもございますので、選挙事務におけるその削減できるものは何なのかというところで、今やってるのは、投票用紙配布については、パート職員で対応するという事はやっております。

ただ、受付事務とかそういったところまで拡大するということになりますと、その投票所においてだれが来て、だれが来なかった一目わかるわけですね。そういった意味で、秘密の厳守といったようなこともございます。パートの方に大変失礼な言い方になるかもしれませんが、その場限りの雇用ということもございますので、あと帰られた場合に、いろんな情報が漏洩するといったようなこともございます。

そういったことはできないわけですが、現実にならざるに、それに対応する処分のあり方、あるいは対応の仕方というのができませんので、やはりその部分については、やはり職員で対応しないとイケないんじゃないかなと。

職員の場合は、この選挙に限らず、地方公務員として定年を迎えるまで、ずっとそういった責



務を負いながら、何かあればそういった処分を受ける立場にあります。責任もございます。そういった意味からすれば、開票事務においても、なかなかそういったもので対応するという事は、非常に難しいのかなというふうに思っております。

それと、立会人等の金額の問題ですが、これにつきましては、衆議院選挙、参議院選挙となりますと、国からの委託ということで行ってるわけでございまして、この立会人等については、国の基準というのがございますので、その基準に準じた形で立会人の報償費、それを決めていくということになりますから、そこは非常に大変恐縮なんですけど、職員等は給与規定に基づくものということで、そこに差があるということはあるんですけど、そういう状況ですので御理解いただきたいと思えます。

○議長（中石 高男君） 重久君。

○議員（5番 重久 邦仁君） 私も大変失礼なんですけども、町田市データをみると、有権者数が33万4,000人の中で、ここの部長、選挙管理委員会の事務局長が来年の目標ですけどね、選挙事務従事者の委託方法の見直し、開票日翌日の円滑な始業業務の運営、投票区域分割認可証、期日前投票と、それから職員の投票管理者に町内会、民間事業者、市職員を利用委託するためのリスト作成とかあるんですよ。今難しいと、守秘義務があると言われてましたが、投票事務、それから管理立会人の法令によって、民間はできないという定めがありますか。ないでしょう。

○議長（中石 高男君） 総務企画課長。

○総務企画課長（渡邊 知昌君） 今言われましたのは、投票事務に従事するという事じゃなくて、投票管理者とか、そういったところの話だろうと思えます。これについては、既に地元の方、あるいはそういった形で役場以外の事務の方をやってるところでございます。

○議長（中石 高男君） 重久君。

○議員（5番 重久 邦仁君） いや、できる、できないの中に、今108名もここに当日従事者を、職員をやってるわけですよ。そのことですよ、中身は。それを分けた分業したところの特別な話を私が持ってきてるんじゃないんですけど、その点についての法の規制がありますかということですよ。

○議長（中石 高男君） 総務企画課長。

○総務企画課長（渡邊 知昌君） 法の規定というのはないと思えます。

○議員（5番 重久 邦仁君） うん、なかったらできるっちゃゆうこっちゃが。何も難しくしなくてもいいと思うんだけど。

○議長（中石 高男君） 重久君。

○議員（5番 重久 邦仁君） 町長にお尋ねします。本当に前回は質問したとき、我が町は啓蒙活動を常時啓蒙活動をしてるということで、町民からの声を聞くということでございましたけど、

町長の認識はいかがでございましょうか。

失礼しました。その投票所削減が今11カ所で行われていますが、その点について町民からの声は聞かれなかったかということをお尋ねします。

○議長（中石 高男君） 町長。

○町長（桑畑 和男君） 投票所の削減のことで、いろいろ問題になっているわけですが、行革の一環といたしまして15カ所を11カ所に削減したということでございますが、これにつきましては、特別町民の方から耳にしてない状況でございます。

以上です。

○議長（中石 高男君） 重久君。

○議員（5番 重久 邦仁君） それでは、今ここに経費を先ほど総務企画課長といろいろ議論いたしました。この数字を聞いていかが思われますか、町長として。

○議長（中石 高男君） 町長。

○町長（桑畑 和男君） 選挙につきましては、間違いは許されないわけですが、人件費だけでこれをどうこういう筋合いのものじゃないというようなふうを考えておりますが、やはり本町におきましては、自主自立の道を選択したということで、平成16年度を行財政改革元年というふうに位置づけまして、大幅なこの改革見直しを行ったところでございます。

そのようなことから、この行革方面につきましては、その辺も十分念頭に置きながら、慎重な協議をして、このような投票所の削減になったということで認識いたしているところでございます。

以上です。

○議長（中石 高男君） 重久君。

○議員（5番 重久 邦仁君） 声が住民からなかった、そして今の数字を聞いても削減効果があったということの評価ということでよかですか。一般の人には1万円、公務員の方には4万円、これは給料の法で決められたあれがあるからと言われるわけですね。通常、ほとんどの一般の人が、同じ業務じゃないかと、特殊な勤務なのかと言われるわけですよ。そして、削減効果というのはないじゃないですか、投票率下がってるじゃないですか。これを見られてどうですかって聞いてるんですよ。

○議長（中石 高男君） 町長。

○町長（桑畑 和男君） 言われるとおり、管理人と職員とのこの当日の金額は、大きな差があるわけですが、果たしてその投票所の投開票事務ですね、これを果たして一般の方で、責任を持ってこれができるかどうかというようなことからいきますと、やはりこの現在行っている職員体制で僕はやった方がいいんじゃないかというふうに考えているところでございます。

この管理人、そして職員の皆さんとのこの差があるということは、私としても奇異に考えてはおりますけれども、やはり先ほどから申し上げておりますように、選挙というものは、間違いは絶対許されないわけでございますので、やはり責任あるこの業務をやってもらおうということからいきますと、現在の方法でいった方がいいんじゃないかというふうに考えているところでございます。

以上です。

○議長（中石 高男君） 重久君。

○議員（5番 重久 邦仁君） ここに守秘義務、守秘義務と言われますが、11投票所に削減するときから、選挙管理委員会の事務局で行われたその話し合いの議事録を見せてくれといっても、議事録があるかないかわからない。いまだに見せてもらえない。

選挙は、我々町議にとっても大事なことであり、もちろん町民にとっても大事なものでありますよ。それを簡単に15から11にしたときの議事録もないようなことであって、私は今指摘したようなことで矛盾がある点についても、経費削減があると、有効だというようなことを言われることは、甚だ遺憾であります。ボランティア組織にしても、今矛盾点があるのは、守秘義務を守るがゆえに、じゃあ一人も民間人は入ってないんですか。今選挙の中には、投票事務に。

○議長（中石 高男君） 総務企画課長。

○総務企画課長（渡邊 知昌君） ですから、先ほども申し上げましたが、やはり経費の削減ということをお考えますと、その中でそういったものがどこができるかということで判断した結果が、投票用紙の交付にかかる事務については、これはパート職員で対応しているところでございます。

○議員（5番 重久 邦仁君） 検討するやろ。検討します。

○総務企画課長（渡邊 知昌君） 今後もそういった中身については、今後も検討してまいりたいというふうに思います。

○議員（5番 重久 邦仁君） そういうこと、ありがとう。

○議長（中石 高男君） 重久君。

○議員（5番 重久 邦仁君） それでは、文化会館の維持費ということの方についてお尋ね申し上げます。

文化会館におきましては、先ほど教育長が述べられておりますとおり、維持費がかかるんだろうなと思うんですが、いろいろと文化会館の運営委員会というのが年3回ぐらい行われまして、そこに議事録があります。

参加者氏名なんかがありまして、事務局の方も教育長が館長となりましてやっておられるわけですが、大変ここに貴重な意見がありまして、会館も個人名は言いませんが、会館も経営手法的なことも考えていかないといけないのではないかということが、この議事録として委員会の中で

平成20年3月12日、午後7時から午後8時20分までの協議の中で、参加者の中で教育長、田中久光館長さん、課長の野元祥一課長の名前がありますが、この点につきまして議事録には載っていますが、その後検討の方向はどうかされましたか。

○議長（中石 高男君） 教育課長。

○教育課長（野元 祥一君） ただいま会議録を見られたということですが、文化会館は先ほど教育長の答弁でもありましたけれども、自主文化事業、そして貸し館事業という形で行っております。自主文化事業については、文化会館の方で企画・立案して実施すると。貸し館については、利用者の方が借りられて、実施されるということで、現在の段階で貸し館の利用というのが若干少ないと。

そして小中学校、また町の行事等で文化会館を利用するわけですが、こういうものについては、すべて利用料は入らないという形の中で、その学校等の利用についても見直しを行って、学校が借りれば、借りてる日には利用したくても貸し館ができないという形もありますので、学校、町の行事等についても、料金の入らないものについては見直しを行っていく。

そして、自主文化事業についても、回数が多ければ多いほど、逆に貸し館としてあいてる部分が少ないということもありますので、その自主文化事業についても見直しを図って、貸し館を増やしていく。貸し館を増やすことによって、収益増を図るということでございます。

以上です。

○議長（中石 高男君） 重久君。

○議員（5番 重久 邦仁君） 総体的にそういう会館の利用の方に持って行かれるという努力は、大変結構なことだと思います。

そこで、維持費の方で非常に前から気になっております入り口のところにある案内の表示板ですね、サイン何とかちゅうんですが、年間38万5,000円ですかね、維持メンテナンス費用として計上されておりますが、ほとんどこれについての使用は、年間的にないように私は思いますが、それについての検討はなされましたか。

○議長（中石 高男君） 教育課長。

○教育課長（野元 祥一君） 今ちょっと数字を持ってきておりませんが、サインシステムについては、年間の保守委託料ということで、多分31万5,000円かなというふうに思いますが、これは会館の建設、最初の段階で約2,600万円で導入した機器でございます。それで、当初は予約システムという形で、その分の活用も考えておりましたけれども、現時点では行事等の表示をするという形での使われ方だけでございます。そういうことも含めて毎年の保守点検、これの必要性はどうかということも今検討しておりまして、故障したときだけの修理でいいんではないかということも含めた中で、21年度の予算化には対応していきたいというふうに思っております。

ます。

以上です。

○議長（中石 高男君） 重久君。

○議員（5番 重久 邦仁君） 以上で、文化会館の方についてはよくわかりました。今後とも経費が全体的に私の歳入の方では1,100万と、文化会館使用料が大体500万、文化会館実施事業入館料で、500万から600万ぐらいと見ておられて、歳出の方が非常に先ほど言われました図書館代を含むとは言われますが、光熱費でも1,200万、この比率が4対8か何対8かわかりませんが、大変自立の町としては、1回つくったものに対しては、やっぱりそれだけの維持費負担というものがつきまってくるわけでございますので、なお一層の努力を求めたいと思います。

続きまして、先ほど入札の件が一番めにありますが、町長にお尋ねします。議会の方でも何度か質問が出ておりますが、1回町長の指名を外されたということでございますが、町長権限の何に当たる条項にあたりますか、お答えください。

質問事項が、指名審査委員会から上がってきた指名を、町長の権限で1回は外されたと議会で答弁されておりますが、これは第何項の何の規定による町長の権限でしょうか。

○議長（中石 高男君） 町長。

○町長（桑畑 和男君） 町長のこの専決の指名権でございますが、地方自治法施行令167条の22項、これに基づく指名権によって、指名権の執行をしているということでございます。

以上です。

○議長（中石 高男君） 重久君。

○議員（5番 重久 邦仁君） そこでお尋ねしますが、外された理由が、それ相当の理由があるかと思いますが、その点について指名審査委員会の違うという結果が出たわけでありまして、今167条の22項である権限であるという、なされたと答弁されましたが、その件について後に指名審査委員会にこうこう理由から外したよということの説明はなされましたか。どうですか。

○議長（中石 高男君） 町長。

○町長（桑畑 和男君） これにつきましては、後の指名通知で課長はもちろんでございます。担当の方ではわかるわけでございます。

以上です。

○議長（中石 高男君） 重久君。

○議員（5番 重久 邦仁君） やっぱりそれだけの理由がなければ、町長として権限を出されたわけですから、やっぱり職員も指名で審査委員会に上げるということは、それだけの真剣みがあって出されたわけですね。上げられた、指名された方は喜ぶが、外された人はわからないこと

ですが、AかBかCかDかわからないわけですが、やっぱり担当課としては一生懸命上げてるわけですから、それなりの後でも理由説明ぐらいあったのかなと思って聞きました。

私がそこで言うのは、結局は情報公開制度ですよ。これまでも地方自治で99年5月に情報公開法というのができまして、国民の知る権利が保証される制度になっておりますね。やっぱりいろんな権限の中においても、公平、公正、透明なことを目指されている町長でございますから、今後とも1点の疑惑もないような入札制度をしてほしいから言ってるわけでございます、それを暴こうとか、そういうことじゃございませんが、そこで私は全国的にはないかもしれませんが、私たちが議会の中で研修いたしましたところに、抽選型ということもお聞きになったかもしれませんが、私もこの抽選型がいいのではないかなということで提言したいと思ってるんですよ。

これは吉田町の抽選型指名競争入札の実施要項ということ、中身がいろいろと書いてあるんですけど、本当に個人的な忖意が働かないわけですね。もう抽選型の入札にされますと。その点についてお尋ねしたいんですけど、こういうことは前の議会でも研修報告として委員長が報告したかもしれませんが、どの程度認識がえられるかお尋ねします。

○議長（中石 高男君） 総務企画課長。

○総務企画課長（渡邊 知昌君） ただいま抽選型ということで、それをしたらどうかということだろうと思いますが、確かに指名、あるいはそういったことよりも、こちらの行政側の忖意は働かないと思いますよね。ただ、業者も同時に抽選するというのであれば、その選択肢というのができない。一般競争入札であれば、自分の考えてるような中で参加ができると。抽選から外れば参加できませんので、そういった点もあろうかと思います。

今後それに対して参加される業者の数等も、かなりの数があるということであれば、またそういった方式も考えていかなければならないかなというふうには思いますけれども、現在のところ、多くても7、8、1つの入札についてですね。少ないときは5とか、それぐらいの入札参加ですので、その辺は今後検討させていただきたいなというふうに思います。

○議長（中石 高男君） 重久君。

○議員（5番 重久 邦仁君） 確かに、いろいろ町の入札制度っていうことここにもありまして、中身の方を触れますと、一般競争入札のメリット、デメリットの中に、一般競争はメリットがコストを抑えられる反面、不良、不適格業者が参加する恐れがあるということまで書いてあり、指名競争入札は時間の短縮に対し不適格業者を前もって排除できるとか、そのためにこの指名競争入札は、我が国の公共工事で一般的というほど活用されているというようなことまで書いてあるんですが、今指名競争入札の方で入りながら、開札調書の中で大変なことがありますよね。

予定価格1,554万4,004万6,000円に予定価格があり、最低制限価格という中の、

入札書比較価格書があります。これが1,121万6,191円というのが、数字が行政の方であるんですよ。ところが、この下の方の開札の状況を見ると、この1円までがびたりとあつてる業者が2人もいるんですよ。こうしたら、何のための最低制限価格を設けたか、建設者が2人おりますよ。この点についての見解についてお答えを願います。

○議長（中石 高男君） 総務企画課長。

○総務企画課長（渡邊 知昌君） その点について、こちらでそのびしゃつとあつたということが、その1円の問題ですかね。

一応予定価格は公開しておりますよね。それで、最低制限価格については、過去の実績というのがございまして、それらの平均をとった価格で、ある一定率でやってる関係がございまして、その関係で長く1年間を通してやっておれば、そこ辺の予測というのはできる可能性があつたということもございまして。

今現在は、この最低制限価格の見直しを行っております。前が80%以下の最低制限価格ということになっておりましたが、今現在ではこれは概略なんです。85から80%の範囲内で超えることもありますし、少しは下回ることもございまして、その算定の結果ということですので、その中で今考えてるところでございます。

これについては、国土交通省の算定を基準としてやっております。この方法でいきますと、毎回最低制限価格の率というものは変わってまいります。ですから、これを予測するということは、非常に不可能かなというふうに思っておりますので、今後そういう形で出てくるのか、出てこないのかというのは十分見極めをしたいというふうに思っております。

○議長（中石 高男君） 重久君。

○議員（5番 重久 邦仁君） わかりました。何がよくつちゅうのは、改善をまだ進行中というように、どうかなということになります。

あと公務員制度改革は、まだ入ってないですわね。そっちに移らせていただきたいと思いません。

18年、19年、20年度におきまして、人件費の総合計画、18年度においては14億、それから19年度におきましては13億、やっぱり20年も13億3,600万という数字が出ています。

しかし、だんだんとしかし18年度14億7,600から、13億3,600の間に、約1億4,000万ほど人件費削減になっておりますが、この給料、職員手当、共済費、賃金、合計がその数字でございまして、18年度から比べると、逆に委託料からすると合計すると、委託料の6,400万しか委託料はなかったんですが、20年度においては1億3,000万、約4,000万増えてるわけですよ。そこへんたいの件についてお尋ねいたしますけど。

○議長（中石 高男君） 総務企画課長。

○総務企画課長（渡邊 知昌君） この人件費の問題については、集中改革プランの中で平成22年度を目標値として設定をしたところでございます。

確かに、職員の人件費については、早期退職者を含めて非常に早い経過でこの目標、人数的にも目標のところまで達成してると。ただ、人件費もその分下がってきております。しかしながら、役場のそれぞれの部署の業務につきましても、業務量が減っているわけではございませんので、やはりそこを住民サービスといった点も含めて考えますと、そこに委託職員を配置せざるを得ないというところでございます。

ですから、業務は減るわけじゃありませんので、職員数は減っても、それを何らかの形でやっぱり補っていかなければならないということで、その分増えているということでございます。

○議長（中石 高男君） 重久君。

○議員（5番 重久 邦仁君） 新聞の方に、自治体職員の27%が非正規ということで、自治体調査ということで財政の悪化が、結局は職員としては採用できないが、非正規職員で雇うことにしたもんだから、この委託料の方がふえてきたという理解でよろしいですか。

○議長（中石 高男君） 総務企画課長。

○総務企画課長（渡邊 知昌君） もともと職員でやっていた業務の中で、職員でなくてもできる部分というのは何なのかということで、業務の見直しをしておりますし、また指定管理とかいろんな方法をしながら、今後もまだこの部分についても、検討していきたいというふうに考えておりますので、そういうことになろうかと思っております。

○議長（中石 高男君） 重久君。簡潔にお願いします。

○議員（5番 重久 邦仁君） 公務員の制度改革についてということの、これは給料の方向から私が入っていったんですが、三股町で支払っている総合計でいくと、やっぱり13億、そして委託料の1億は足すと、やっぱり14億という合計になろうかと思っております。

公務員制度改革の目指されているのが、やっぱりこの地方には地方分権ということで、地方に権限があるようなことを国が言いながら、仕事はたくさん持って来ると。その中で地方公務員の方、やっぱり職員の方々がいろんなニーズに答えなきゃいけないから、各種の専門性が求められているということはわかっております。

そこで、職員の方の中にその専門性の中をさらに究めた中途採用であります。その専門職にあられる方を採用されるという考えはありますか。いかがですか。

○議長（中石 高男君） 総務企画課長。

○総務企画課長（渡邊 知昌君） 今回、平成20年度に職員採用ということで、今1次試験が終わったところでございます。



今回、その中で見直したのは、年齢制限が今まで27才までということでございましたが、これを35歳まで広げております。そういった中で、非常に専門的な部分についても、いろんな経歴を持っておられる方、そういった方もその中に入ってきてはおりますが、これが採用になるかどうかというのはわかりませんので、今後どうしてもそこに必要な部署に、必要な専門性のものがあるということであれば、今後そういったものも検討していきたいというふうに思います。

○議長（中石 高男君） 重久君。

○議員（5番 重久 邦仁君） 各種の課長さんあたりになる、その前の係長さんに当たって、採用の中の昇格の中に、各種の試験、国家試験とかそれに準用した試験を進んで受けさせて、それがその職場になれば昇格させないとか、そういうことも必要ではないかなと思います。

大変失礼なことですが、町立病院における職員さんをこちらの方に雇われております。その人たちも、慣れない仕事の中で一生懸命されてるとは思いますが、先ほど申しました給料における民間との差においては、非常に違いがあります。じゃあ、やっぱそれに応じた職能を、また試験を受けさせることによって高めてもらいたいと思うし、採用においては、そのような認識を持って町長はあたられてほしいと思います。

以上で終わります。

.....

○議長（中石 高男君） それでは、ここで10分間、11時30分まで休憩をいたします。

午前11時17分休憩

.....

午前11時27分再開

○議長（中石 高男君） 休憩前に引き続き本会議を再開します。

発言順位6番、池田さん。

〔7番 池田 克子君 質問席登壇〕

○議員（7番 池田 克子君） 通告いたしました成年後見制度の活用推進についてと、防災対策についてお尋ねいたします。

成年後見制度が2000年4月よりスタートして、はや8年有余経過いたしております。この制度は、認知症や知的障害、精神障害などの理由で判断能力が十分でない人の財産や、契約を保護する制度であります。

親族や第三者などが後見人となり、不動産や預貯金などの財産管理や、生活上の契約を代理するとともに、本人が行った契約でも、それが本人に不利益な契約であれば、解約できる権限を持っております。

制度は、任意後見と法定後見の2つがあります。任意は、あらかじめ自分で後見人を選んで、

委任契約を結んでおくのに対して、法定は家庭裁判所が後見人を選びます。いずれにしても、自己決定が難しい判断能力の不十分な人の権利を守る仕組みとして、重要な意義を持っております。

私が相談を受けた事例であります。これはどちらも知的障害がありまして、軽度ではありましたが。その方の事例であります。何回も悪質商法の契約をしてしまい、兄弟がその後始末に大変苦労されておりました。金銭の感覚がないのであります。

また、ある方は親が亡くなられた保険金が転がってきて、それをどこでどう情報をキャッチしたのか、電話1本の先物取り引きで大損をいたしました。

さきの方は兄弟が成年後見制度を利用され、今は安心の生活をされています。もっと早く相談をしていればと、大変悔やまれました。もっと多くの方がこの成年後見制度を知ってくだされば、被害を受けなくて未然に防げるのであります。

各障がい者の親族の方々も、将来に大きな不安を感じておられます。高齢者や障がい者にとって身近な制度となるよう、普及に向けた実効性のある工夫と対策をとらなければなりません。

厚労省の推計によりますと、認知症高齢者は2030年には353万人に増加すると予測しております。ちなみに、2006年統計では、約170万人でありました。

当町の高齢化率が20%を超えた現在、認知症の発症率も比例していくことが考えられます。行政の対応が問われるものであります。

そこでお尋ねいたします。この成年後見制度を今まで何人の方が利用されているのでしょうか。その実態について御答弁いただきたいと思っております。

次に、活用の推進についてであります。平成18年度に地域包括支援センターが創設されました。その支援センターの事業の一つである包括的支援事業計画の中で、成年後見制度利用支援事業が盛り込まれました。これら制度の利用状況はどうなっているのでしょうか。相談窓口として、また情報集約の場として仲介役が期待されておりますが、制度の活用推進について、どのような取り組みをされているのか、お尋ねいたします。

次に、防災対策についての災害弱者に対する取り組みについてと、自主防災組織づくりへの推進についてであります。

近年、大型地震や集中豪雨による災害などが相次いで発生しております。当町の災害において、近年では梶山のお二人の方が被害に遭われましたが、幸いそのほか大きな甚大な被害は見受けられておりません。しかし、油断はできません。

災害が起きると、災害弱者と言われる高齢者、障がい者、難病者、幼児、妊産婦、外国人などが犠牲になりやすくなります。この方々を支えるには、行政、医療、福祉、地域の力が不可欠であります。備えあれば憂いなしと言われるように、日ごろの準備が大変重要になってまいります。つまり、多様な災害弱者の情報をあらかじめ把握し、一元的に管理する必要があるということで

す。

そして、その情報に基づいて安否確認等の人材配置や、防災機械の配置、避難所の設定などを事前に行っておけば、いざというときの対応力となります。

当町も、平成15年に地域防災計画書が策定され、災害弱者等安全確保体制の整備の項目に沿って対応されるようですが、今までそれぞれを具体的にチェックされたことがあるのでしょうか。また、災害時にその構成が機能するのか、災害弱者に対するもろもろの取り組みについてお尋ねいたします。

次に、自主防災組織づくりへの推進についてであります。

これも、地域防災計画書の自主防災組織等の育成強化という項目で作成してありますが、果たしてどうでしょう。有名無知でなければよいのですが。このとおり実施されておれば、何も憂えることなく安心いたすところであります。

この計画書の資料編で、三股町自主防災組織が構成されております。これです。私は東植木ですが、これに東植木団員が565名と書いてあります。団員であろう私たちには、何ら自覚もございません。また、町内防災組織の規約等まで作成してあります。これです。各自治公民館長が大班長となっておりますが、どこまで各人が御存じなのか、甚だ疑問に思っております。

自主防災組織を強化することは、住民にとっても、行政にとっても大変重要な課題ではないかと考えます。もっと具体的に目に見える形で、自主防災組織づくりへの推進を図ってほしいものです。

町長にお伺いいたしまして、第1回目の質問を終わります。

○議長（中石 高男君） 町長。

〔町長 桑畑 和男君 登壇〕

○町長（桑畑 和男君） それでは、ただいまの質問にお答えしたいと思います。

福祉対策について、成年後見制度の活用推進について、①の活用の実態についてということでございます。

成年後見制度は、認知症や知的障害、精神障害などで判断能力が低下してしまった方を保護、支援する制度で、安心して老後を過ごすためには、介護保険制度とともに高齢化社会になくならない制度でございます。

具体的には、判断能力の不十分な方が、不動産や預貯金などの財産を管理したり、介護サービスなどの契約を結んだり、遺産分割の協議をしたりする場合、本人にかわって家庭裁判所によって選ばれた成年後見人などがほぼ支援していく制度でございます。

国は、平成18年度の介護保険制度改革において、介護予防を推進する施策として、地域支援

事業を創設し、その中で成年後見制度を含む権利擁護事業の推進後、市町村が実施すべき必須事業として位置づけたところでございます。現在、本町におきましては、町長が成年後見の申立人となる際の費用を予算化し、成年後見制度の活用を図っておりますが、平成19年度におきましては、権利擁護に関する相談件数15件中、成年後見制度に関する相談が1件のみであり、制度の活用までには至っていない状況でございます。

次に、②の活用の推進についてでございます。

成年後見制度は、認知症の方を抱える家族にとっても、相談や契約行為を必要とするときなどに大変有効な制度でございますが、裁判所への手続が不安であるとか、単に面倒であるなどの理由から、思うような推進が図られていないところでございます。

活用の推進につきましては、社会福祉協議会及び民生委員児童委員とのネットワークを強化するとともに、今後も制度理解についての啓発活動を推進し、成年後見制度を活用した方や、成年後見制度の活用が必要な方などに対し、適切な情報提供に努めてまいりたいというふうに考えているところでございます。

それから、防災対策について、①の災害弱者に対する取り組みについてでございます。

本町の地域防災計画で想定している災害は、風水害、地震、大規模火災、林野火災のほか、航空、鉄道、道路、危険物などの災害であります。中でも、本町で最も警戒が必要なのが、集中豪雨や台風などの風水害でございます。

災害弱者に対する取り組みといたしましては、台風が接近した場合などに、危険区域の一人暮らしの高齢者宅に電話、または訪問し避難の有無を確認した上で、避難が必要な方は職員による避難場所への避難支援を行ったり、民間福祉施設の協力により、施設への一時避難を行っているところでございます。

近年の災害では、高齢者などの災害時要援護者が犠牲になる事例が多いことから、災害弱者の避難、支援体制を進めるために、市町村において平成21年度までを目途として、避難支援プランの全体計画を策定するようになっております。

本町におきましても、関係機関と協力をして、災害時要援護者避難支援プランの策定に取り組んでいきたいというふうに考えているところでございます。

それから、②の自主防災組織づくりへの推進についてということでございます。

本町では、30の自治公民館組織に自主防災をお願いしているところでございまして、自主防災組織としての訓練や研修会を年次的に開催しているところでございます。平成18年度より土砂災害により、人的被害が発生する可能性が高まった場合に、使用する緊急連絡網の作成を、各自治公民館長にお願いしており、危険個所の多い山間部を中心に整備が進んでおります。

また、自主防災組織と一体になった土砂災害に対する避難訓練を、平成18年度に長田地区、

平成20年度に勝岡地区で実施したところでございます。来年度以降も宮村地区など、各地区で避難訓練を実施して、自主防災組織の育成強化を図ってまいりたいというふうに考えております。

特に、大規模地震対策といたしまして、自主防災組織の強化は重要課題であり、阪神・淡路の大震災においても、公的機関に救出された人は1割程度で、ほとんどの被災者は近隣住民の助け合いにより救出されております。これは、ライフラインの崩壊により、携帯電話を含めた連絡網を使用できず、状況把握はできない上に、建物崩壊などにより道路が封鎖された車が使用できなかったことなどの事情でございます。

これらを踏まえ、県では平成18年度より自主防災組織のリーダー育成を目的に自主防災組織リーダー研修会を実施しており、平成19年度は、三股町で開催し、3名の公民館長さん、平成20年度は、都城市で開催し、2名の館長さんに受講をしていただいたところでございます。

今後も自主防災組織の重要性を十分に認識し、国、県の協力、連携を得ながら、各種研修会や防災訓練を通しまして、自主防災組織の育成強化を図りたいというふうに考えているところでございます。

以上で、回答といたします。

○議長（中石 高男君） 池田さん。

○議員（7番 池田 克子君） 今るる答弁いただきました。答弁いただいたこの最初の①の活用の実態であります、やはり心配いたしておりましたように、この利用実態をお聞きしますと、この制度の普及がまだまだではないかと改めて実感いたしました。

平成18年度であります、厚労省の調査によりますと、認知症の高齢者が約170万人、知的障がい者が70万人、精神障がい者が200万人であると言われました。では、当町には認知症の高齢者、知的障がい者、精神障がい者が何人おられるのでしょうか。把握されておれば、お尋ねいたしたいと思えます。

○議長（中石 高男君） 福祉課長。

○福祉課長（大脇 哲朗君） 先ほど池田議員の質問の中にありましたことも含めて、お答えしたいと思えます。

まずは、町内に何名いらっしゃるかということで、町長の方で答弁の中には、現時点では一人もいないと。これは、町長が申立人をしたのが一人もいないということで、実際は家庭裁判所の方に直接申請されれば、そちらの方では何人かいらっしゃると思えます。ただ、そちらの情報は得ておりません。

それから、ただいま町内に何人の方が対象となられるのかということでしたけれども、これは正式な数はうちの方では把握しておりません。ただ、国の方が示した算式で三股町に照らし合わせてみますと、約600人の方が対象となるのかなというふうに判断しております。

以上です。

○議長（中石 高男君） 池田さん。

○議員（7番 池田 克子君） 600名、これはもう全部あわせての人数だと思うんですけど、確かに知的とか精神の方は割かし調べやすいんでしょうけど、認知ってなると御家庭の中で判断ということもあるでしょうし、ちょっと把握しにくい面もあると思います。

しかし、こういう600名っていう数とするならば、その方々が本当にこの後見制度を御存じになって、潜在的にこの制度を利用したいなというような思いを、何人ぐらいがされてるのか、その辺はいかがでしょうか、情報として掌握されてるでしょうか、お尋ねいたします。

○議長（中石 高男君） 福祉課長。

○福祉課長（大脇 哲朗君） 18年度の介護保険の改革によりまして、この権利擁護事業というやつが、市町村が実施すべき事業ということで位置づけられたんですけども、その中で大きく権利擁護事業の中に、一つは成年後見制度、もう一つが社会福祉協議会の方で取り組んでいただいております地域福祉権利擁護事業、こちらと大きく言えば二本立てで町としては推進をしているところでございます。

包括支援センターで相談ということで取り扱った件数は、この権利擁護に関する件数が19年度で15件ございまして、その中の内訳といたしましては、高齢者の虐待、こちらが7件、それから、先ほど言いました成年後見制度が1件、それから日常生活自立支援に関するものが4件で、消費者被害に関する相談が1件、困難事例に関する相談ということで2件という実績がただいまございます。

また、社会福祉協議会の方の相談の方で受け付けておりますその地域福祉権利擁護事業、こちらにつきましては、現在4名の方が利用されておまして、やはり金銭の管理というものでございまして、支援員をお二人お願いして、事業を推進しているところでございます。

○議員（7番 池田 克子君） はい、わかりました。

○議長（中石 高男君） 池田さん。

○議員（7番 池田 克子君） こうした判断能力が不十分な人たちにしてみれば、御家族も含めてですけども、この成年後見制度を使わないと、一人ではなかなか生活することが難しいのであります。その際、課題になるのが後見人の確保、養成であります。後見人の8割は、親族の方が大体8割になっておられるわけですが、やはり知識や経験のない後見人では、対応が難しい場面も少なくないと思います。

そこで、弁護士、司法書士、社会福祉士などの専門家が対応するとなってるんですけども、これも三股には特認弁護士さんもどなたもいらっしやらないし、数が限られてまいります。

そこで、この成年後見人の養成に、本当に尽力をいただけるとするならば、こういう取り組み

をされているところもございます。

例えば、税理士、銀行マン、法律事務所関係などの経験がある人を公募されまして、そして2年間ぐらいの研修を経られて、その後見人になられるという、そういう取り組みをされてる市町村もあるようでございますが、この件について町長、いかがでございましょうか。今後の対応の中で御検討いただけたらと思っておりますが、御所見をお尋ねいたします。

○議長（中石 高男君） 町長。

○町長（桑畑 和男君） この制度は、まだできてそんなに時間がたってないわけでございますが、やはり町民に対するこの広報活動、こういうものが非常に大事であるというふうに考えております。今言われました事項等について、今後十分検討をさせていただきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（中石 高男君） 池田さん。

○議員（7番 池田 克子君） いえ、これはもう2000年の4月よりということですので、もう8年経過いたしておりますので、実質的にはもっと啓発が進んでもよかったのかなっていう思いいたしますので、ぜひ前向きに検討いただきたいと思います。

また、この制度を推進するために、先ほど町長も答弁の中でございましたんですが、成年後見制度利用支援事業っていうのがあるわけですけども、これはどうなんでしょうね、導入利用、何か利用されてるって答弁なさいましたですかね。もう一度町長さん、お尋ねいたしますが。

すいません。成年後見制度利用支援事業、はい。

○議長（中石 高男君） 町長。

○町長（桑畑 和男君） 先ほど答弁をいたしましたので、この中で国が平成18年度の介護保険制度改革において、介護予防を推進する施策として、地域支援事業を創設したということでございます。その中で、成年後見制度を含む権利擁護事業の推進を、市町村が実施すべき必須事業として位置づけたということでございます。

以上です。

○議長（中石 高男君） 池田さん。

○議員（7番 池田 克子君） はい、済いません。この制度は、内容として成年後見制度利用促進のための方法、普及活動の実施、また成年後見制度の利用にかかわる経費に対する助成であります。ですから、これは市町村が要するに後見人となりまして、一人暮らしの高齢者で親族がない場合に、この制度を利用しまして、そして経費への助成をするっていうわけでありまして。

これを利用することによって、本当に要するに親族がいない方とか、本当に低所得でどうしようもないっていう方に対する支援でございますので、この支援制度を本当に皆さんが御理解して

いただけるなれば、もっともつとこの後見制度に対する利用も、御利用が増えてくるんじゃないかと思うんですが、この支援事業に対する当町の取り組みはいかがでございますか。福祉課長さんあたりは御存じでございましたでしょうか。お尋ねいたします。

○議長（中石 高男君） 福祉課長。

○福祉課長（大脇 哲朗君） 今年度の予算といたしまして、お一人分を申し立て、町長が申立人になるということで予算化しております。

ちなみに、お隣の都城市も、お一人分だけを予算化しております、その点ではうちも都城もまだ活用の実態がないというところがございます。それは、申立経費というような形で予算化しております、都城もうちも12万円程度予算化しております、申し立てに係る経費、先ほど池田議員の方から言われたとおり、身寄りのない方がどうしてもそういう制度に乗った方が、本人のためになるということで判断されたときに、家庭裁判所への申し立ての経費ですね、こちらを計上させていただいておりますけれども、残念なことに今のところは——残念かどうかわからないんですけども、都城市もうちもないというところがございます。

○議長（中石 高男君） 池田さん。

○議員（7番 池田 克子君） 今後この制度は、本当に高齢者の方、障がい者にとっては欠かせない制度となるわけでありまして、当局の積極的な取り組みを推進していただきたいと思っております。これについて、また再度町長の取り組み姿勢をいま一度お聞かせ願いたいと思っております。

○議長（中石 高男君） 町長。

○町長（桑畑 和男君） この制度につきましては、まだ町内にも、町民の皆さんにも、末端にはまだこれ浸透してないと思うんですね。そのようなことから、広報活動とともに行政としても、今後もさらに取り組んでいきたいというふうに考えているところでございます。

以上です。

○議長（中石 高男君） 池田さん。

○議員（7番 池田 克子君） 先ほど申し上げましたように、成年後見制度利用支援事業の中に、その促進のための広報普及活動の実施っていうものも、助成するという項目もございますので、その辺を御利用なさったり、啓蒙啓発の方をしていただきたいと思っております。

次にいきます。次の2番目の防災対策についてであります。この多様な災害弱者の中でも、在宅の高齢者の場合の状況は、大変厳しいものがあると思っております。施設の方も大変は大変なんです、施設では割かしそれぞれの担当の方等で対応していただけるっていうことで、少し安心の面があるんですが、本当に在宅の方ってなったら、わからない面が多々あります。それをどう一元的に管理できるのかっていうのが、問題であるかと思っております。民生委員、地域住民、あるいはボランティア組織との連携が重要になると思うんですが、その方々がそういう方々に対して、一人



一人に対して体制がとられているのかどうか、その件についてお尋ねいたします。

○議長（中石 高男君） 福祉課長。

○福祉課長（大脇 哲朗君） ただいまの件にお答えいたします。

現在、福祉課の方で民生委員さんの協力を得まして、18年度に1人世帯で人の力を借りて避難所に行きたい方という方の名簿を作成しております。対象者が、今のところ26名いらっしゃるということで、主に長田地区の方なんですけれども、その方々へまず前回も今回も台風一緒だったんですけれども、一応安否確認という形で連絡を入れさせてもらっております。

さらに、前回の民生委員の協議会の中で、新たな掘り起こしという形でお願いしてあるところですので、来年の6月までに完全な形で町内のお一人暮らしの方の災害時の対策を講じていきたいということで、今対策をしているところでございます。

○議長（中石 高男君） 池田さん。

○議員（7番 池田 克子君） ちょっとそれ聞きまして、来年の6月までに対応するっていうことで、少し安心いたしておりますが、やはり体制をとっておかなければ、いざっていうときには間に合わないわけなんです。

今は幸いに、大きな本当災害っていうのが三股としてはないので、何とか漠然としたとらえ方になりがちかなっていうのはあるんですけども、ある自治体の一例であるわけですが、要介護者3以上の高齢者、あるいは身体障害者手帳の1級か2級を持つ障がい者の方々を対象にして、避難支援の登録カードを提出してもらって、それぞれに支援補助員をつけて、災害弱者を守るっていう体制をとってるところがあります。

これは登録カードですから、当然御本人か、あるいは御家族の方が詳細、いろいろカードの中に詳細に書く部分があるんですね。例えば、寝てる場所は自分はこの家の中のここにいつも寝てるんですよとか、入り口と出口はここですよとか、大体何時に寝て、何時に起きますとか、そういう日常的なものも詳細に書くようなカードになってるんですけども、そういう体制をとることによって、保護していくと、要するにみなさんのその保護を具体的にやっていくという取り組みなんですけど、どうでしょうか、その6月までのそういう資料、一応は把握ですから、資料だけなんですよね、6月までは。ですから、今後そういう中で、検討会の中で事例等のものも研究、研修していただきながら、それを含めていただけたらありがたいと思うんですが、いかがでございましょうか、お尋ねいたします。

○議長（中石 高男君） 福祉課長。

○福祉課長（大脇 哲朗君） ただいま対象者のリストを整備中という話をしましたけれども、あわせてそういう個人的なカードですね、個人カード、こちらの方も整備していこうということで、今ひな型だけはつくっております。ただ、うちよりも使いやすいものを、確認しやすいものがで

きている市町村の情報がありましたら、積極的に取り入れていきたいというふうには思っております。

以上です。

○議長（中石 高男君） 池田さん。

○議員（7番 池田 克子君） 体制づくりの策定だけはだれでもできるわけですが、これをどう実行するかが肝要であるわけであります。ですから、この災害弱者の方に対する安心、安全をぜひ具体的に組みこんでいただきたいと思うんですが、町長さんは常に安心、安全ということをおっしゃっておりますが、この安心安全に対する町長さんの取り組みをお尋ねいたしたいと思えます。

○議長（中石 高男君） 町長。

○町長（桑畑 和男君） やはりこの災害は、いつ何どき来るかわからないものでございまして、かねてのそういう備え、準備というのが非常に大事であろうかと思えます。そのようなことから、来年の6月まで、このような何をやるということでございしますが、やはり行政としてもしっかりした気持ちで、安心安全な町づくりを一層努めていきたいというふうに考えているところでございます。

以上です。

○議長（中石 高男君） 池田さん。

○議員（7番 池田 克子君） 次、②の自主防災組織づくりの推進についてお尋ねします。

自主防災組織ってということで、こういう形で体制をつくってくださってるわけですが、どうなんでしょうかね、このこういう防災組織に対して、どこでどういうふうに各自治公民館が防災訓練をやっておられるのか、実績としてどこどこがあるのか、お尋ねしたいと思えます。

○議長（中石 高男君） 総務企画課長。

○総務企画課長（渡邊 知昌君） 防災訓練の実績ということでございますが、先ほど町長の方から申し上げましたとおり、18年度で長田地区ですね。そして、平成20年度が勝岡地区で、今年実施をしたところでございます。

○議長（中石 高男君） 池田さん。

○議員（7番 池田 克子君） ちょっと時間がありませんので、急ぎます。

その勝岡地区の方の公民館の中で、大体何人ぐらい参加されてとか、そういう報告は受けていらっしゃるんでしょうか。これをぜひ各公民館ごと、すべての公民館が実施するという方向でやっていかなきゃいけないと思うんですが、皆さんへの取り組みをいま一度言っていただきたいと思うんですが、いかがでございましょうかね。

○議長（中石 高男君） 総務企画課長。

○総務企画課長（渡邊 知昌君） 訓練の実施状況については、全体的な何人が参加されたかというところは、手元の方に資料がございませんので、後で連絡をしたいと思いますが、この災害防止のこの訓練ですが、これにつきましては、やはり本町においては、いろんな災害が想定される中で、一番今取り組んでいるということは、集中豪雨とか台風とか、そういった風水害における対策としての訓練を今やってるということでございます。そういった風水害、災害の一番起こりやすい危険な地区ということで、やはり山手の方がどうしてもそういった危険性が多いということですので、まず長田地区をしております、次に勝岡地区ですね、そういったところがちょっと危険性がある。あと来年度においては、宮村地区ですね、そういったところから順次実施してまいりたいというふうに思っています。

先ほど池田議員の最初の答弁の中で、自主防災の組織は、形としてはあるんだけど、実態として非常にまだ住民にも浸透してないし、そういった状況だということですが、やはりこういった訓練を通じて意識を高めていくということが、一番大事じゃないかなというふうに思っていますので、なかなか30ある自治公民館組織の中で、全体やるということは非常に難しいとこもございますので、今後できるだけ早い時期に、そういった状況をつくりながら、住民の方にこの防災組織としての認識ですね、こういったものを深めていきたいというふうに思っております。

○議長（中石 高男君） 池田さん。

○議員（7番 池田 克子君） 一番最初私が申し上げましたように、「備えあれば憂いなし」、風水害っていうことだけの対応を今考えていらっしゃるようですけども、どうでしょう、日本は地震国でありますね。この前も微震ではありましたけれども、ちょこちょこ地震っていうのは起こってるんですね。そしてまた、霧島あたりも非常に今後地震っていう関係でも、心配されてるんですね。ですから、来ないんだろうじゃなくて、来るっていうことを想定しながら、やはり対応をしていただきたいと思います。よろしく願いいたします。

そして、このコミュニティーの防災資機材等整備事業ですかね、ここに127ページに、こういう機材が完備してますよっていうのが、これにもまた載ってるんですけどね、実質的にどうなんでしょうね。こういうのはもう公民館には配備されてないですよ、多分ですね。

ですから、先ほどから申し上げますように、策定だけはだれでもできるんです。だけど、これを実際的に本当にどこまで自分たちが取り組んで、予算をかけながらやっていけるかって姿勢がなければ、皆さんそれぞれ公民館長さんにしても、できないんですよ。ですから、このこういう計画倒れにならないように、計画したらしたで、しっかりそれを実現の方向でやっていただきたいと思います。その件はよろしく、今後ともよろしく願いいたしますね。

最終的には、やはり町長さんの決断っていうことにかかわってくると思うんですが、いま一度町長さんの御所見をお尋ねいたします。

○議長（中石 高男君） 町長。

○町長（桑畑 和男君） 本町におきましては、何ていってもこの夏から秋にかけてこの台風シーズン、台風銀座と言われておりますが、本町におきましては、総面積の83%を山が占めているということから、本町の危険箇所が122カ所あるわけでございます。そういうことで、毎年この危険箇所については、調査を行っているわけでございますが、この台風以外の地震、洪水等も、やはり常に念頭に置きながら、この防災対策というものを考えていかなければならないと。言われるとおり、「備えあれば憂いなし」という言葉がございますが、かねがねのやはりそういう町民の意識というのが、一番大事じゃないかというふうに考えております。そのためには、やはり先ほどから出ておりますように、この防災訓練等を今後年次的に、地区的に実施いたしまして、町民の意識の高揚に努めていきたいというふうに考えているところでございます。

以上です。

○議長（中石 高男君） 池田さん。

○議員（7番 池田 克子君） もろもろ申し上げましたんで、ぜひ御決意をそれぞれの課も、町長さん本当に真剣に取り組んでいただけることを祈念いたしまして、私の一般質問を終わります。

○議長（中石 高男君） これで一般質問はすべて終了しました。

---

## 日程第2. 追加議案第93号の取扱いについて

○議長（中石 高男君） 日程第2、追加議案第93号の取扱いについてを議題とします。

議会運営委員長より報告をお願いします。議会運営委員長。

〔議会運営委員長 原田 重治君 登壇〕

○議会運営委員長（原田 重治君） それでは、議会運営委員会の協議の結果について御報告いたします。

昨日の本会議終了後、議会運営委員会を開き、明日追加上程される議案第93号「工事請負契約の変更について（平成20年度三股中学校整備事業第3期特別教室等建築主体工事）」の取扱いについて協議を行いました。

その結果、議案第93号については、委員会付託を省略し、全体審議で措置することに決しました。

以上、報告を終わります。

○議長（中石 高男君） お諮りします。議案第93号については、ただいまの議会運営委員長の報告のとおり、明日委員会付託を省略し、全体審議で措置することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中石 高男君） 異議なしと認めます。よって、議案第93号は委員会付託を省略し、明

日全体審議で措置することに決しました。

---

○議長（中石 高男君） それでは、上着の着用をお願いします。

それでは、以上で本日の全日程を終了しましたので、これをもって本日の会議を散会します。

午後0時15分散会

---









議事日程(第5号)

平成20年10月3日 午前10時00分開議

- 日程第1 常任委員長報告
- 日程第2 質疑(議案第71号から議案第88号及び議案第90号並びに請願第2号、陳情第5号)
- 日程第3 討論・採決(議案第71号から議案第88号及び議案第90号並びに請願第2号、陳情第5号)
- 追加日程第1 意見書(案)第10号上程
- 日程第4 質疑・討論・採決(議案第92号)
- 日程第5 議案第93号上程
- 日程第6 質疑・討論・採決(議案第93号)
- 日程第7 常任委員会の閉会中の審査事項について
- 日程第8 議員派遣の件について

---

本日の会議に付した事件

- 日程第1 常任委員長報告
- 日程第2 質疑(議案第71号から議案第88号及び議案第90号並びに請願第2号、陳情第5号)
- 日程第3 討論・採決(議案第71号から議案第88号及び議案第90号並びに請願第2号、陳情第5号)
- 追加日程第1 意見書(案)第10号上程
- 日程第4 質疑・討論・採決(議案第92号)
- 日程第5 議案第93号上程
- 日程第6 質疑・討論・採決(議案第93号)
- 日程第7 常任委員会の閉会中の審査事項について
- 日程第8 議員派遣の件について

---

出席議員(12名)

1番	指宿	秋廣君	2番	財部	一男君
3番	上西	祐子君	4番	大久保義直君	
5番	重久	邦仁君	6番	東村	和往君
7番	池田	克子君	8番	原田	重治君
9番	中石	高男君	10番	山中	則夫君
11番	黒木	孝光君	12番	山領	征男君

---

欠席議員（なし）

---

欠 員（なし）

---

事務局出席職員職氏名

局長	岩松	健一君	書記	川野	浩君
			書記	山田	直美君

---

説明のため出席した者の職氏名

町長	桑畑	和男君	教育長	田中	久光君
総務企画課長兼町民室長				渡邊	知昌君
税務財政課長	原田	順一君	町民保健課長	重信	和人君
福祉課長	大脇	哲朗君	産業振興課長	木佐貫辰生君	
都市整備課長	中原	昭一君	環境水道課長	下沖	常美君
教育課長	野元	祥一君	会計課長	上村	陽一君

---

午前10時00分開議

○議長（中石 高男君） 本日の議事日程に入る前に、昨日の池田さんの一般質問に対する補足答弁のお願いがありましたので、ここでお願いします。総務企画課長。

○総務企画課長（渡邊 知昌君） おはようございます。私の方から昨日の一般質問の中で、池田議員の中から防災訓練の内容について、どれぐらいの参加者だったのかということがございましたので、それについてお答えしたいと思います。

平成20年度の6月の1日に訓練を実施いたしております。その中で役場の町の機関、それから土木事務所、それから消防団、そして勝岡地区の住民、それに前目地区の住民も参加を一部いたしております。

土木事務所の方が5名ほどみえまして、町の方が全部で本部と現地の対応等で34名参加をいたしております。消防団の方が62名となっております。地元の住民の方は81名ほど参加をいたしております、全部で行政関係者が41名、住民関係が145名ということで実施をしたところでございます。

内容につきましては、関係機関からの情報伝達、そして地元住民への情報の伝達といったような訓練をしまして、後避難訓練をしたところでございます。いろいろ実際やってみますと、いろんな課題等もございまして、非常時の状態になったときにどういった形になるのかなということも想定しながらやったわけですが、やはり情報伝達等についてもなかなかそういった台風災害時で、広報等ではなかなか行き届かないんじゃないかということも、今後の課題だなというふうに考えております。

それと避難訓練ですが、実際は地元の消防団の方が各戸を訪問して誘導にあたったということなんです、ただ、自主防災組織の中で、事前にそういったリストとそういった意識することによって、なおスムーズな避難ができるんじゃないかということが、今後検討課題として残ったところでございます。

また、実施した地元の方で炊き出し等もしていただきまして、そういった地元のそういう炊き出しの訓練ということでおにぎりを200食ぐらいつくっていただいたと、そういった段取りとか、そういったこともかなり訓練になったんじゃないかなというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（中石 高男君） 本日の議事日程は、お手元に配付してあるとおりであります。

---

### 日程第1. 常任委員長報告

○議長（中石 高男君） それでは、日程第1、常任委員長報告をお願いします。総務厚生委員長。

〔総務厚生常任委員長 財部 一男君 登壇〕

○総務厚生常任委員長（財部 一男君） おはようございます。総務厚生常任委員会の審査結果について、会議規則第76条の規定に基づき、御報告いたします。

当委員会に付託された案件は、議案第72号、第73号、74号、75号、80号、82号、84号、85号、86号、87号と請願第2号の計11件でございます。

以下、案件ごとに説明申し上げます。

議案第72号「平成19年度三股町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について」御報告申し上げます。

本案は、歳入決算が29億5,951万2,833円、歳出決算が27億9,792万2,222円で、差し引き1億6,159万2,611円となり、同額が翌年度繰越額となります。

歳入は、国民健康保険税、国庫支出金、療養給付費等交付金、県支出金、共同事業交付金、繰入金及び繰越金が主なものであります。

また、歳出は、総務費、保険給付費、老人保健拠出金、介護納付金、共同事業拠出金及び保健事業費が主なものとなったところであります。

なお、国民健康保険税においては、昨年も指摘したとおりであります。滞納額が増加しております。滞納対策はそれまでに取り組まれているとは思いますが、十分な対応とはなっていないようであります。法的手段等を十分に生かしながら対策をとられるよう要望しておきます。

審査の結果、慎重に審査した結果、全会一致で認定すべきものと決しました。

次に、議案第73号「平成19年度三股町老人保健特別会計歳入歳出決算の認定について」説明申し上げます。

本案は、歳入決算が23億2,992万6,212円、歳出決算が22億9,092万7,706円で、差し引き3,899万8,506円となり、同額が翌年度繰越額となります。

歳入は、支払い基金交付金、国庫支出金、県支出金、一般会計繰入金及び繰越金が主なものであります。

また、歳出は、総務費、医療諸費及び諸支出金が主なものとなったところであります。

審査の結果、慎重に審査した結果、全会一致で認定すべきものと決しました。

次に、議案第74号「平成19年度三股町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について」説明申し上げます。

本案は、歳入決算が16億4,302万2,905円、歳出決算が16億675万4,153円で、差し引き3,626万8,752円となり、同額が翌年度繰越額となります。

歳入は、介護保険料、国庫支出金、支払い基金交付金、県支出金、一般会計繰入金及び繰越金が主なものであります。

また、歳出は、総務費、保険給付費、地域支援事業費、基金積立金及び諸支出金が主なものとなったところであります。

なお、介護保険料の普通徴収分において、15.4%が滞納となっております。また、滞納繰越普通徴収分において29.4%、244万1,145円が不納欠損として処理されております。

介護保険制度において、特別徴収分は100%納付となっております。このように普通徴収において問題が出ています。今後制度を維持する上からも十分な対応をとられるよう要望しておきます。

慎重に審査した結果、全会一致で認定すべきものと決しました。

議案第75号「平成19年度三股町介護保険サービス事業特別会計歳入歳出決算の認定について」説明申し上げます。

本案は、歳入決算が1,116万9,090円、歳出決算が1,096万3,125円で、差し引き20万5,965円となり、同額が翌年度繰越額となります。

歳入は、サービス収入、一般会計繰入金及び繰越金が主なものであります。

歳出は、総務費の一般管理費、委託料とサービス事業費及び繰出金が主なものとなったところであります。

慎重に審査した結果、全会一致で認定すべきものと決しました。

次に、議案第80号「平成19年度三股町国民健康保険病院事業会計決算の認定について」説明申し上げます。

本案は、指定管理者の変更により、医療法人社団牧会が病院の管理運営を行うことになったものであります。

本会計は、事業収益が発生しないことから、人件費等の必要な経費について一般会計からの繰り入れのみとなったところであります。

総収益は、1,378万656円、また総費用は、3,088万3,587円で、当年度純損失は1,710万2,931円となり、欠損金処理計算書に基づき処理を行っております。

次に、資本的収支であります。収入は町補助金1,718万9,000円で、支出は企業債借入償還金1,718万8,610円であります。

慎重に審査した結果、全会一致で認定すべきものと決しました。

次に、議案第82号「専決処分した事件の報告及び承認について（三股町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例）」について説明申し上げます。

本案は、厚生労働省より、1番目に、平成20年度に限っては均等割、7割軽減の人については一律8.5割軽減とする。2番目に、所得割を負担する方のうち、所得の低い方については、所得割額を50%程度軽減する旨の連絡が6月にあったところでございます。

そういう中での限りの対応を行い、該当する被保険者の方が混乱しないようにするために、修正（軽減）された納付書を送ることと判断したところであります。そのために、議会の承認を得るには、時間的に間に合わないので、20年度の特例として該当者の方の納期として、1期は徴収せずに、2期から徴収するように条例を改正する専決処分を行ったものであります。

慎重に審査した結果、全会一致で承認することと決しました。

次に、議案第84号「平成20年度三股町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）」について説明申し上げます。

本案は、実績見込み並びに19年度精算による補正予算案であります。すなわち、歳入歳出予算の総額29億3,119万4,000円に歳入それぞれ1,792万円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ29億4,911万4,000円とするものであります。

歳入の主なものは、国民健康保険税と前期高齢者交付金を減額し、基金繰入金と19年度決算剰余金を増額補正したものであります。

歳出の主なものは、保険給付費と後期高齢者支援金等を増額し、前期高齢者納付金と保健事業費を減額補正したものであります。

慎重に審査した結果、全会一致で可決すべきものと決しました。

次に、議案第85号「平成20年度三股町後期高齢者医療保険特別会計補正予算（第2号）」について御説明申し上げます。

本案は、歳入歳出予算の総額2億788万5,000円に、歳入歳出それぞれ32万円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ2億820万5,000円とするものであります。

歳入については、一般会計繰入金を補正計上し、歳出については、総務費と保健事業費を補正計上したものであります。

慎重に審査した結果、全会一致で可決すべきものと決しました。

次に、議案第86号「平成20年度三股町介護保険特別会計補正予算（第2号）」について御説明申し上げます。

本案は、実績見込み並びに19年度精算による補正予算案であります。すなわち、歳入歳出予算の総額15億9,252万4,000円に、歳入歳出それぞれ4,559万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ16億3,811万7,000円とするものであります。

歳入の主なものは、保険料を減額し、国庫支出金、支払い基金交付金、県支出金、繰入金及び繰越金を増額補正したものであります。

また、歳出については、総務費、基金積立金及び諸支出金を増額補正し、保険給付費においては組み替え補正を行ったものであります。

慎重に審査した結果、全会一致で可決すべきものと決しました。

次に、議案第87号「平成20年度三股町介護保険サービス事業特別会計補正予算（第1号）」について説明申し上げます。

本案は、19年度精算に基づくところの補正予算案であります。すなわち、歳入歳出予算の総額1,395万8,000円に歳入歳出それぞれ24万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ1,420万6,000円とするものであります。

歳入については、一般会計繰入金と繰越金を補正計上し、歳出については、総務費の研究研修費と繰出金を補正計上したものであります。

慎重に審査した結果、全会一致で可決すべきものと決しました。

次に、請願第2号「郵政民営化法の見直しに関する意見書の提出について」を御説明申し上げます。

本請願は、三股町更生保護女性会会長今村貢氏より請願されたものであります。請願の要旨にもあるように、民営化した後の状況を見ると、国民サービスにおいてさまざまなサービスが生じているよって、国においては、郵便、貯金、保険のサービスが将来とも郵便局において確実に提供され、国民の利便に支障が生じないよう法的な見直しを含め、郵政3事業が一体のサービスとして運営されるべき、必要な措置を講じることを強く要請するものとなっております。

慎重に審査した結果、全会一致で採択すべきものと決しました。

以上で説明を終わります。

○議長（中石 高男君） 次に、建設文教委員長よりお願いします。建設文教委員長。

〔建設文教常任委員長 東村 和往君 登壇〕

○建設文教常任委員長（東村 和往君） おはようございます。それでは、建設文教常任委員会の審査の結果及び概要について御報告いたします。

当委員会に付託された案件は、議案第76号ほか6件と陳情第5号の計8件であります。

まず初めに、審査の結果から御報告いたします。

当委員会といたしましては、慎重に審査した結果、執行部提出の議案7件につきましては、すべて全会一致で原案どおり認定もしくは可決すべきものと決しました。また、陳情第5号につきましては、賛成多数で継続審査とすることに決しました。

次に、審査の概要について申し上げます。

議案第76号「平成19年度三股町梶山地区農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算」、議案第77号「平成19年度三股町宮村南部地区農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算」、議案第78号「平成19年度三股町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算」、議案第79号「平成19年度三股町墓地公園事業特別会計歳入歳出決算」、すなわち当委員会所管の4つの特別会計決算の認定について及び議案第81号「平成19年度三股町水道事業特別会計決算の認定及び剰余金の処分について」は、関連がありますので、一括して報告いたします。

歳入歳出の決算額と詳細な数字につきましては、御承知のとおりでありまして、また内容については、決算審査意見書に詳しく記載されておりますので、省略いたします。

それぞれ担当課より説明を求め、各委員からも質疑を交わしながら、慎重に審査いたしました。いずれの案件も決算の内容については異論は出ませんでした。未収金については、さらに減らす努力を続けるようにとの意見があったところであります。

また、公共下水道事業の今後の展開について、次のような意見が出されました。

まず、普及率の現状から見て、本事業の計画年度、計画区域ともにここで一度立ちどまって、事業計画の見直しをするべきである。

次に、接続率を上げるためには、使用料の減額、加入金の分割払い等、当該住民の側に立った

方法も検討すべきである。

以上の2点を付帯意見とすることを全会一致で決しましたので申し添えます。

次に、議案第88号「平成20年度三股町水道事業会計補正予算（第1号）」であります。本案は、主に資本的収入及び支出において、支出を変更するもので、上水道料金会計システム購入費として建設改良費を2,499万9,000円増額補正するものであります。

次に、議案第90号「町道路線の認定について」であります。株式会社トーアが旧東郷織物跡地に道路を新設し、町に寄贈されたのに伴い、この道路を町道今市88号線として認定しようとするものであります。

最後に、陳情第5号「上米公園パークゴルフ場のコース増設」の陳情であります。採択して実現できればとの思いはあるものの、用地の選定、確保の問題、財源の問題、費用対効果の問題等さらに調査検討を要するとのことから、継続審査としたものであります。

以上で建設文教常任委員会の報告を終わります。

○議長（中石 高男君） 次に、一般会計予算・決算委員長よりお願いします。予算委員長。

〔一般会計予算・決算常任委員長 黒木 孝光君 登壇〕

○一般会計予算・決算常任委員長（黒木 孝光君） おはようございます。それでは、一般会計予算・決算常任委員会の審査結果について、会議規則第76条の規定に基づき御報告いたします。

当委員会に付託された案件は、議案第71号、83号の2件でございます。

まず、議案第71号「平成19年度三股町一般会計歳入歳出決算の認定について」、本案は、歳入決算87億237万2,317円、歳出決算84億4,689万7,555円、差し引き額2億5,547万4,762円です。20年度へ繰り越す継続費、繰越明許費等を差し引き、実質収支は2億3,194万1,151円となっております。

詳細は、一般会計決算資料及び決算審査意見書に述べてありますので省略いたします。

当委員会での決算審査では、18年度決算審査に引き続き、事前に19年度末の町税、住宅等の使用料、保険料、保育料、奨学資金等についての滞納状況を求めていましたので、それぞれの資料提出により説明を受け審査しました。

平成19年12月定例会の折、平成18年度決算の委員長報告の中でも滞納対策について、平成19年度も積極的に取り組み、悪質な案件については差し押さえ等法的処理も視野に、公平、公正な執行が保てられるよう要望し、今後の滞納対策についてとして、県との人事交流制度の活用等により、滞納処分の技術の向上を図り、徴収体制の強化や各関係課との連携をさらに緊密にして取り組むよう意見を申し上げておりました。

平成19年度は、県との人事交流の活用により、一緒に取り組み昼夜努力され、それなりの成果のある部署もありますが、関係課と連携が不十分な部署も見受けられ、担当課により対策、取



り組みにばらつきがあります。

特に、保育料が増加していることについては厳しい意見も多数ありました。保育料については、小・中学校の給食費滞納につながることを懸念する意見がありました。対策監等の退職により関係者の意思が不統一になったのではと思われ、今後町長の指導力により問題解決に取り組まれるよう要望いたします。

当委員会の意見として、今後の滞納対策として悪質な案件については、法的手段を含め、さらなる取り組みを、利便性を考慮したコンビニ収納による納付拡大と滞納処分の技術向上を図り、積極的に取り組んでいただきたいと思います。

課長補佐以上による滞納に関する連絡会、プロジェクトチームを設置し、月例的、または定期的に対策会議を開催し、情報の交換、徴収方法の手法の研さんなどを実施し、滞納額の縮小に努めるよう委員会の意見として申し添えます。

当委員会では、慎重に審査、審議の結果、賛成多数で認定すべきものと決しました。

次に、議案第83号「平成20年度三股町一般会計補正予算（第3号）」について御報告いたします。

本案は、歳入歳出予算の総額80億1,898万8,000円に、歳入歳出それぞれ2億5,600万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額82億7,499万円にするものであります。

本案は、国・県の補助内示決定及び事業の追加と当初予算で計上できなかった経費について所要の補正措置をするものです。

まず、歳入について主なものは、町民税と固定資産税は調定に基づく増額分、地方交付税と町づくり交付金は、交付金の追加決定によるものです。繰入金は、平成19年度特別会計決算に伴う精算返還金を増額補正、繰越金の計上により基金繰入金を減額補正するものです。町債については、産業会館建設用地購入事業に伴うものと消防債の増額補正であります。

次に、歳出について主なものは、総務費で町税と還付金を全額補正し、衛生費で医師会病院小児科病棟新設補助金701万5,000円ほか、リサイクルプラザ管理負担金を増額補正、商工費で駅前多目広場用地購入5,376万7,000円など、物産館の整備に伴うものを増額補正、土木費は道路維持補修費用4,000万円を増額補正するものです。

基金において19年度繰越分の2分の1、1億1,597万1,000円を財政調整基金に積み立てするものです。予備費1,452万5,000円は、今回の収支調整措置として残額を増額補正されるものです。

以上、説明を終わりますが、当委員会では、慎重に審査の結果、賛成多数で可決すべきものと決しました。

---

**日程第2. 質疑（議案第71号から議案第88号及び議案第90号並びに請願第2号、陳情第5号）**

○議長（中石 高男君） 日程第2、質疑を行います。

質疑につきましては、ただいまの常任委員長報告に対する委員長への質疑であります。質疑の際は、議案番号を明示の上、質疑をお願いします。なお、質疑は1議題につき1人3回以内となっております。御協力方、よろしくお願いいたします。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中石 高男君） 質疑もないようですので、質疑を終結します。

---

**日程第3. 討論・採決（議案第71号から議案第88号及び議案第90号並びに請願第2号、陳情第5号）**

○議長（中石 高男君） 日程第3、討論・採決を行います。

議案第71号「平成19年度三股町一般会計歳入歳出決算の認定について」を議題として、討論・採決を行います。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。上西さん。

○議員（3番 上西 祐子君） 議案71号「19年度三股町一般会計歳入歳出決算の認定について」、反対の立場から討論いたします。

町独自の施策である子供の医療費を小学校入学前まで無料にしたこととか、巡回バスを運行したりと福祉政策を進めたことは大いに評価いたしますが、19年度、国は税源移譲と定率減税を行いました。18年度と比較すると、町税の増額は約1億5,968万円ですが、それに対して国からの地方剰余税、地方交付金、地方特例交付金は2億8,084万6,000円の減額となっております。今までは定率減税による減収分は国の補てん措置がされておりましたが、定率減税の廃止に伴い、当然この措置がなくなり、自治体の財源としては実質増収にならず、住民の負担だけがふえました。

定率減税廃止と税源移譲による住民税率の引き上げが同時に実施されたために、住民税が大幅に増えました。収入が変わらない。あるいは減り気味なのに、住民税のアップは他の介護保険料や保育料の負担増へとつながり、町民生活はますます苦しくなっております。都市と地方、資産家や大企業と庶民との格差は広がるばかりです。弱者救済のために、きめ細やかな施策を望みます。

以上、反対討論を終わります。

○議長（中石 高男君） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中石 高男君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。異議があるようですから、起立により採決いたします。議案第71号は一般会計予算・決算委員長の報告のように、原案のとおり認定することに賛成議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（中石 高男君） 起立多数であります。よって、議案第71号は原案のとおり認定されました。

議案第72号「平成19年度三股町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について」を議題として討論・採決を行います。

まず本案に対する反対討論の発言を許します。上西さん。

○議員（3番 上西 祐子君） 議案第72号「平成19年度三股町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について」反対討論いたします。

国民健康保険の加入者は、商工、自営業や農業、年金暮らしの方、フリーターや無職の方々と平均所得が低い人が多いという特徴があります。所得に占める保険料率を比べると、国保は11.6%、政府管掌保険は7.4%、組合健保は5.1%となっており、国保所帯が最も低い所得に関わらず最も高い保険料率が掛けられております。

本町の国保加入所帯は5,046世帯、被保険者9,352人で、1所帯当たりの保険料が平均約12万3,000円、1人当たり平均6万6,000円となっております。滞納額が増えていることは、払いたくとも払えない高い国保税となっているからではないでしょうか。国に対して大幅な国庫負担を求めることを要望して、反対討論を終わります。

○議長（中石 高男君） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中石 高男君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。異議があるようですから、起立により採決します。議案第72号は総務厚生委員長の報告のように、原案のとおり認定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（中石 高男君） 起立多数であります。よって、議案第72号は原案のとおり認定されました。

議案第73号「平成19年度三股町老人保健特別会計歳入歳出決算の認定について」を議題として討論・採決を行います。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中石 高男君） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中石 高男君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。議案第73号は総務厚生委員長の報告のように、原案のとおり認定することに異議ありませんか。

〔「異議なし」「異議あり」と呼ぶ者あり〕

○議長（中石 高男君） 異議があるようですから、起立により採決します。議案第73号は総務厚生委員長の報告のように、原案のとおり認定することに賛成議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（中石 高男君） 起立多数であります。よって、議案第73号は原案のとおり認定されました。

議案第74号「平成19年度三股町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について」を議題として討論・採決を行います。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中石 高男君） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中石 高男君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。議案第74号は総務厚生委員長の報告のように、原案のとおり認定することに御異議ありませんか。

〔「異議あり」と呼ぶ者あり〕

○議長（中石 高男君） 異議があるようですから、起立により採決します。議案第74号は総務厚生委員長の報告のように、原案のとおり認定することに賛成議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（中石 高男君） 起立多数であります。よって、議案第74号は原案のとおり認定されました。

議案第75号「平成19年度三股町介護保険サービス事業特別会計歳入歳出決算の認定について」を議題として討論・採決を行います。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中石 高男君） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中石 高男君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。議案第75号は総務厚生委員長の報告のように、原案のとおり認定することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中石 高男君） 異議なしと認めます。よって、議案第75号は原案のとおり認定されました。

次に、議案第76号「平成19年度三股町梶山地区農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について」を議題として討論・採決を行います。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中石 高男君） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中石 高男君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。議案第76号は建設文教委員長の報告のように、原案のとおり認定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中石 高男君） 異議なしと認めます。よって、議案第76号は原案のとおり認定されました。

議案第77号「平成19年度三股町宮村南部地区農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について」を議題として討論・採決を行います。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中石 高男君） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中石 高男君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。議案第77号は建設文教委員長の報告のように、原案のとおり認定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中石 高男君） 異議なしと認めます。よって、議案第77号は原案のとおり認定されました。

議案第78号「平成19年度三股町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について」を

議題として討論・採決を行います。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中石 高男君） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中石 高男君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。議案第78号は建設文教委員長の報告のように、原案のとおり認定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中石 高男君） 異議なしと認めます。よって、議案第78号は原案のとおり認定されました。

議案第79号「平成19年度三股町墓地公園事業特別会計歳入歳出決算の認定について」を議題として討論・採決を行います。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中石 高男君） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中石 高男君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。議案第79号は建設文教委員長の報告のように、原案のとおり認定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中石 高男君） 異議なしと認めます。よって、議案第79号は原案のとおり認定されました。

議案第80号「平成19年度三股町国民健康保険病院事業会計決算の認定について」を議題として討論・採決を行います。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中石 高男君） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中石 高男君） 討論もないので、これで討論を終結します。

これより採決を行います。議案第80号は総務厚生委員長の報告のように、原案のとおり認定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中石 高男君） 異議なしと認めます。よって、議案第80号は原案のとおり認定されました。

議案第81号「平成19年度三股町水道事業会計決算の認定及び剰余金の処分について」を議題として討論・採決を行います。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中石 高男君） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中石 高男君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。議案第81号は建設文教委員長の報告のように、原案のとおり認定及び可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中石 高男君） 異議なしと認めます。よって、議案第81号は原案のとおり認定及び可決されました。

議案第82号「専決処分した事件の報告及び承認について（三股町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例）」を議題として討論・採決を行います。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中石 高男君） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中石 高男君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。議案第82号は総務厚生委員長の報告のように、原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」「異議あり」と呼ぶ者あり〕

○議長（中石 高男君） 異議があるようですから、起立により採決します。議案第82号は総務厚生委員長の報告のように、原案のとおり承認することに賛成議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（中石 高男君） 起立多数であります。よって、議案第82号は原案のとおり承認されました。

議案第83号「平成20年度三股町一般会計補正予算（第3号）」を議題として討論・採決を行います。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中石 高男君） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中石 高男君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。議案第83号は一般会計予算・決算委員長報告のように、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中石 高男君） 異議なしと認めます。よって、議案第83号は原案のとおり可決されました。

議案第84号「平成20年度三股町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）」を議題として討論・採決を行います。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中石 高男君） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中石 高男君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。議案第84号は総務厚生委員長報告のように、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中石 高男君） 御異議なしと認めます。よって、議案第84号は原案のとおり可決されました。

議案第85号「平成20年度三股町後期高齢者医療保険特別会計補正予算（第2号）」を議題として討論・採決を行います。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中石 高男君） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中石 高男君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。議案第85号は総務厚生委員長報告のように、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議あり」と呼ぶ者あり〕



○議長（中石 高男君） 異議があるようですから、起立により採決します。議案第85号は総務厚生委員長の報告のように、原案のとおり決することに賛成議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（中石 高男君） 起立多数であります。よって、議案第85号は原案のとおり可決されました。

議案第86号「平成20年度三股町介護保険特別会計補正予算（第2号）」を議題として討論・採決を行います。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中石 高男君） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中石 高男君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。議案第86号は総務厚生委員長の報告のように、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中石 高男君） 異議なしと認めます。よって、議案第86号は原案のとおり可決されました。

議案第87号「平成20年度三股町介護保険サービス事業特別会計補正予算（第1号）」を議題として討論・採決を行います。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中石 高男君） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中石 高男君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。議案第87号は総務厚生委員長の報告のように、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中石 高男君） 異議なしと認めます。よって、議案第87号は原案のとおり可決されました。

議案第88号「平成20年度三股町水道事業特別会計補正予算（第1号）」を議題として討論・採決を行います。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中石 高男君） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中石 高男君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。議案第88号は建設文教委員長の報告のように、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中石 高男君） 異議なしと認めます。よって、議案第88号は原案のとおり可決されました。

議案第90号「町道路線の認定について」を議題として討論・採決を行います。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中石 高男君） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中石 高男君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。議案第90号は建設文教委員長の報告のように、原案のとおり決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中石 高男君） 異議なしと認めます。よって、議案第90号は原案のとおり可決されました。

請願第2号「郵政民営化法の見直しに関する意見書の提出について」を議題として討論・採決を行います。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中石 高男君） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中石 高男君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。請願第2号は総務厚生委員長の報告のように、原案のとおり採択することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中石 高男君） 異議なしと認めます。よって、請願第2号は原案のとおり採択されました。

次に、陳情第5号「上米公園パークゴルフ場のコースを増設して頂きたい」を議題として討論・採決を行います。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中石 高男君） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中石 高男君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。陳情第5号は建設文教委員長の報告のように、継続審査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中石 高男君） 異議なしと認めます。よって、陳情第5号は継続審査とすることに決しました。

建設文教常任委員会におかれましては、閉会中の審査方、よろしくお願いいたします。

---

#### 追加日程第1. 意見書（案）第10号上程

○議長（中石 高男君） 先ほどの請願第2号の採択に伴う意見書案の取り扱いについてお諮りします。意見書（案）第10号「郵政民営化法の見直しに関する意見書（案）」を日程に追加し、全体審議で処置することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中石 高男君） 異議なしと認めます。それでは、議事日程表、日程第3の次に、「追加日程第1、意見書（案）第10号上程」と御記入願います。

これより意見書案を配付いたします。しばらくお待ちください。

〔意見書（案）配付〕

○議長（中石 高男君） それでは、追加日程第1、意見書（案）第10号を議題といたします。

意見書（案）第10号につきましては、提出者の説明を求めます。山中君。

〔10番 山中 則夫君 登壇〕

○議員（10番 山中 則夫君） ただいま請願第2号が採択されたことに伴い、意見書を国に提出するもので、その提案理由の趣旨説明をいたします。

昨年10月に郵政民営化法に基づき、郵政3事業は4つの会社に分社化されました。国民の利便性がよくなり、サービスも向上するということでありましたが、しかし、郵便配達の遅れ、土、日の窓口の取り扱いの廃止など、現実問題として利便性を悪くし、サービスは低下するなどの状況になっております。

また、貯金、保険の金融サービスについては、郵便局においてこれからも確実にサービスが受けられる法律上のなんら保障ありません。よって、国において郵政3事業が一体サービスとして運営されるべく、法的な見直しを含め、必要な措置を講ずるよう意見書を提出するものであります。御審議の上、御承認いただきたくお願い申し上げます。

以上で説明を終わります。

○議長（中石 高男君） それでは、これより質疑・討論・採決を行います。

意見書（案）第10号「郵政民営化法の見直しに関する意見書」を議題として質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中石 高男君） 質疑もないので、これにて質疑を終結します。

これより討論を行います。まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中石 高男君） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中石 高男君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。意見書（案）第10号は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中石 高男君） 異議なしと認めます。よって、意見書（案）第10号は原案のとおり可決されました。

意見書はすみやかに関係機関に送付し、その善処方を求めることといたします。

ここで10分間休憩といたします。11時10分まで休憩です。

午前11時00分休憩

.....  
午前11時09分再開

○議長（中石 高男君） 休憩前に引き続き、本会議を再開します。

#### 日程第4. 質疑・討論・採決（議案第92号）

○議長（中石 高男君） ここで木佐貫課長の退席を求めます。

〔産業振興課長 木佐貫辰生君 退席〕

○議長（中石 高男君） 日程第4、議案第92号「副町長の選任について」を議題として質疑・討論・採決を行います。質疑はありませんか。指宿君。

○議員（1番 指宿 秋廣君） ただいま議題になっております92号「副町長の選任について」町長に御質問を申し上げたいと思います。

さきの議会で否決されたわけですが、その後の自分の考えなり、それから、そのときの感想なりどういうふうにかこれについて考えられ、再度提出されたのかというのを、第1回の提案理由と今回の理由がほぼ同じというふうにみましましたので、再度町長の決意のほどをお願いをしたいと思います。

以上です。

○議長（中石 高男君） 町長。

○町長（桑畑 和男君） それではお答え申し上げます。

6月議会で私の不徳のいたすところからあのような結果になったわけですが、この点につきましては、深くおわびを申し上げたいと思います。

副町長は空席になりまして既に7カ月が経過をいたしているわけですが、この中枢部におけるこの空席というものは、非常に本町の行政にとりましても非常に難しい面があるわけですが、またさらには、各課長さんの中にも非常に御迷惑をかけているというような点もございます。

さらには、この副町長が持っているこの仕事が、この町内の協議会、審議会、委員会等の会長を30程度所管しているわけですが、そのような業務につきましても、この期待をしている面もあるわけですが、そのようなことから1日も早くこの副町長の選任をお願いしたいと、また人物的にも、人格的にも他に引けをとらない人物でもございまして、再度、今回御提案を申し上げた次第でございます。

以上です。

○議長（中石 高男君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中石 高男君） 質疑もないので、これにて質疑を終結します。

これより討論を行います。まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中石 高男君） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中石 高男君） ほかに討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中石 高男君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。この採決は、会議規則第81号第1項の規定により、単記無記名に

よる投票で行います。

投票の方法については、会議規則第84条の規定により第27条から第34条までの選挙規定を準用します。

ここで念のため申し上げておきます。これから投票用紙を配付いたしますが、本案に同意の方は賛成、同意されない方は反対と記載し、投票をお願いします。

それでは、議場の閉鎖を命じます。

〔議場閉鎖〕

○議長（中石 高男君） ただいまの出席議員は11名であります。

投票用紙を配付願います。

〔投票用紙配付〕

○議長（中石 高男君） 投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中石 高男君） 配付漏れなしと認めます。

ここで、投票箱を点検させます。

〔投票箱点検〕

○議長（中石 高男君） それでは、異常なしと認めます。

投票に当たっては、投票の秘密保護を図るため、必ず記載台で御記入願います。

それでは、1番、指宿君より順次投票をお願いします。

〔議員投票〕

○議長（中石 高男君） 投票漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中石 高男君） 投票漏れなしと認めます。投票を終了します。

開票を行います。

〔開票〕

○議長（中石 高男君） 会議規則第31条第2項の規定により、立会人に、1番指宿君、12番山領君を指名します。

なお、開票事務は事務局職員が行います。

それでは、投票の結果を発表します。

投票総数11票、このうち有効投票11票、無効投票0票であります。有効投票のうち賛成10票、反対1票であります。よって、賛成が多数でありますので、議案第92号は原案のとおり同意することに決しました。

議場の閉鎖を解きます。

〔議場開鎖〕

木佐貫課長の入場を許可します。

〔産業振興課長 木佐貫辰生君 入場〕

○議長（中石 高男君） ここで本会議を休憩します。

午前11時22分休憩

-----  
午前11時23分再開

○議長（中石 高男君） 休憩前に引き続き、本会議を再開いたします。

-----  
日程第5. 議案第93号上程

○議長（中石 高男君） 日程第5、議案第93号上程、提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 桑畑 和男君 登壇〕

○町長（桑畑 和男君） 本日追加提案を申しあげました議案について、その提案理由の御説明を申し上げます。

議案第93号「工事請負契約の変更について」を御説明を申し上げます。

平成18年度から取り組んでまいりました三股中学校整備事業もいよいよ最終段階の第3期特別教室棟工事に取りかかっているところでございますが、建築主体工事の施工過程において、既設コンクリートのひび割れ、既設モルタルの受け部分の補修工事等が必要になりましたので、工事請負契約の変更をしようとするものであります。

以上、議案についてその提案理由の御説明申しあげましたが、よろしく御審議の上、御承認くださるようお願いいたします。

以上で提案理由の説明を終わります。

○議長（中石 高男君） 補足説明があれば許可します。教育課長。

○教育課長（野元 祥一君） それでは、議案第93号について補足説明を行います。

変更の内容につきましては、追加工事6件、変更工事が9件ということで、都合15件の変更になります。議案の最後の方に資料がついておりますかね。それに沿って説明をいたします。

追加工事ということでは、普通教室棟から今特別支援学級といいますが、そちらの方に仮設の木造渡り廊下を設置するということで、これは工事に伴ってどうしても設置する必要が出てきたものでございます。これが38万3,259円ということで、これは工事が終了した場合は撤去するということになります。

それから、主なものですが、5番目の音楽室既設サッシのクレセントの不具合箇所を修理する

ということで、これはかぎの部分の修繕ということになります。防犯性、遮音性の向上を図るためということで、17万550円ということになります。追加工事としては、64万4,440円ということになります。

それから、変更の内容ですが、9番目の外壁モルタルの劣化部、内部階段コンクリートひび割れ部を改修するというので、これは今までの工事でも出てきた分でございます。これが132万1,040円ということになります。

それから、11番目ですね。音楽室に局面黒板を設置するというので、既設の黒板を再利用するというので考えてたんですが、実際にはその使用が困難であったということから、変更するものでございます。変更部分が170万2,073円ということで、合計の234万6,513円ということになります。それでプラスですね共通仮設費、仮設の設がちょっと説明の説になっておりますが、設置の設、設けるです。訂正をお願いいたします。共通費ですね。それから、消費税等々を含めまして306万2,000円ということになります。

それでこれの入札の段階での落札が84.86%ということでしたので、この合計額にそれを掛けたところで259万8,000円ということになるものです。今回の変更金額が259万8,000円でございます。

それから、この第3期工事については、施工業者の民事再生法の申請手続ということで、工事が一たん中断したということもございしますが、その後、工程等を変更しまして、現在変更工程に基づく中で、通常なら四十八、九%の出来高というところですが、9月30日現在で53%のできということになっております。順調に工事が進んでるという状況です。よろしく願います。

---

#### 日程第6. 質疑・討論・採決（議案第93号）

○議長（中石 高男君） 日程第6、質疑・討論・採決を行います。

それでは、議案第93号「工事請負契約の変更について（平成20年度三股中学校整備事業第3期特別教室棟建設主体工事）」を議題として質疑を行います。質疑はありますか。指宿君。

○議員（1番 指宿 秋廣君） ちょっとお聞きをしたいんですが、この13番、下洗い槽をステンレス製に変更したことにより、ブロック積が不用になったため、不用になったため増、これは必要になったため増じゃないんですかね。不用になったため増というのはなんかわからんですけど、教えてください。

○議長（中石 高男君） 教育課長。

○教育課長（野元 祥一君） これについては、ちょっと確認をしておりますが、今質問があったとおりで、記載の間違いだらうというふうに思います。（発言する者あり）ちょっと確認をし



ておりませんので。後でお知らせをいたします。

○議長（中石 高男君） 山中君。

○議員（10番 山中 則夫君） 1点だけお聞きします。

追加工事ということで、259万8,000円出ておりますが、どうしてもどうしてもというなかなか事前の調査でわからなかったこともいろいろあると思いますけど、何か毎回、毎回、議会では追加工事の追加に対しては慎重にということ、前回決議した思いがありますけど、そういうことで、何か事前調査をもっと慎重にやるとか、設計の段階でも設計士に能力は云々ということをおっしゃるけど、やっぱりせっかくこういう厳しい財政状況で、町民の税金を扱っているわけですから、どうしてもということはおわかりですけど、そういうことでそこ辺の事前調査とか、そういう面もそれはどうなんですかね。厳しく査定してやっているわけですかね。お聞きいたします。

○議長（中石 高男君） 教育課長。

○教育課長（野元 祥一君） 今回の中学校の整備事業というのは、新たに校舎をつくるということではなくて、既存の校舎を大規模改造すると、あわせて耐震補強、増築を行うということです。それで増築については、設計書どおりという形で進んでいきますが、大規模改造につきましては、どうしても表面材等を撤去した段階で、工事に入る前、設計の段階ではそういう壁材等の撤去というのはできません。実際に工事に入った段階で、ひび割れ、不具合等が出てくると、そういう場合にどうしても変更をせざるを得ないということになります。

今まで2回変更してきて、今回で3回目ということですが、工事請負額が1億500万ということで、それに対する変更で、今までの率としては極めて少ないという形で考えております。

また、あわせてこの第3期工事について、国から来る交付金、補助金等について、当初は18%程度という形で見込んでおりましたが、いろんな交渉、手続の状況で、実質国から来るのは25%、4分の1の補助がきているということでございます。そういう意味で、今回の事業で当初予見込んでおいた町の支出というのは、ある意味でいうと緩和されたということになっております。よろしくお願いたします。

○議員（10番 山中 則夫君） わかりました。

○議長（中石 高男君） ほかに質疑ありませんか。——（発言する者あり）全員協議会とします。

午前11時34分休憩

〔全員協議会〕

午前11時37分再開

○議長（中石 高男君） 教育課長。

○教育課長（野元 祥一君） 今技術者の方に確認いたしました。それによると、調理室の下洗い槽が倒れかかっていたということです。それで当初はそれを既存のものを使って倒れないようにするという考え方だったところですが、工事を進める際に、どうしてもそれでは無理だということから、新たにステンレスを購入して、購入してというか、ステンレス製のものを設置するというにしましたことによるものだそうです。

それでそのステンレス製の費用というものは、機械設備の工事の方に入れるということです。その機械設備の工事の方で、ほかの工事との調整を図って金額的な増額はないと、その機械設備工事の方については。ということです。

以上です。（「それで金額は。やっぱふえるちゅうことになった」と呼ぶ者あり）だからそれについては、それを撤去する費用等々の部分ということになります。ステンレス製のものは機械設備工事の方に入るということです。（「撤去する費用という意味かな」と呼ぶ者あり）既存の調理室の下洗い槽というのがあるわけですので、そういうものを撤去すると。（「撤去費用な」と呼ぶ者あり）はい。（「撤去費用で入れちよってもらえれば、不用で入れるから」と呼ぶ者あり）

○議長（中石 高男君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中石 高男君） 質疑もないので、これにて質疑を終結します。

これより討論を行います。まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中石 高男君） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中石 高男君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。議案第93号は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中石 高男君） 異議なしと認めます。よって、議案第93号は原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第7. 常任委員会の閉会中の審査事項について

○議長（中石 高男君） 日程第7、常任委員会の閉会中の審査事項についてを議題といたします。

総務厚生及び建設文教常任委員長より議長あてに閉会中に所管事務の調査をしたい旨申請がきておりますので、その概要を説明いたします。

まず、総務厚生常任委員会ではありますが、10月30日から1泊2日の日程で佐賀県佐賀市において、次の建設文教常任委員会ではありますが、11月18日から20日まで2泊3日の日程で、富山県上市町、滋賀県竜王町において、それぞれの所管事務の調査を実施したいとのことであります。

お諮りします。ただいま説明しました調査についてはそれぞれの常任委員会の閉会中の審査事項とし、各常任委員会は閉会中も活動できることとしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中石 高男君） 異議なしと認めます。よって、ただいま説明しました調査については、それぞれの常任委員会の閉会中の審査事項とし、各常任委員会は閉会中も活動できることに決しました。

---

#### 日程第8. 議員派遣の件について

○議長（中石 高男君） 日程第8、議員派遣の件について議題とします。

今後の議員派遣についてお諮りします。お配りしております資料のとおり、県町村議会議員大会、県町村議会議長会視察研修、幹部議員研修会、全国町村議会議長大会、議会広報研修会にそれぞれ議員を派遣することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中石 高男君） 異議なしと認めます。よって、議員派遣については、別紙資料のとおり、それぞれ議員を派遣することに決しました。

---

○議長（中石 高男君） 以上ですべての案件を終了しましたが、6月定例会後の議長の公務報告はお手元に配付してあるとおりであります。

しばらく本会議を休憩し、全員協議会といたします。

午前11時42分休憩

-----  
〔全員協議会〕  
-----

午後0時36分再開

○議長（中石 高男君） 引き続き本会議を再開します。

---

○議長（中石 高男君） 以上で今会期の全日程を終了しましたので、これをもって平成20年第

6回三股町議会定例会を閉会いたします。

午後0時37分閉会

---

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

議 長

署名議員

署名議員